

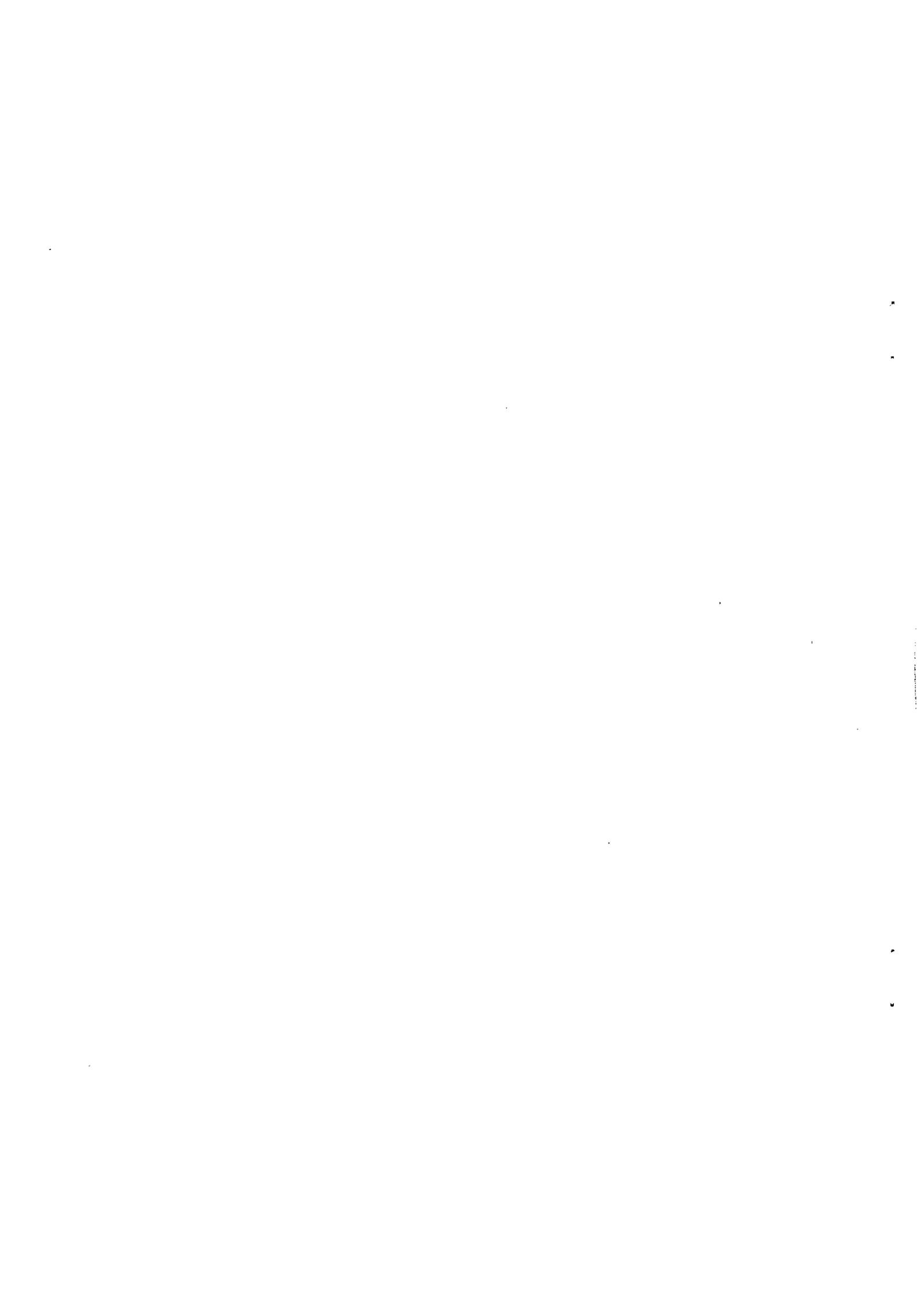
平成29年10月19日作成

第7期 守谷市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

(案)

平成 年 月

守 谷 市



目次

第一編 総論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画の趣旨	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の性格	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	5
6 計画の進行管理	5
第2章 高齢者をめぐる現状と課題	6
第1節 守谷市の概況	6
1 本市の位置	6
2 総人口、世帯数の推移	6
第2節 高齢者等の現状	8
1 年齢3区分別人口構成の推移	8
2 高齢化率の推移	9
3 ひとり暮らし高齢者の推移	10
4 地区別高齢者世帯の推移	10
5 高齢者の就業状況	12
6 疾病の動向	13
7 要介護者の疾病の現状	15
第3節 日常生活圏域ごとの特徴と地域性	17
1 日常生活圏域の設定	17
2 6地区の概況	17
3 在宅介護実態調査結果	32
第4節 高齢者人口等の推計	35
1 総人口、高齢者人口等の推計	35
2 前期・後期高齢者人口の推計	35
3 要支援・要介護認定者数の推移と推計	36
第5節 高齢者保健・福祉サービス及び地域支援事業の現状と課題	37
1 社会参加・生きがい対策の取組	37
2 生活支援・自立支援サービスの取組	39
3 保健サービスの取組	40
4 地域支援事業の取組	41
5 高齢者にもやさしいまちづくりの取組	42
第6節 介護予防事業の検証	43

第3章 計画の基本的方向	47
第1節 計画の基本理念と基本目標	47
1 基本理念	47
2 基本目標	47
3 重点取組	48
第2節 施策体系	53
第二編 各論	54
基本目標1 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	55
基本施策1 地域包括支援センターの運営強化	55
基本施策2 生活支援体制整備事業の推進	57
基本施策3 介護予防・生活支援サービスの充実	58
基本施策4 認知症を地域で支える仕組みづくり	59
基本施策5 在宅医療・介護連携の推進	60
基本施策6 地域共生社会の推進	61
基本目標2 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援	63
基本施策1 介護予防事業の円滑な実施	63
基本施策2 認知症対策の推進	64
基本施策3 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進	65
基本施策4 保健事業の推進	68
基本目標3 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供	69
基本施策1 高齢福祉サービスの充実	69
基本施策2 高齢者を介護する方への支援の充実	71
基本施策3 高齢者の権利擁護のための支援の充実	72
基本施策4 地域の実情に応じた支援の充実	73
基本目標4 介護保険事業の円滑な実施	77
基本施策1 介護保険の運営	77
基本施策2 介護給付・介護予防給付の適正化	90
基本施策3 介護保険料の算定	98
第三編 資料	99
第1章 各審議会等の経過等	99
第1節 守谷市保健福祉審議会及び地域包括ケアシステム分科会の経過	99
1 保健福祉審議会の審議経過	99
2 地域包括ケアシステム分科会の審議経過	99
第2節 審議会設置条例等	102
1 守谷市保健福祉審議会条例	102
2 守谷市保健福祉審議会委員名簿	104
第2章 用語解説	106

第一編 總論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

1 計画の趣旨

2000年4月に、介護保険制度が施行されてから17年が経過し、介護保険は高齢期の国民を支える社会保険制度として定着しています。

介護保険については、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、介護需要が増大することが想定され、制度の適正運営とその持続、そして地域の実情やニーズを踏まえた適切な介護サービスの提供、さらに高齢者が住み慣れた地域での自立した日常生活を営むことができるような体制づくりが課題となっています。

国では、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」を2017年5月に成立させ、制度の持続可能性を確保することに配慮し、また介護を必要とする方に必要なサービスが提供されるように、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進②医療・介護の連携の推進等③地域共生社会※1の実現に向けた取組の推進等④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする⑤介護納付金への総報酬割の導入などの改正を行っています。

このような中であって、市町村には老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画※及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画※を一体のものとして策定することが義務付けられていて、守谷市においても3年ごとに守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者を対象にした各施策に取り組んでいるところです。

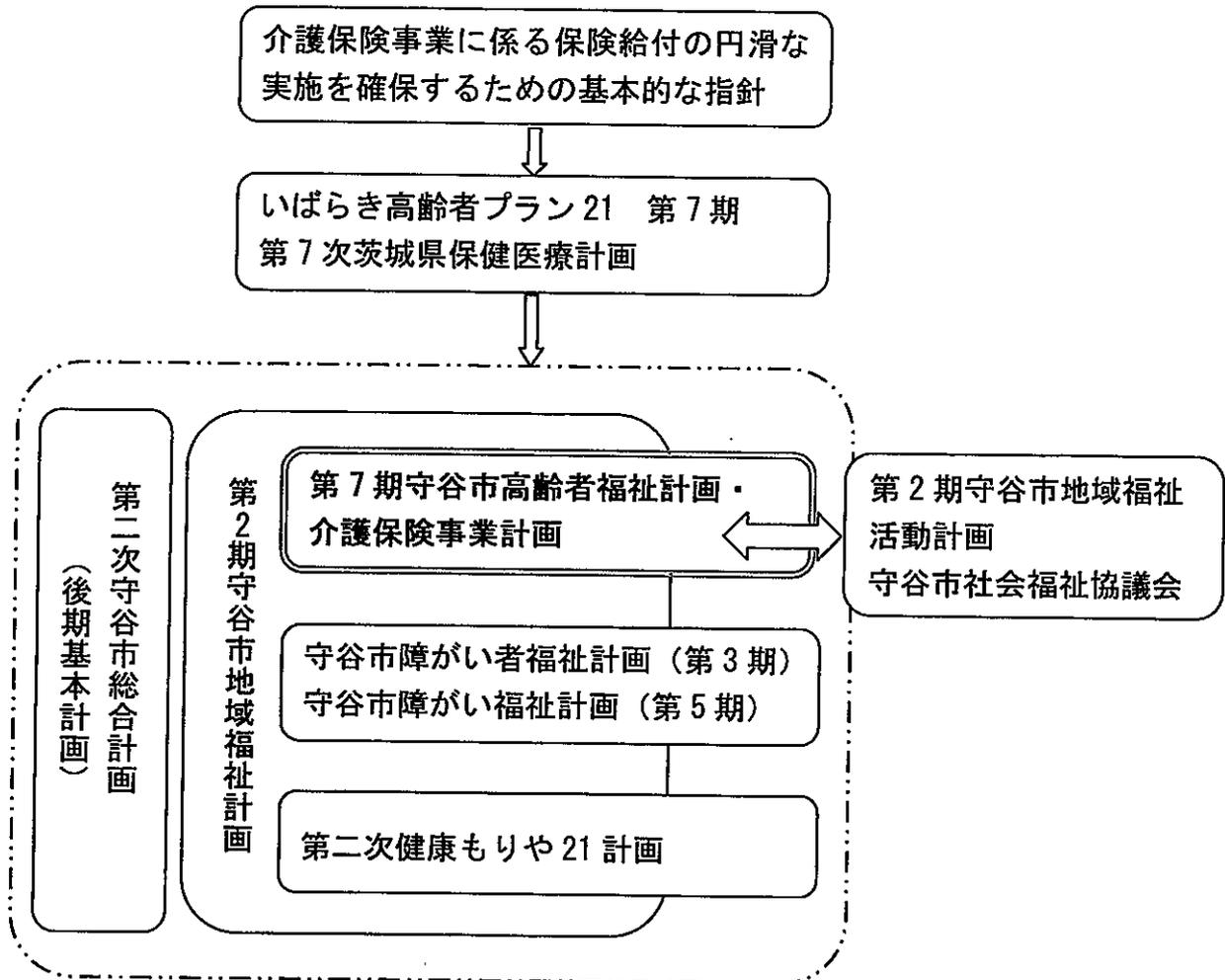
2015年度～2017年度を計画期間とする「第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第6期計画」という。）」では、基本理念「いきいきと暮らせる高齢者福祉の推進」を掲げ、高齢者の健康づくりや生きがいくりの支援、地域の高齢者を支える仕組みづくり、医療との連携等、そして住み慣れた守谷で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう「地域包括ケアシステム」構築のための基盤づくりに取り組んできました。

この第6期計画期間が終了するにあたり、高齢化率の上昇や高齢者のみ世帯の増加等、高齢者を取り巻く社会状況の変化に対応するため、第6期計画までの取組を土台に、地域・関係機関・行政の連携をいっそう強化しながら、①高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して暮らせる仕組みづくり②高齢者が健康にいきいきと生活できるような支援③認知症施策の総合的推進④介護保険事業の適正運営を最重要課題として、市内各地域の特性と市民ニーズを踏まえた各施策を、総合的並びに体系的に実施していくために、「第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）」を策定するものです。

※1 地域共生社会は、“高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されている。

2 計画の位置づけ

第7期計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に基づいて策定するもので、第2期守谷市地域福祉計画等とともに、第二次守谷市総合計画（後期基本計画）の個別計画に位置付けられ、国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）・県のいばらき高齢者プラン21計画及び茨城県保健医療計画と整合性を図っています。



3 計画の性格

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画からなり、高齢者福祉計画は、全ての高齢者を対象に、保健福祉サービスとその体制に関する方向性を定め、介護保険事業計画は、介護等が必要な高齢者等を対象に、介護給付サービス、予防給付サービス及び地域支援事業について定める計画です。

本計画は、各サービスについて一体的に策定したものであり、市の高齢者に対する保健福祉施策を総合的、体系的に推進するための指針とするものです。

なお、本計画はいわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を見据えた上で策定しました。

4 計画期間

本計画の期間は、2018年度を初年度とする2020年度までの3年間とします。

なお、本計画の進捗状況や法律改正等を踏まえ、2020年度に次期計画を策定します。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市内の65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者を対象に記名式で実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(2017年4月実施回答率68.1%)及び在宅で生活している要介護認定者を対象に実施した在宅介護実態調査結果(602件)を踏まえて、保健・医療・福祉団体の関係者、学識経験者、介護保険の被保険者等からなる守谷市保健福祉審議会及び同地域包括ケアシステム分科会において、計画の方向性や内容について協議を重ねました。

6 計画の進行管理

本計画の進行管理は、守谷市保健福祉審議会及び守谷市地域包括支援センター運営協議会において、進捗状況を毎年度評価し、次期計画に向けた見直しを協議していきます。

第2章 高齢者をめぐる現状と課題

第1節 守谷市の概況

1 本市の位置

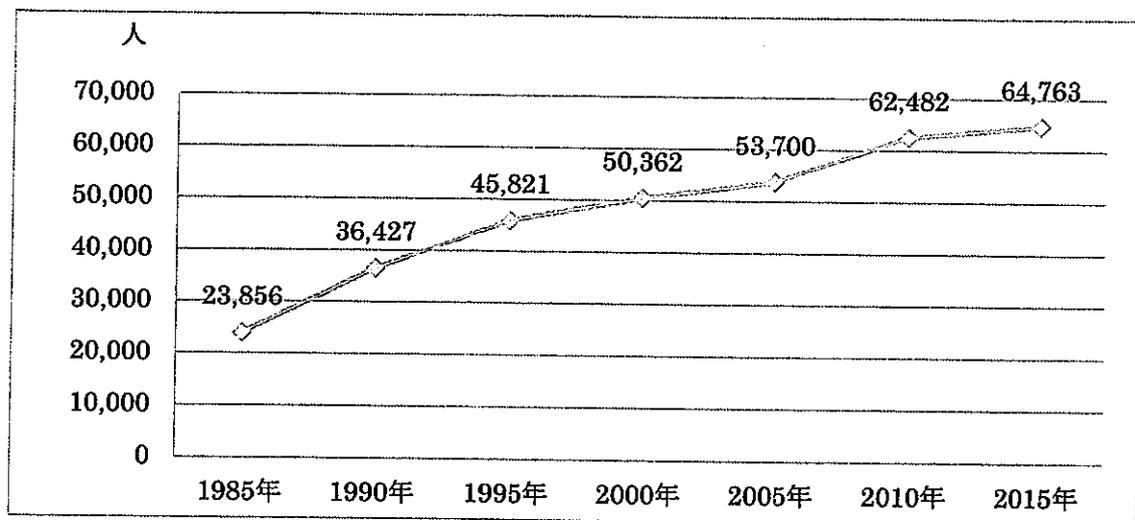
本市は、茨城県の南西端、東京都心から40 km圏内に位置し、利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた水と緑の豊かな市です。東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市、南は利根川を挟んで千葉県柏市及び野田市に接した、東西7.5 km、南西7.2 km、面積35.71 km²の市です。

2 総人口・世帯数の推移

市の総人口を1985年と2015年で比較すると、この30年間で約2.7倍に、世帯数は約4倍に増加しています。

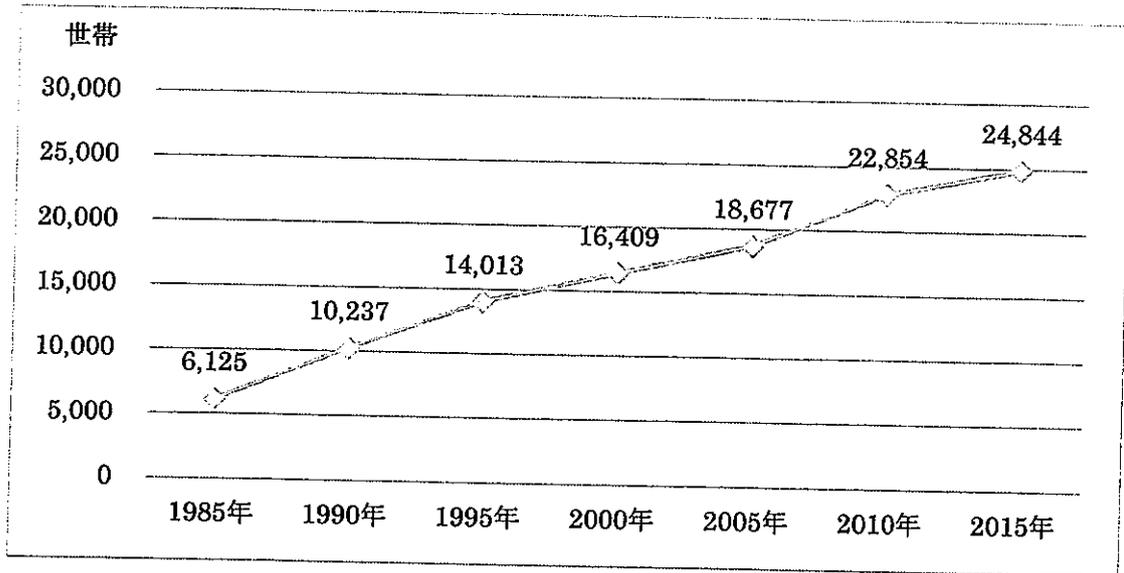
しかし、人口の増加に反して、1世帯当たりの人員は減少傾向であり、2015年には、1世帯当たりの人員が約2.6人となっています。

グラフ1 人口の推移（守谷市）



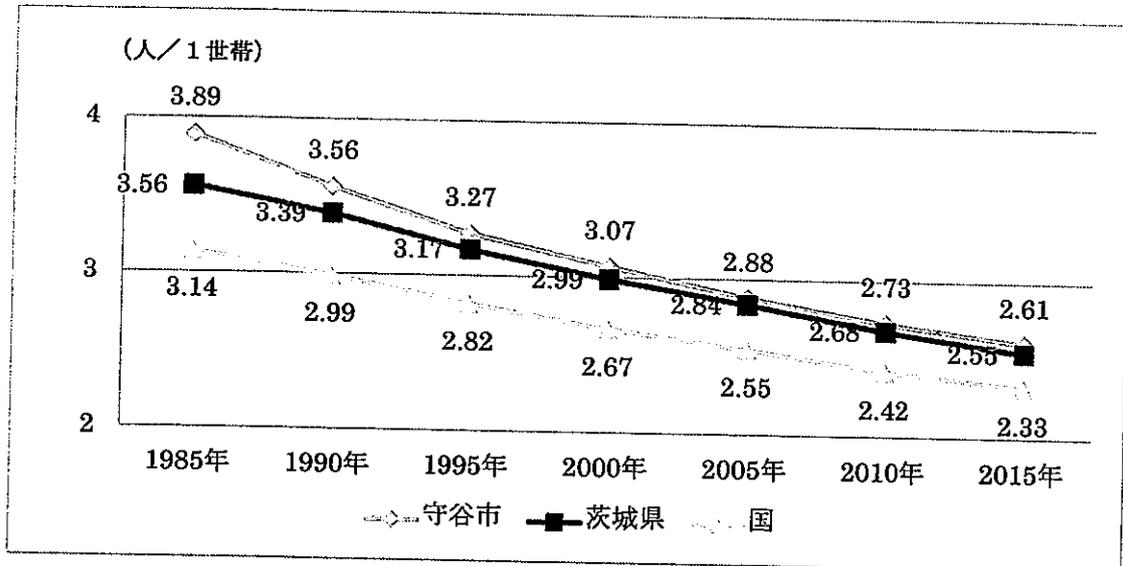
資料：国勢調査

グラフ2 世帯数の推移 (守谷市)



資料：国勢調査

グラフ3 1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

第2節 高齢者等の現状

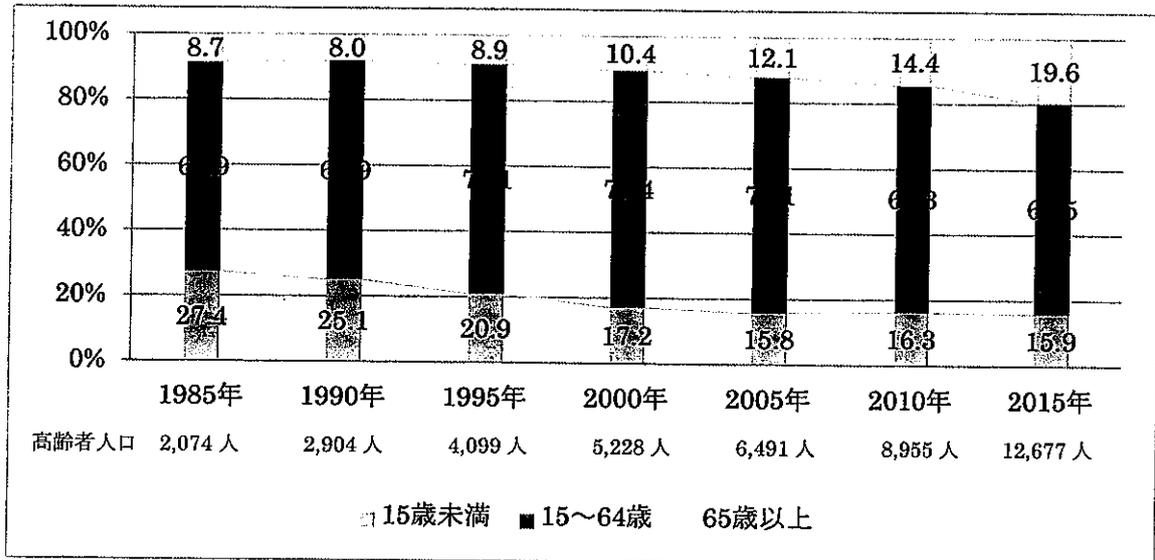
1 年齢3区分別人口構成の推移

65歳以上の高齢者人口は、2015年には12,677人となり1985年と比較すると、約6.1倍と大きく増加しています。また、65歳以上の2015年の人口構成比では高齢者が19.6%増加していることがわかります。一方で高齢者人口の伸びに対して、15歳未満の年少人口は減少傾向にあり、15歳から64歳までの生産年齢人口も、2000年の72.4%をピークに2015年には64.5%まで減少しています（グラフ4）。

高齢者の年齢別人口の推移をみると、2010年から2015年までの5年間で65歳から74歳までの人口が5,475人から8,145人と大きく増加しているだけでなく、75歳以上の人口も、2010年までの伸びと比べて増加していることがわかります（グラフ5）。

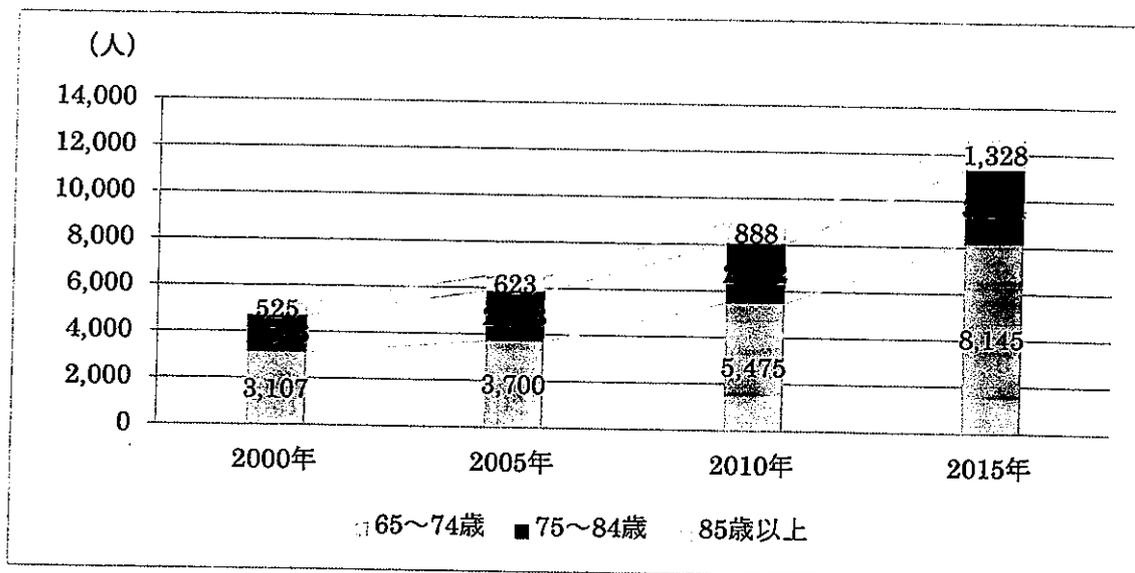
増加傾向にある65歳から74歳までの年代が、10年後には全て75歳となることにより、後期高齢者が増加し、65歳以上の高齢者の人口構成比が大きく変化することが予想されます。

グラフ4 年齢別3区分別人口構成の推移（守谷市）



資料：国勢調査

グラフ5 年齢別高齢者人口の推移（守谷市）

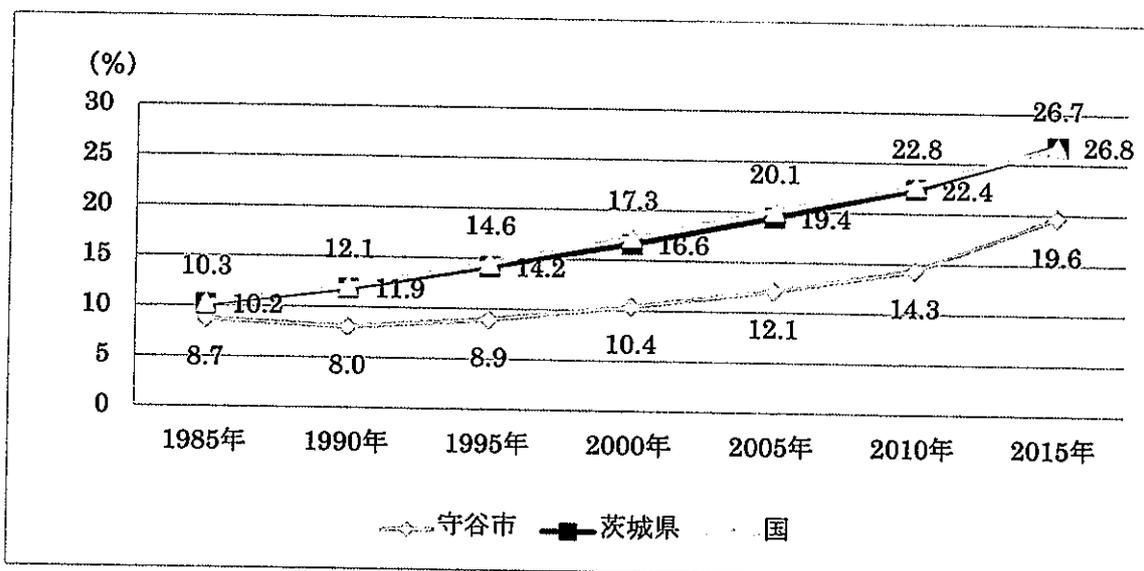


資料：国勢調査

2 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国や県と比較すると低い状況ですが、2000年以降増加傾向です。特に、2010年と2015年を比較すると、5.3ポイント増加しており、急激に高齢化が進んでいることわかります（グラフ6）。

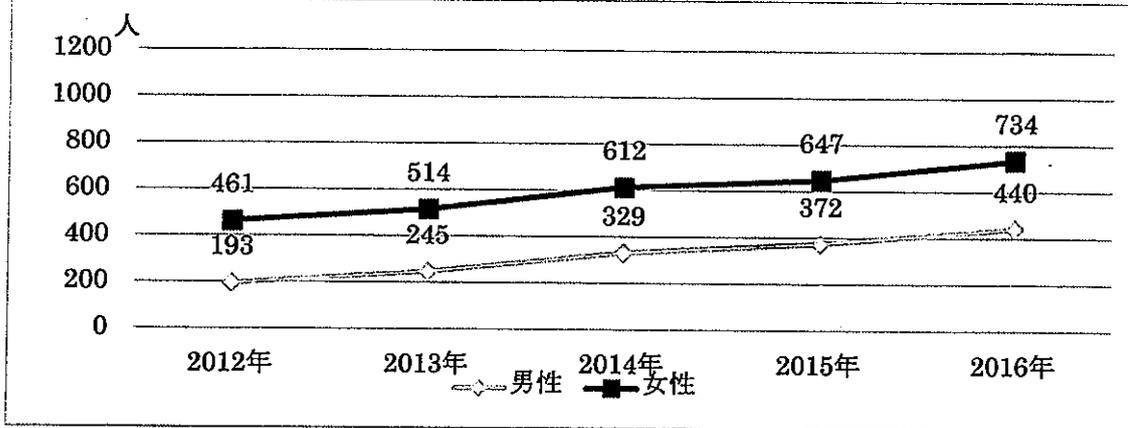
グラフ6 高齢化率の推移



資料：国勢調査

3 ひとり暮らし高齢者の推移

ひとり暮らし高齢者数は、男女とも年々増加しており、2012年から2016年の4年間で、



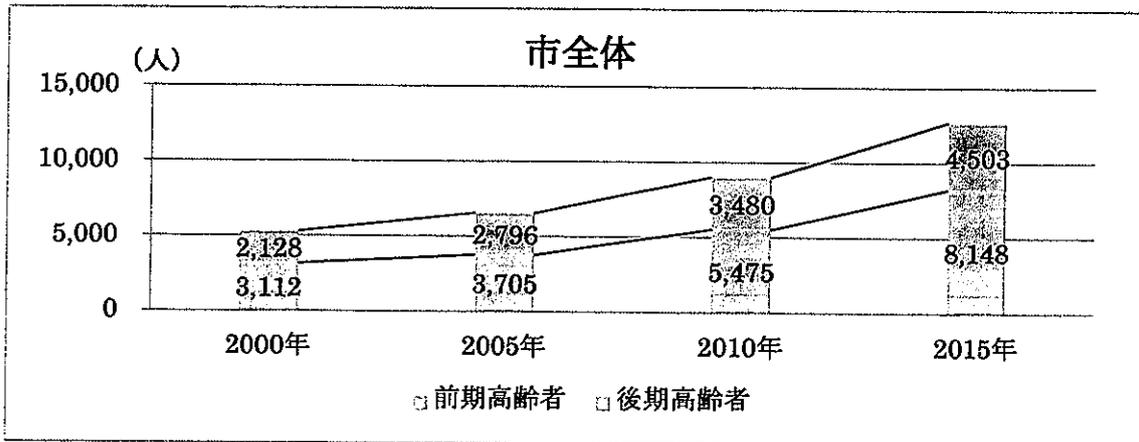
資料：介護福祉課（各年度末現在）

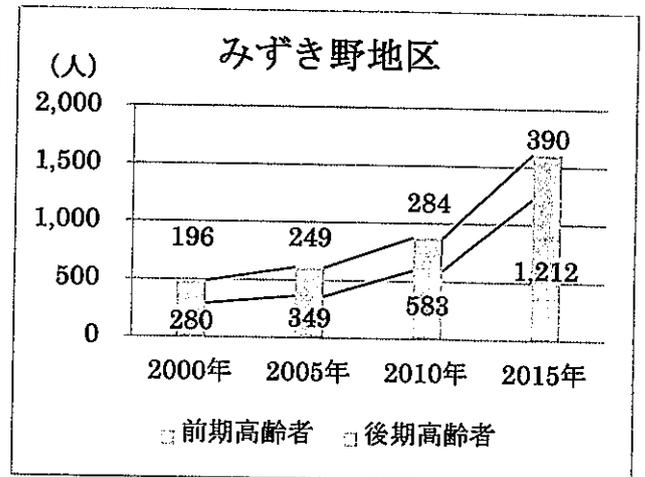
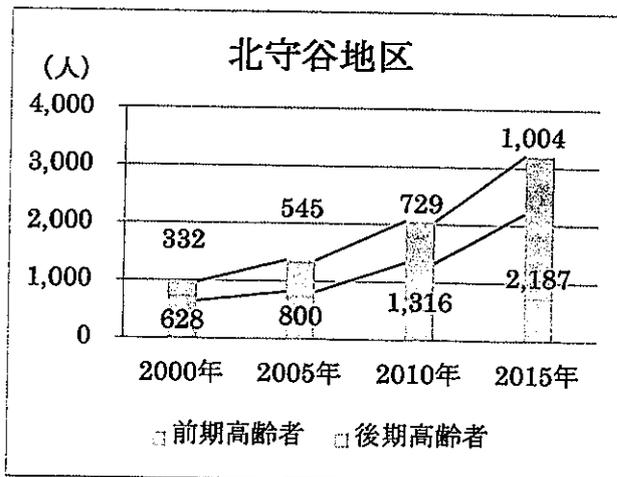
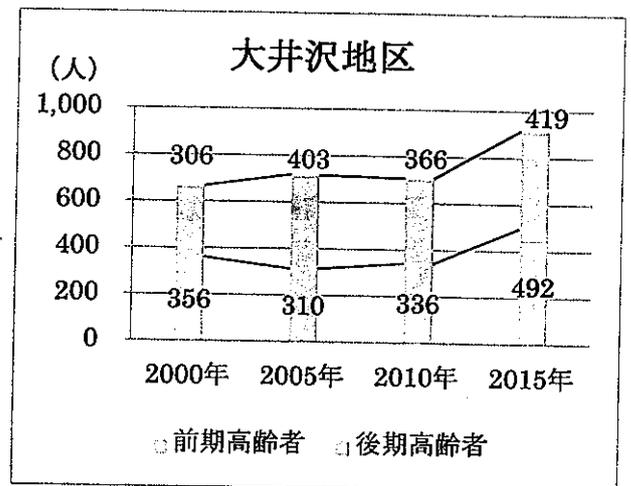
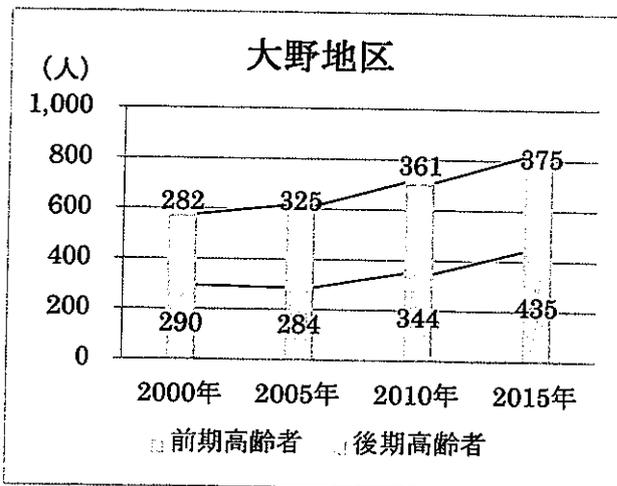
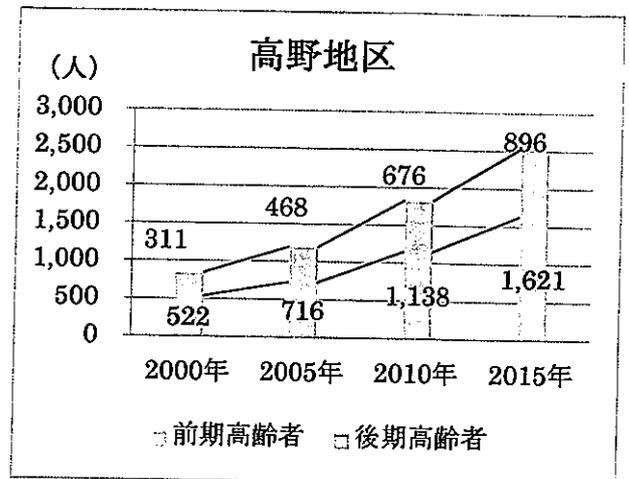
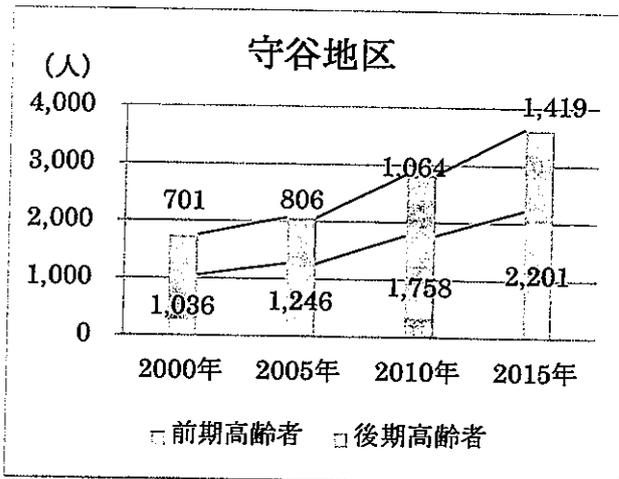
4 地区別高齢者人口の推移

市全体では、2000年と2015年と比較して前期高齢者は2.6倍、後期高齢者は2.1倍となっており、特に2010年から2015年の5年間に大きく増加しています。

6地区別の高齢者人口の推移をみると、市全体と比較し前期高齢者数の増加が大きい北守谷地区で3.5倍、みずき野地区で4.3倍となっています。大野地区及び大井沢地区は、前期・後期高齢者の人数がほぼ同程度となっています（グラフ8）。

グラフ8 各地区の高齢者人口の推移





資料: 国勢調査

5 高齢者の就業状況

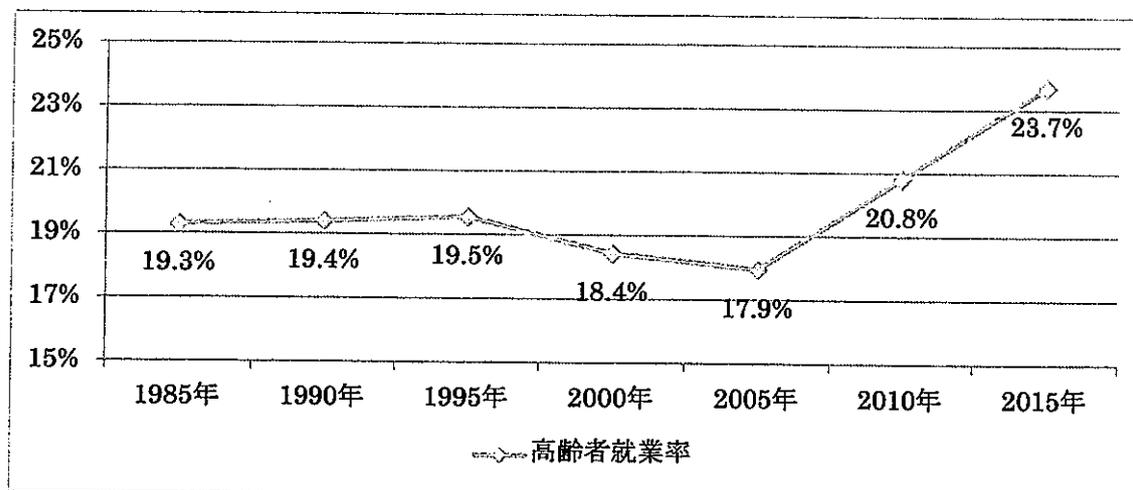
65歳以上の就業者数は、1985年と2015年を比較すると7.5倍に増加しています(表1)。また、2015年の高齢者人口に対する就業者数の割合は、23.7%と2010年以降増加傾向となっています(グラフ9)。増加の背景には、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正(2013年4月施行)により、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により高齢者の雇用が促進されていることが考えられます。

表1 高齢者の就業状況

区分	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
高齢者人口	2,074	2,904	4,099	5,228	6,491	8,955	12,651
65歳以上 就業者数	400	563	801	963	1,164	1,863	2,997

資料：国勢調査

グラフ9 高齢者の就業率



資料：国勢調査

6 疾病の動向

本市の死亡原因をみると、2013年以降は、国同様、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位は肺炎となっています（表2）。

また、茨城県市町村別健康指標をみると、本市の死亡原因で、全国と比べて死亡率が高い疾患はほとんどありませんが、女性の乳房の悪性新生物が高くなっています（グラフ10）。

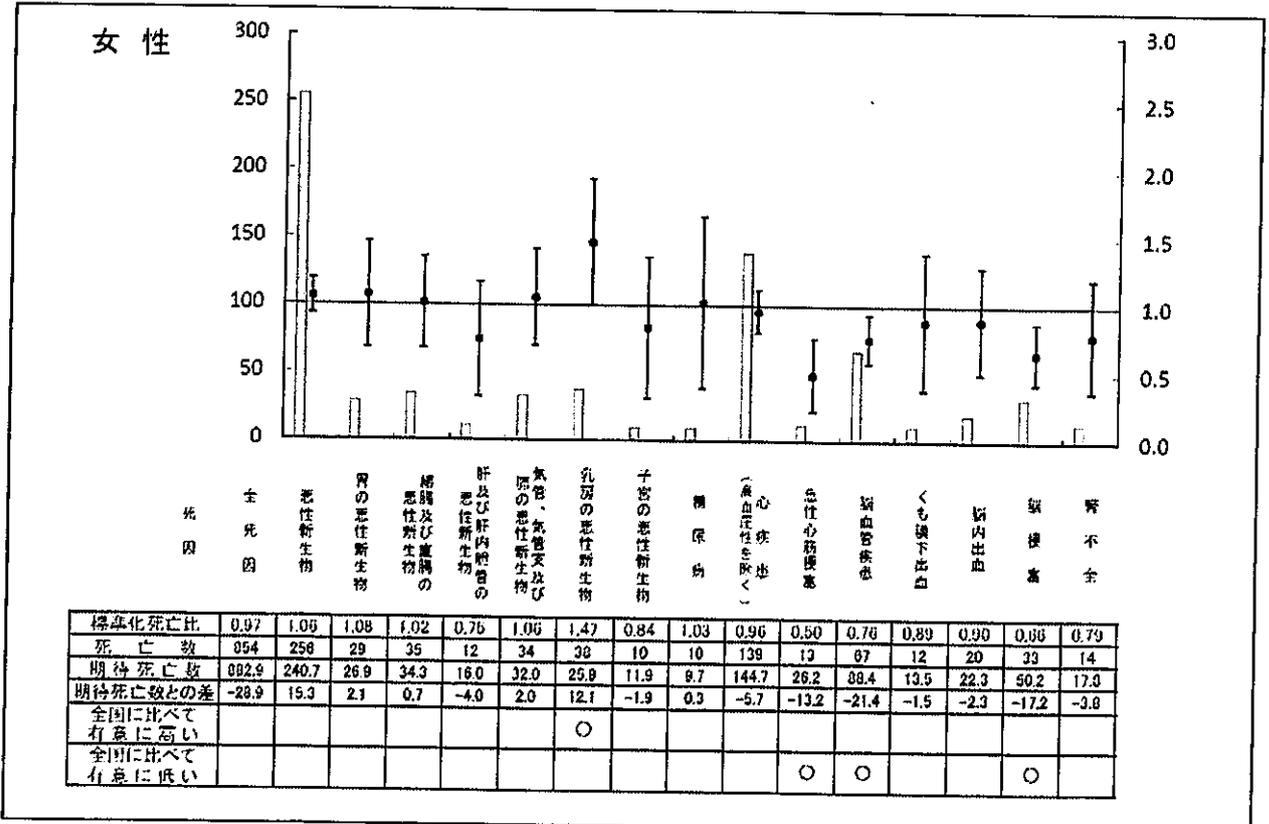
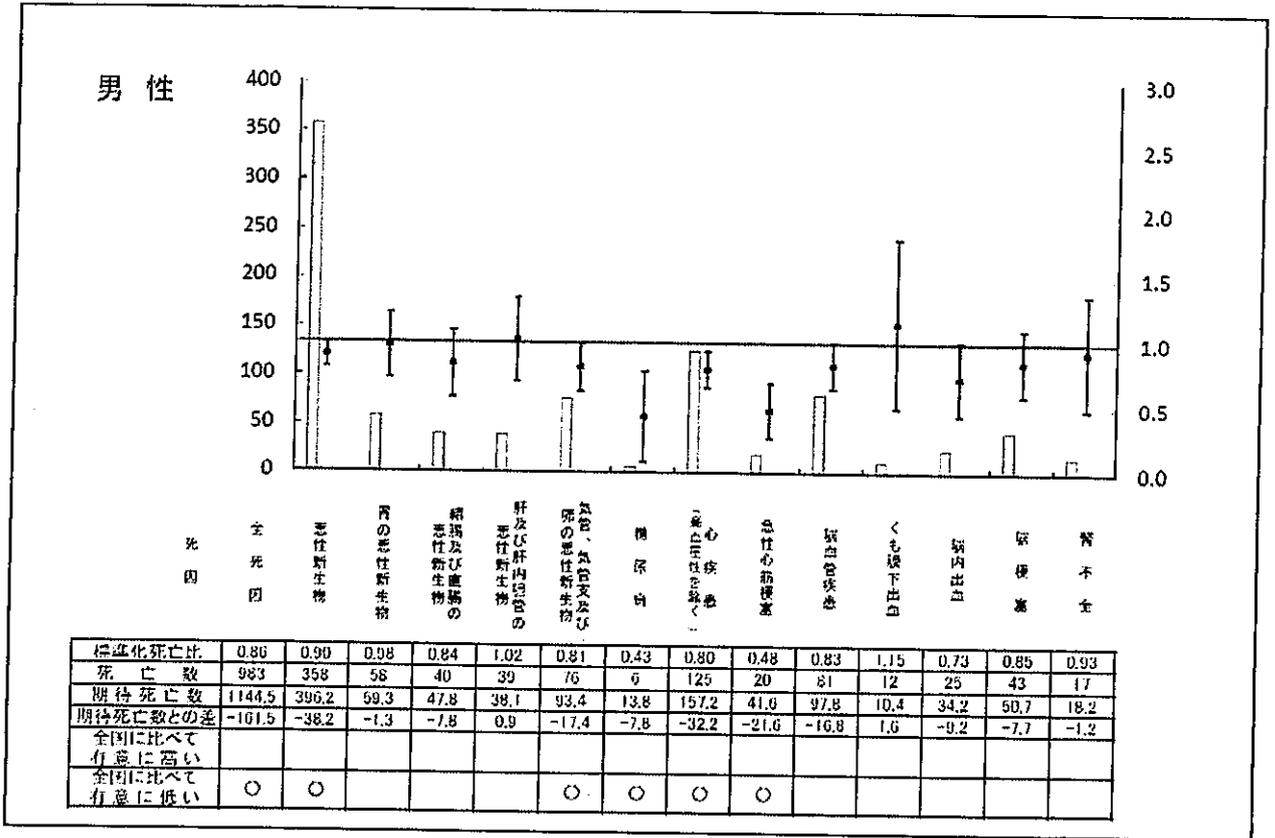
死亡統計の観点からも、若い世代からのがん検診の推進が重要となります。

表2 死亡原因

死亡順位		1位	2位	3位
2012年	国	悪性新生物	心疾患	肺炎
	県	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
	市	悪性新生物	心疾患	老衰
2013年	国	悪性新生物	心疾患	肺炎
	県	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
	市	悪性新生物	心疾患	肺炎
2014年	国	悪性新生物	心疾患	肺炎
	県	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
	市	悪性新生物	心疾患	肺炎

資料：茨城県 保健福祉年報

グラフ10 死亡数 標準化死亡比※1



資料：平成29年茨城県市町村別健康指標

※1 標準化死亡比：人口構成の影響（高齢化率等）を除外した場合に、死亡率が「全国」の何倍であるかを表したものの。点の上下に伸びているヒゲは、結果にどのくらいの信頼性があるのかを示している。ヒゲ全体が 1.0 より上にある場合は、全国と比べて死亡率が「高い」、1.0 より下にある場合は、「低い」、1.0 をまたいでいる場合は、死亡率が「高いとも低いともいえない」ということになる。

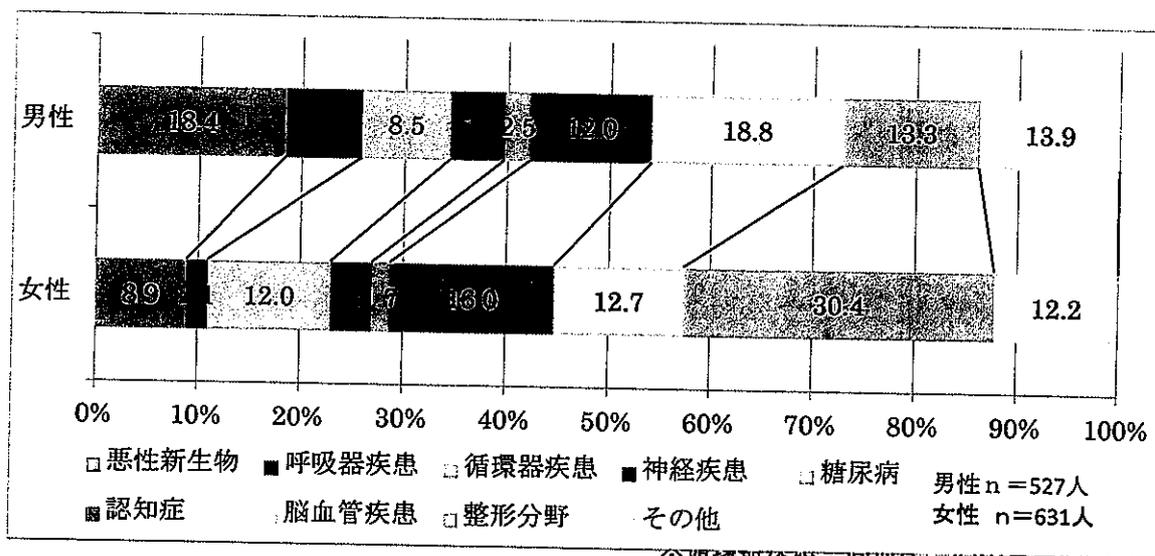
7 要介護者の疾病の現状

新規介護認定者の疾病状況をみると、男性は、脳血管疾患が 18.8%、悪性新生物が 18.4%と高く、女性は関節症、骨折等を含む整形分野が 30.4%、認知症 16.0%と高いことがわかります。また、年齢別の疾病分類をみると、74 歳までに多い疾病は、悪性新生物及び脳血管疾患であり、年齢と共に増加する疾患は、骨折等の整形分野と認知症が多い状況です。また、年齢と共に増加している循環器疾患ですが、心疾患と高血圧はほぼ同程度の割合です。

新規介護認定者に比較的多い疾病は、生活習慣病の重症化から発症しやすい脳血管疾患や心疾患であり、さらに糖尿病との関係が明らかである認知症は、前期高齢者にも約 1 割の方がいることがわかりました。

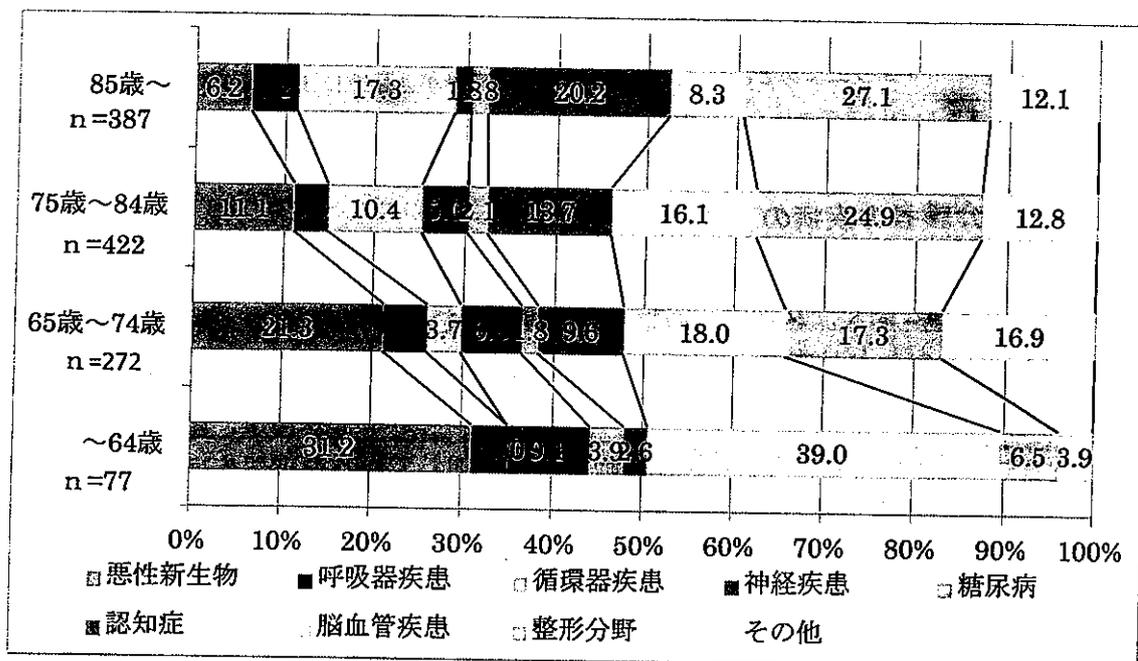
上記のように、要介護認定者と生活習慣病が関係していることから、今後も生活習慣病予防や重症化対策が要介護認定率を増加させない重要な対策と考えます。

グラフ 30 新規認定者疾病割合(男女別)



※整形分野：骨折、腰痛、股関節疾患等

グラフ 31 新規介護認定者疾病割合（年代別）



資料：2014年度～2016年度要介護認定意見書

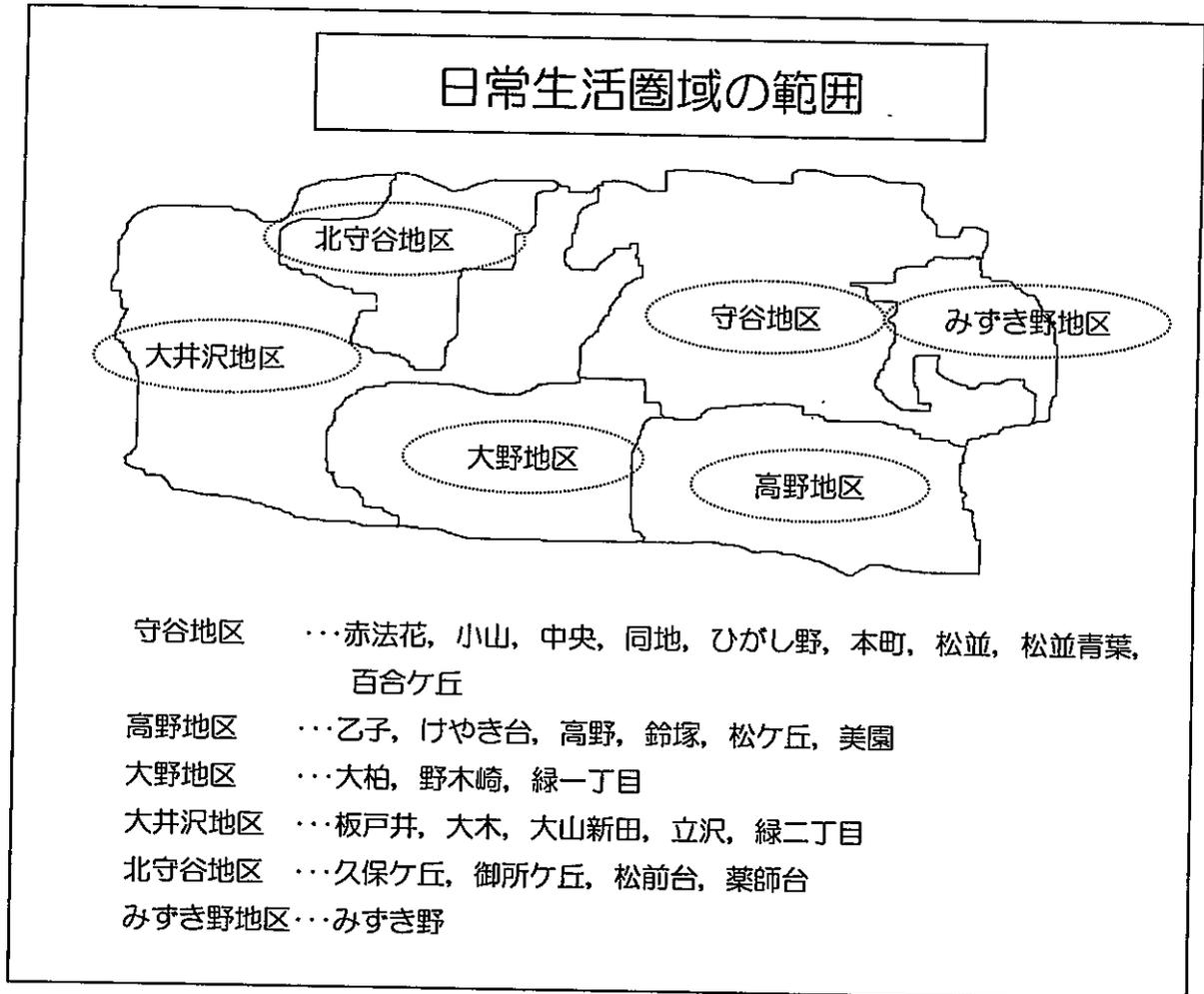
※循環器疾患：高血圧、心不全等心疾患

※整形分野：骨折、腰痛、股関節疾患等

第3節 日常生活圏域ごとの特徴と地域性

1 日常生活圏域の設定

本市では、別に定める守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画と連携し、日常生活圏域を6地区に設定しています。



2 6地区の概況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）

高齢者の状況を把握するため、2017年4月にニーズ調査を実施し、以下の概要で調査を実施しました。

- ① 調査地域 : 守谷市全域
- ② 調査対象者 : 守谷市在住の65歳以上の高齢者（要介護認定者以外）
12,264名
- ③ 調査方法 : 郵送配布, 郵送回収
- ④ 実施年月日 : 2017年4月
- ⑤ 回答数 : 8,351件 回収率 68.1%

(2) ニーズ調査結果

① 6 地区別年齢別人口

ニーズ調査の結果、6 地区の 65 歳から 74 歳までの前期高齢者人口の割合をみると、市全体の 66% に対し、大野地区では約 10 ポイント低く、逆にみずき野地区では約 11 ポイント高いことがわかりました。また、75 歳以上の後期高齢者は、市全体の 34% に対し、大野地区では約 10 ポイント高く、みずきの地区は約 10 ポイント低くなっています (表 3)。

このように、現状で後期高齢者が多い大野地区と前期高齢者が多いみずき野地区では、年齢構成の違いによる課題があると考えます。

表 3 高齢者地区別年齢別人数

	前期高齢者			後期高齢者			合計	
	65~69 歳	70~74 歳		75~79 歳	80~84 歳	85 歳 以上		
市全体	3,171 38.3	2,289 27.7	5,460 65.97	1,542 18.6	798 9.6	477 5.8	2,817 34.03	8,277 100
守谷 地区	756 31.8	671 28.3	1,427 60.08	531 22.4	271 11.4	146 6.1	948 39.92	2,375 100
高野 地区	549 34.7	482 30.5	1,031 65.21	312 19.7	157 9.9	81 5.1	550 34.79	1,581 100
大野 地区	142 32.0	107 24.1	249 56.08	90 20.3	59 13.3	46 10.4	195 43.92	444 100
大井沢 地区	181 37.6	110 22.9	291 60.50	86 17.9	49 10.2	55 11.4	190 39.50	481 100
北守谷 地区	932 42.6	606 27.7	1,538 70.36	366 16.7	180 8.2	102 4.7	648 29.64	2,186 100
みずき野 地区	611 50.5	313 25.9	924 76.36	157 13.0	82 6.8	47 3.9	286 23.64	1,210 100

上段：人

下段：%

【各地区のリスクの状況】

ニーズ調査回答者(人)			
守谷市	8,277		
守谷地区	2,375	高野地区	1,581
大野地区	444	大井沢地区	481
北守谷地区	2,186	みずき野地区	1,210

【二次予防事業 7つのリスク】

- ①運動機能リスク ②口腔機能リスク ③低栄養リスク
- ④生活機能リスク ⑤閉じこもりリスク
- ⑥もの忘れリスク ⑦うつリスク

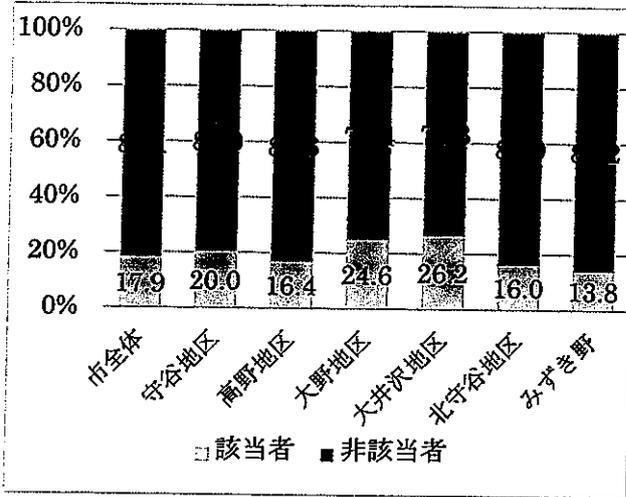
二次予防事業対象者の判定を行うための7つのリスクを、それぞれ地区毎に出したところ、下記のような点がわかりました。

運動機能リスクは、後期高齢者の割合が高い大野地区、大井沢地区が高い傾向です。運動機能を年齢別に比較すると、80歳以上になると各地区とも該当割合が増加し、いずれの地区も85歳以上で急増します。また、口腔機能リスクは、地域格差は比較的小さいものの、該当者を年代別に比較すると80歳以上で急増しています。

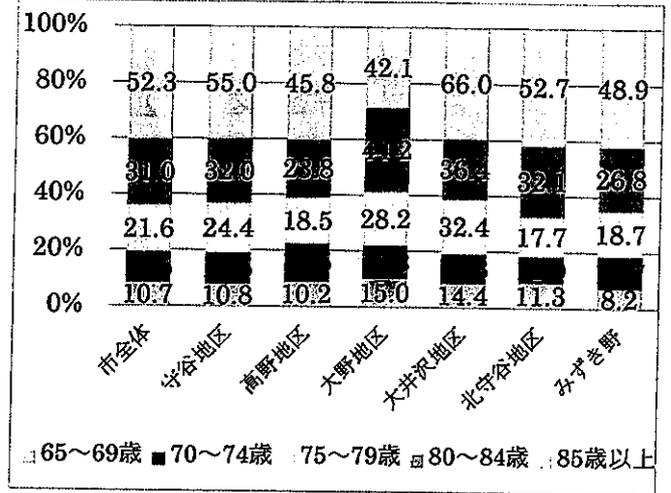
低栄養リスクの該当割合は、地区に関係なく低い状況であり、該当者の多くは85歳以上であることがわかります。生活機能リスクは、運動機能・口腔機能・低栄養・閉じこもり・物忘れ等心身機能を総合的に判断する指標ですが、地区毎の差は大きくないものの、年齢別にみると、他の地区と比較し大野地区は80歳から84歳までの該当割合が高く、85歳以上の割合は低いことがわかります。

また、物忘れリスクとうつリスクは、地域格差や年代による差は他のリスクと比較し小さいものの、該当割合が6地区とも4割を超え高い状況から、物忘れに対する関心や意識が高いことが見てとれます。うつリスクの該当割合は、84歳までは一定割合の該当者がいるものの、85歳以上でやや減少していることがわかります。

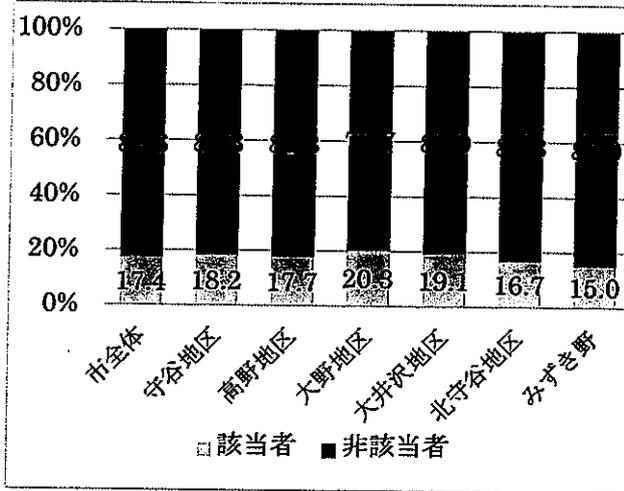
グラフ11 運動機能リスク該当割合



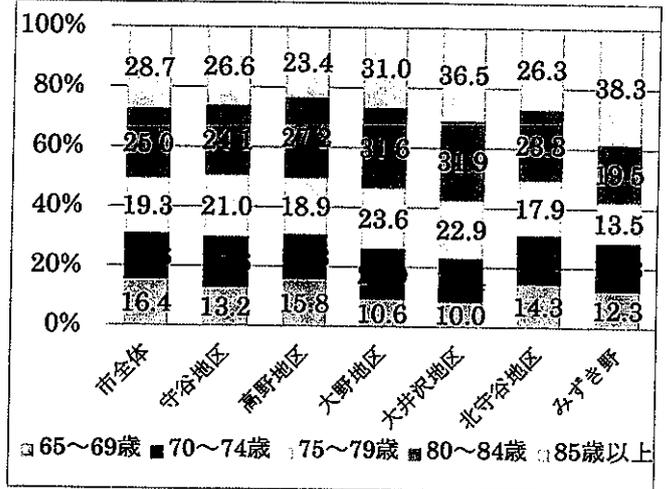
グラフ12 年齢別運動機能リスク該当割合



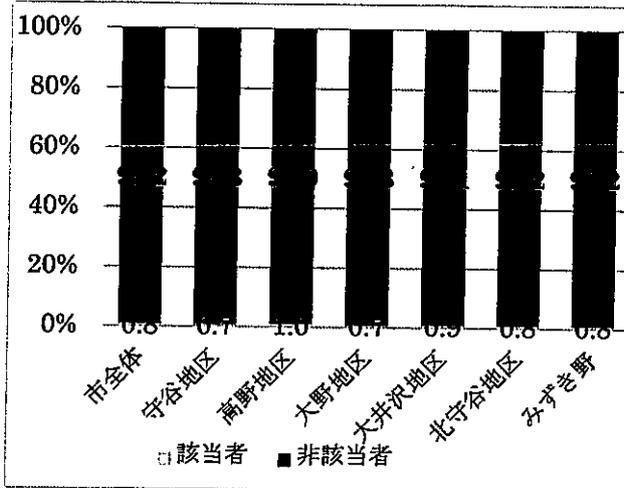
グラフ13 口腔機能リスク該当割合



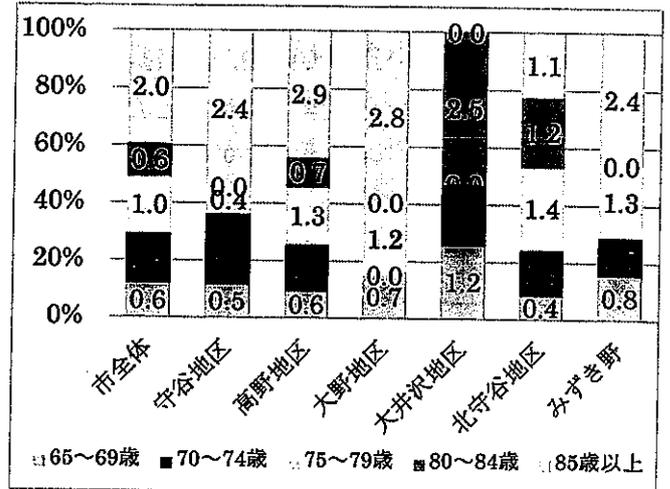
グラフ14 年齢別口腔機能リスク該当割合



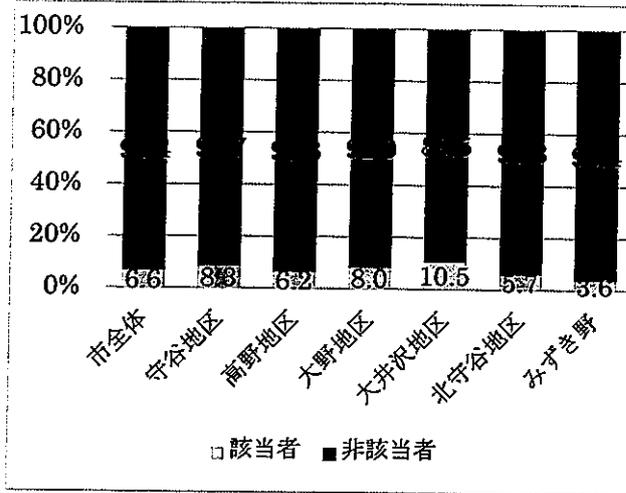
グラフ15 低栄養リスク該当割合



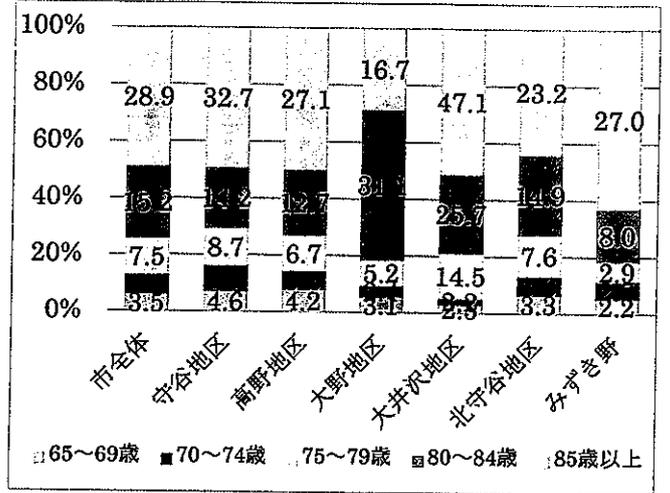
グラフ16 年齢別低栄養リスク該当割合



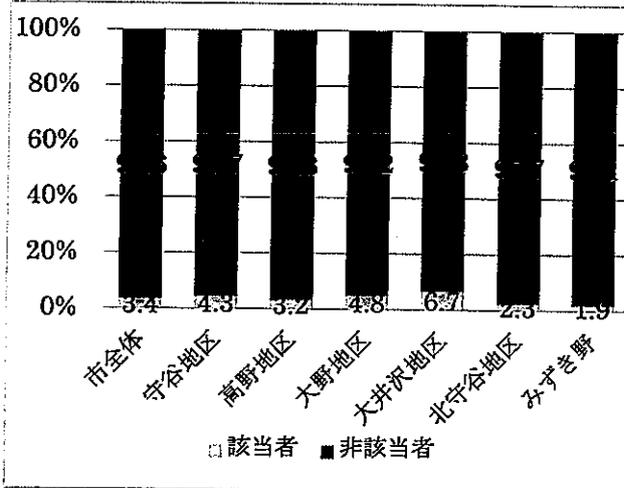
グラフ17 生活機能リスク該当割合



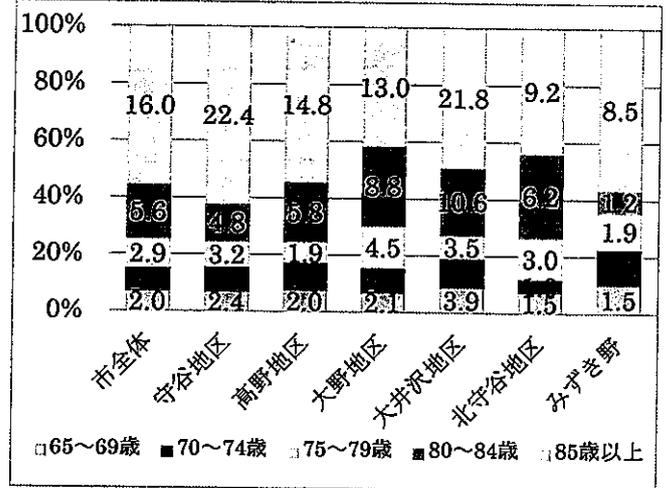
グラフ18 年齢別生活機能リスク該当割合



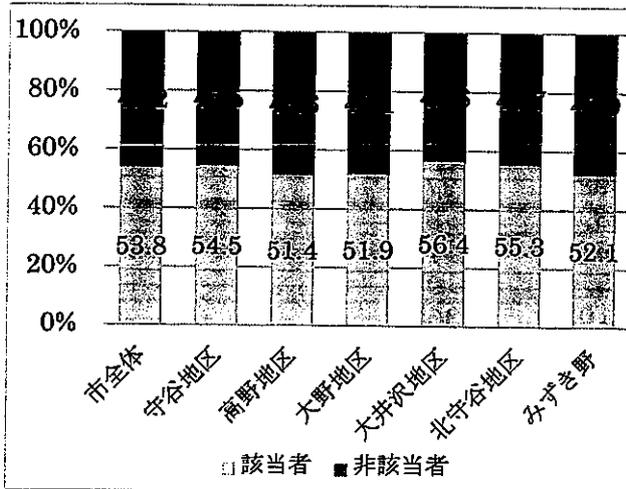
グラフ19 閉じこもりリスク該当割合



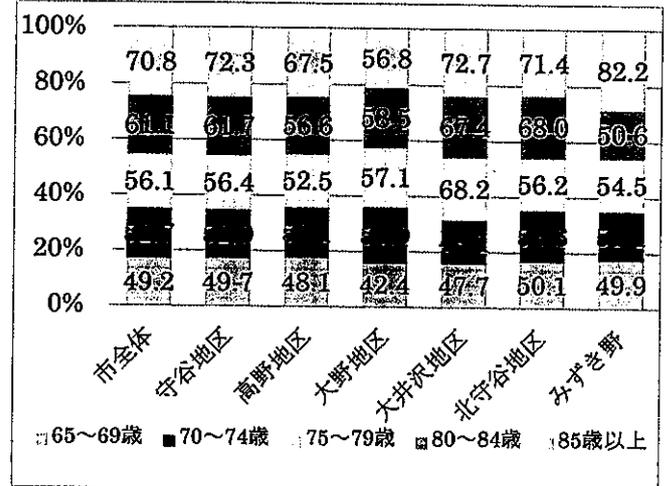
グラフ20 年齢別閉じこもりリスク該当割合



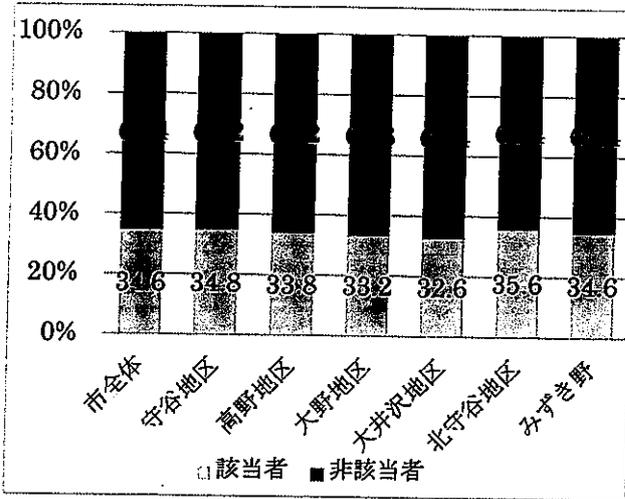
グラフ21 物忘れリスク該当割合



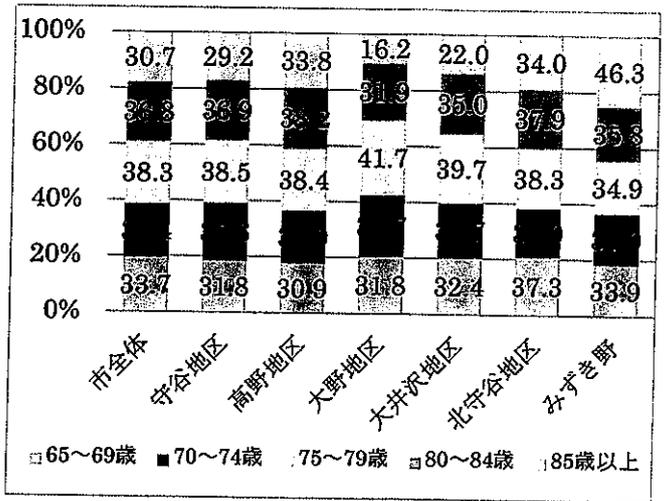
グラフ22 年齢別物忘れリスク該当割合



グラフ 23 うつリスク該当割合



グラフ 24 年齢別うつ該当割合



【各地区のニーズ調査の結果】

表 4 6 地区別外出頻度

外出頻度

上段：人
下段：%

		合計	ほとんど外出しない	週1回	週2～4回	週5回以上	無回答
全体		8277	279	653	3275	4013	57
		100.0	3.4	7.9	39.6	48.5	0.7
地区	みずき野地区	1210	23	70	518	595	4
		100.0	1.9	5.8	42.8	49.2	0.3
	守谷地区	2375	101	185	955	1113	21
		100.0	4.3	7.8	40.2	46.9	0.9
	高野地区	1581	51	110	595	814	11
		100.0	3.2	7.0	37.6	51.5	0.7
	大野地区	444	21	62	174	182	5
		100.0	4.7	14.0	39.2	41.0	1.1
大井沢地区	481	32	72	201	171	5	
	100.0	6.7	15.0	41.8	35.6	1.0	
北守谷地区	2186	51	154	832	1138	11	
	100.0	2.3	7.0	38.1	52.1	0.5	

表 5 6 地区別友人宅への訪問状況

友人への訪問の有無

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	8277	4161	3989	127
	100.0	50.3	48.2	1.5
みずき野地区	1210	526	673	11
	100.0	43.5	55.6	0.9
守谷地区	2375	1237	1102	36
	100.0	52.1	46.4	1.5
高野地区	1581	788	758	35
	100.0	49.8	47.9	2.2
大野地区	444	290	149	5
	100.0	65.3	33.6	1.1
大井沢地区	481	299	170	12
	100.0	62.2	35.3	2.5
北守谷地区	2186	1021	1137	28
	100.0	46.7	52.0	1.3

表 6 6 地区別外出を控える理由

外出を控えている理由 (複数回答)

	合計	病気	障害	足腰な どの痛 み	トイレ の心配	耳の障 害	目の障 害	外での 楽しみ がない	経済的 に出ら れない	交通手 段がな い	その他	無回答	非該当	
全体	954 100.0	137 14.4	25 2.6	489 51.3	146 15.3	97 10.2	80 8.4	143 15.0	106 11.1	107 11.2	102 10.7	64 6.7	7323	
地区	みずき 野地区	95 100.0	17 17.9	2 2.1	39 41.1	8 8.4	5 5.3	6 6.3	14 14.7	7 7.4	13 13.7	18 18.9	7 7.4	1115
	守谷地 区	305 100.0	43 14.1	6 2.0	158 51.8	39 12.8	28 9.2	28 9.2	44 14.4	25 8.2	29 9.5	30 9.8	22 7.2	2070
	高野地 区	185 100.0	23 12.4	8 4.3	96 51.9	38 20.5	18 9.7	16 8.6	34 18.4	24 13.0	21 11.4	20 10.8	13 7.0	1396
	大野地 区	75 100.0	10 13.3	0 0.0	49 65.3	9 12.0	10 13.3	5 6.7	9 12.0	9 12.0	9 12.0	0 0.0	7 9.3	369
	大井沢 地区	86 100.0	11 12.8	2 2.3	43 50.0	13 15.1	15 17.4	6 7.0	10 11.6	11 12.8	15 17.4	8 9.3	4 4.7	395
	北守谷 地区	208 100.0	33 15.9	7 3.4	104 50.0	39 18.8	21 10.1	19 9.1	32 15.4	30 14.4	20 9.6	26 12.5	11 5.3	1978

表 7 6 地区別相談相手の状況

家族や友人・知人以外の相談相手

	市全体	みずき野	守谷地区	高野地区	大野地区	大井沢地区	北守谷地区
自治会・町内・シニアクラブ	7.6	8.4	8.9	6.5	10.6	4	6.7
社会福祉協議会・民生委員	11.4	10.6	10.1	11.4	17.8	9.8	12.3
ケアマネジャー	3.3	2.7	3.8	2.9	2.5	2.5	3.6
医師・歯科医師・看護師	31.1	35	29.7	32.3	27	27.2	31.2
地域包括支援センター・役所	16.2	15.5	15.5	16.4	18.7	14.3	17.2
その他	6.4	7.1	5.8	7	7.2	6	6.3
そのような人はいない	36.2	37	35.2	35.1	27.3	33.1	40
無回答	12.3	7.5	14.8	13.1	17.3	20.2	8.9

表8 日常生活圏域別人口等データ

(人・世帯)

区分		守谷	高野	大野	大井沢	北守谷	みずき野	市全体
人口数※1		23,175	14,812	3,072	3,515	16,866	5,133	66,573
総人口に対する割合		34.8%	22.2%	4.6%	5.3%	25.3%	7.7%	100%
世帯数※1		9,347	5,723	1,125	1,360	6,711	2,119	26,385
自治会加入世帯※2 (比率)		6,124 (69.5)	3,719 (65.0)	777 (69.4)	653 (62.4)	4,673 (69.7)	1,961 (92.5)	17,907 (70.1)
高齢者数※1		3,956	2,779	854	929	3,639	1,891	14,048
高齢化率		17.1%	18.8%	27.8%	26.4%	21.6%	36.8%	21.1%
民生委員・児童委員数 ※3		29	20	5	4	27	9	94
人口数における民生 委員・児童委員数の 割合		0.13%	0.14%	0.16%	0.11%	0.16%	0.18%	0.14%
高齢者における民生 委員・児童委員数の 割合		0.73%	0.72%	0.59%	0.43%	0.74%	0.48%	0.67%
世帯 構 成 ※4	ひとり暮らし高 齢者割合	11.2%	9.5%	8.6%	7.7%	10.4%	7.9%	9.8%
	夫婦(配偶者 65 歳以上) 二人暮 らし割合	38.4%	41.4%	28.8%	27.0%	44.3%	48.8%	40.9%
	夫婦(配偶者 64 歳以下) 二人暮 らし割合	4.3%	4.5%	2.5%	4.2%	7.0%	10.7%	5.9%
	息子・娘との 2 世帯	28.2%	29.2%	29.1%	27.2%	27.7%	25.0%	27.8%
	その他の世帯	17.3%	15.0%	28.8%	31.6%	10.4%	7.3%	15.0%
介護保険要介護等認 定者数※5		433	338	122	129	418	161	1,601
高齢者における要介 護等認定者の割合		10.9%	12.2%	14.3%	13.9%	11.5%	8.5%	11.4%

※1 2017年8月1日現在の住民基本台帳から

※4 守谷市日常生活圏域ニーズ調査結果から

※2 2017年3月1日現在の自治会加入状況から

※5 2017年8月1日現在

※3 2017年4月1日現在

(3) 各地区の高齢者の現状と課題

守谷地区 (赤法花, 小山, 中央, 同地, ひがし野, 本町, 松並, 松並青葉, 百合ヶ丘)		
現状	人口の特徴	人口 23,175 人, 総人口に対する割合 34.8%と市内 6 地区で人口規模が 1 番大きい。高齢者人口 3,956 人で, 高齢者数は市内 6 地区で一番多いが, 高齢化率は 17.1%と市全体の高齢化率と比較し 4 ポイント低く, 6 地区で一番低い。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	守谷駅周辺のマンションや新しく分譲された地域を含み, 子育て世代の転入者が多い。 本地域は面積が広く, 高齢化率が高い地域と駅周辺の高齢化が低い地域との 2 極化が見られる。
	ニーズ調査	世帯構成の設問では, ひとり暮らし世帯と回答している割合が, 市内 6 地区で一番多い。 どのリスク項目も市全体とほぼ同程度である。
	その他の特徴	介護認定率は 10.9%であり, 市全体と比較して低い状況である。
課題	駅周辺のマンションや子育て世代が多い地域があることから, 高齢者の支え合いづくりや虚弱予防対策(身体的機能・認知機能)等には, この地区の特性にあった仕組みが必要である。	

高野地区 (乙子, けやき台, 高野, 鈴塚, 松ヶ丘, 美園)		
現状	人口の特徴	人口 14,812 人で総人口に対する割合 22.2%, 高齢者人口は 2,779 人であり, 市内 6 地区で 3 番目に多い。高齢化率は 18.8% と市全体の高齢化率と比較し 2.3 ポイント低く, 市内で 2 番目に低い。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	農村地域と開発された住宅地があり, 市内で 1 番南に位置している地域である。 他の地域と比較し, 坂が比較的多い地域である。
	ニーズ調査	世帯構成の設問で, ひとり暮らし世帯 10.4%, 65 歳以上の夫婦二人世帯 44.3%, 合わせてと約 5 割以上の方が高齢者世帯と回答している。 外出を控えている理由で, 「外での楽しみがない」や「トイレの心配」と回答している割合が高い。
	その他の特徴	介護認定率は 12.2% と市全体と比較し 0.8 ポイント高い状況である。
課題	<p>高齢化率は, 市全体と比較し低い状況であるが, 介護認定率はやや高い状況である。</p> <p>外出を控えている理由に「外での楽しみがない」と回答している割合が高いことから, 高齢者が出ていきたくなくなるような場を検討し, 活動性を上げていくことが必要である。</p>	

大野地区 (大柏, 野木崎, 緑一丁目)		
現状	人口の特徴	人口 3,072 人で総人口に対する割合 4.6% と市内 6 地区で人口規模が 1 番小さい。高齢者人口は 1,125 人, 高齢化率は 27.8% と市全体の高齢化率と比較し 6.7 ポイント高い。高齢者人口の中で, 後期高齢者の占める割合が 5 割弱と高い。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	市役所, 社会福祉協議会, 中央図書館, 浄化センター, 環境センター等市の主要な施設が多い地域である。 住宅地の開発は少なく, 古くからの住民が多い。緑一丁目・二丁目の工業地域が隣接している。
	ニーズ調査	世帯構成の設問で, ひとり暮らし世帯 8.6%, 65 歳以上の夫婦二人世帯 28.8% と回答した人が, 市内全体と比較し低い。 運動機能リスク該当割合は, 市全体と比較し 6.7 ポイント,

	その他の特徴	<p>口腔機能リスクは、市全体と比較し 2.9 ポイント高い。</p> <p>介護認定率は 14.3%と市全体と比較し 2.9 ポイント高く、6 地区で一番高い地域である。</p>
課題	<p>高齢化率及び介護認定率も高い地域である。</p> <p>虚弱の主な要因とされる口腔・運動器機能、社会参加の低下が、ニーズ調査結果 6 地区の中で高いことから、後期高齢者の虚弱予防（身体的機能・認知機能）対策が急務である。</p>	

大井沢地区 (板戸井, 大木, 大山新田, 立沢, 緑二丁目)		
現状	人口の特徴	人口 3,515 人で総人口に対する割合 5.3%, 高齢者人口は 929 人, 高齢化率は 26.4%と市全体の高齢化率と比較し 5.3 ポイント高い。高齢者人口の中で, 後期高齢者の占める割合が 5 割弱と高い。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	農村地域で古くからの住民が多く, 2 世帯, 3 世帯が多い地域である。 市内で 1 番西側にある地域であり, 常総市とも隣接している地域は, 市街化区域と距離がある。
	ニーズ調査	世帯構成の設問で, ひとり暮らし世帯 7.7%, 65 歳以上の夫婦二人世帯 27.0%と回答した人が, 市内で 1 番低い。 運動機能リスク該当割合は, 26.2%で 6 地区で 1 番高く, 口腔機能リスクは, 19.1%で市全体と比較し 1.7 ポイント高い。 外出頻度が週 1 回以下の割合が, 21.7%と 6 地区で 1 番高い。
	その他の特徴	介護認定率は 13.9%と市全体と比較し 2.5 ポイント高く, 6 地区で 2 番目に高い状況である。
課題	高齢化率及び介護認定率も高い地域である。 虚弱の主な要因とされる口腔・運動器機能, 社会参加の低下が, ニーズ調査の結果 6 地区の中で高いことから, 後期高齢者の虚弱予防(身体的機能・認知機能)対策が必要である。	

北守谷地区 (久保ヶ丘, 御所ヶ丘, 松前台, 薬師台)		
現状	人口の特徴	人口 16,866 人で総人口に対する割合 25.3%で市内 6 地区で人口規模は 2 番目に大きい。高齢者人口は 3,639 人, 高齢化率は 21.6%である。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	戸建て中心に分譲された地域で, 公営住宅(市営住宅, 県営住宅)がある。分譲が早かった御所ヶ丘, 久保ヶ丘では, 高齢者が増加している。 地区内には, 総合病院の他クリニックや歯科医院も複数あり, 交番, スーパー等生活に必要なものが比較的揃っている。
	ニーズ調査	世帯構成の設問でひとり暮らし世帯 9.5%, 65 歳以上の夫婦二人世帯 41.4%と回答した人が, 5 割以上となっている。 どのリスク項目も市全体とほぼ同程度である。

		外出する際の移動手段として電車やバス、徒歩と回答している割合が高い。
	その他の特徴	介護認定率は11.5%と市全体とほぼ同程度である。
課題	<p>高齢化率、介護認定率、ニーズ調査の結果等市全体とほぼ同程度である。身体的な機能が低下した場合もバス等の利用が活用できれば、外出の機会を減少させず機能低下を予防できる可能性もある。また、ひとり暮らし世帯が増加していくことが予測されることから、移動手段や生活支援の体制整備が必要である。</p>	

みずき野地区		
現 状	人口の特徴	人口 5,133 人で総人口に対する割合 7.7%, 高齢者人口は 1,891 人, 高齢化率は 36.8% である。高齢者の割合をみると, 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の割合が高い。
	地域の特徴 (地理的 要素等)	閑静な住宅地として開発されている。 確立した町内会組織を中心に, 趣味の会・ボランティア等多様な活動が実施されている。クリニックや歯科医院があるが, 介護サービス事業所はない。
	ニーズ調査	世帯構成の設問で 65 歳以上の夫婦二人世帯 48.8% と市全体と比較し, 7.9 ポイント高く, 6 地区で 1 番高い。 運動機能リスク該当割合は 13.8%, 口腔機能リスク該当割合 15.0% と市全体と比較し 4.1 ポイント, 2.4 ポイント低く, 6 地区で 1 番低い。友人宅への訪問をしていない割合が 55.6% と 6 地区で 1 番高い。
	その他の特徴	介護認定率は 8.5% と市全体と比較し, 2.9 ポイント低く, 市 6 地区で認定率が 1 番低い。
課 題	今後後期高齢者の増加に伴い, 介護認定割合も増加してくることが予測され, その対応が課題である。確立した町内会組織を中心に, 地域のボランティア活動などが活発である現状を強みに, 虚弱予防(身体的機能・認知機能)対策や地域力を生かした生活支援の体制整備を進め, 介護サービスを利用しながら, 可能な限り在宅で暮らしが出来るような体制強化が急務である。	

【共通課題】

現状	課題
<p>後期高齢者の割合が高い地域は、ニーズ調査の結果から、運動機能及び口腔機能リスク該当割合が高い。また、介護認定率は、市平均より高い。</p>	<p>予防的視点として、虚弱の主な要因とされる運動機能、口腔機能、社会参加の低下予防（虚弱予防）が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期目標：大野、大井沢地区を強化 ・人とのつながりを低下させないこと <p>要介護状態者への適切なサービスの視点として、従来の介護保険サービスと多様なサービスを活用し、可能な限り在宅で暮らしているけるような体制が必要である。</p>
<p>高齢者のみ世帯の増加</p>	<p>移動手段の確保、生活支援の体制整備</p>
<p>後期高齢者の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虚弱予防（身体的・認知機能）対策 ・地域力を活かした生活支援体制の整備（地域の担い手）により、在宅介護を継続させる。

3 在宅介護実態調査結果

本アンケート調査は、在宅介護の限界点の引上げに向けて必要となる支援・サービスを検討するために実施（※）し、「在宅生活の継続」と「介護者の不安軽減」の2つの視点から分析をしました。

介護対象者が要介護3以上になると、「認知症状への対応」と「夜間の排泄」に不安を感じる介護者の割合が高くなっています。（グラフ 25）。このことから介護者の不安軽減の側面からみた在宅介護介護の限界点に影響を与える要素として「認知症状への対応」と「夜間の排泄」が考えられます。

また、介護対象者が要支援の場合は、介護者の約5割が外出の支援に不安を持っていて（グラフ 25）、日常生活の自立度が高い方は、現在の生活を継続させる手段として、「外出の付き添い、送迎等」を求めていると考えられます。

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、2割から3割の方が「外出同行」「移送サービス」「見守り、声かけ」を回答に挙げています。（グラフ 26）。これらのサービスは、在宅生活の継続に必要な「買い物」「受診」等に関係が深いことから、外出に係る支援やサービスの充実が課題と考えます。

世帯別にみた在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスで、単身世帯の方は、掃除・洗濯、買い物、ゴミ出し等全ての項目で他の世帯より高い状況です（グラフ 27）。高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していることから、在宅生活を継続させる支援体制の整備が必要と考えられます。

※ 調査概要

調査期間：平成28年11月から平成29年3月まで

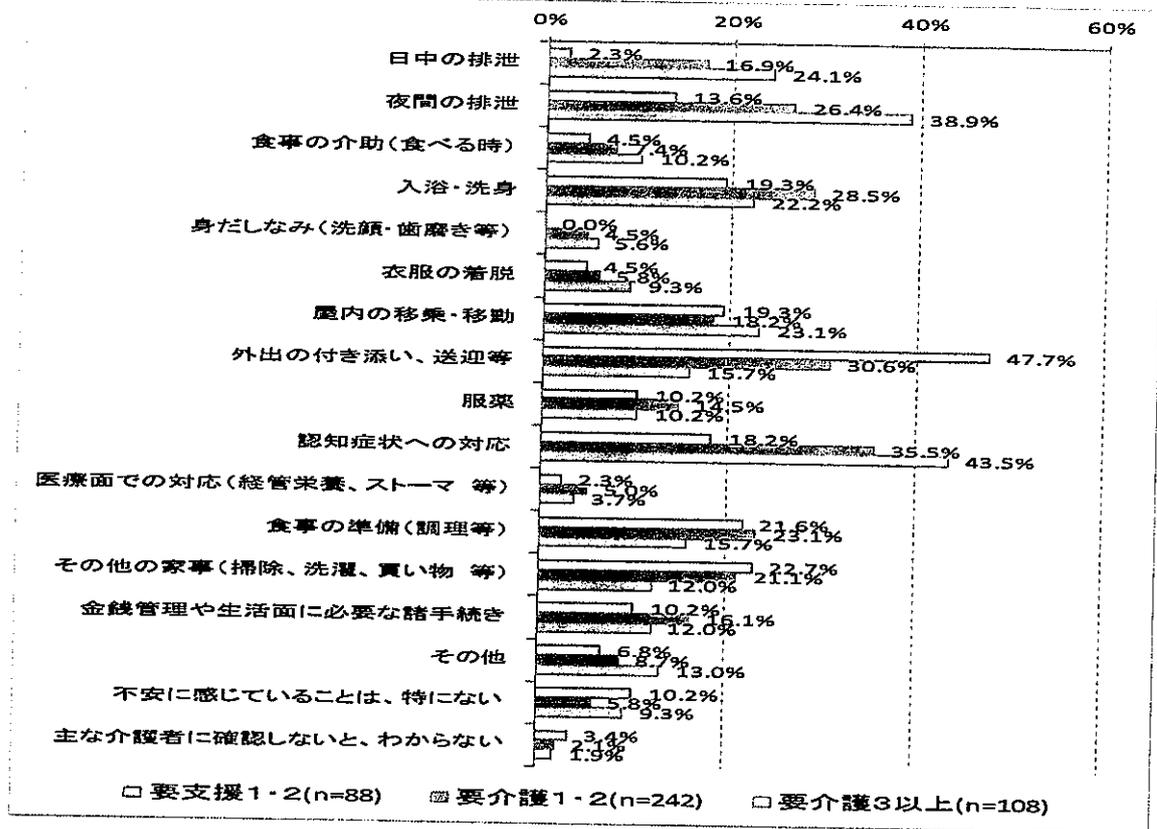
対象者：要支援・要介護認定を受けている方のうち、平成28年4月から平成29年2月に認定調査を受け、在宅で生活している方

調査方法：認定調査員による聞き取り、郵送による配布・回収

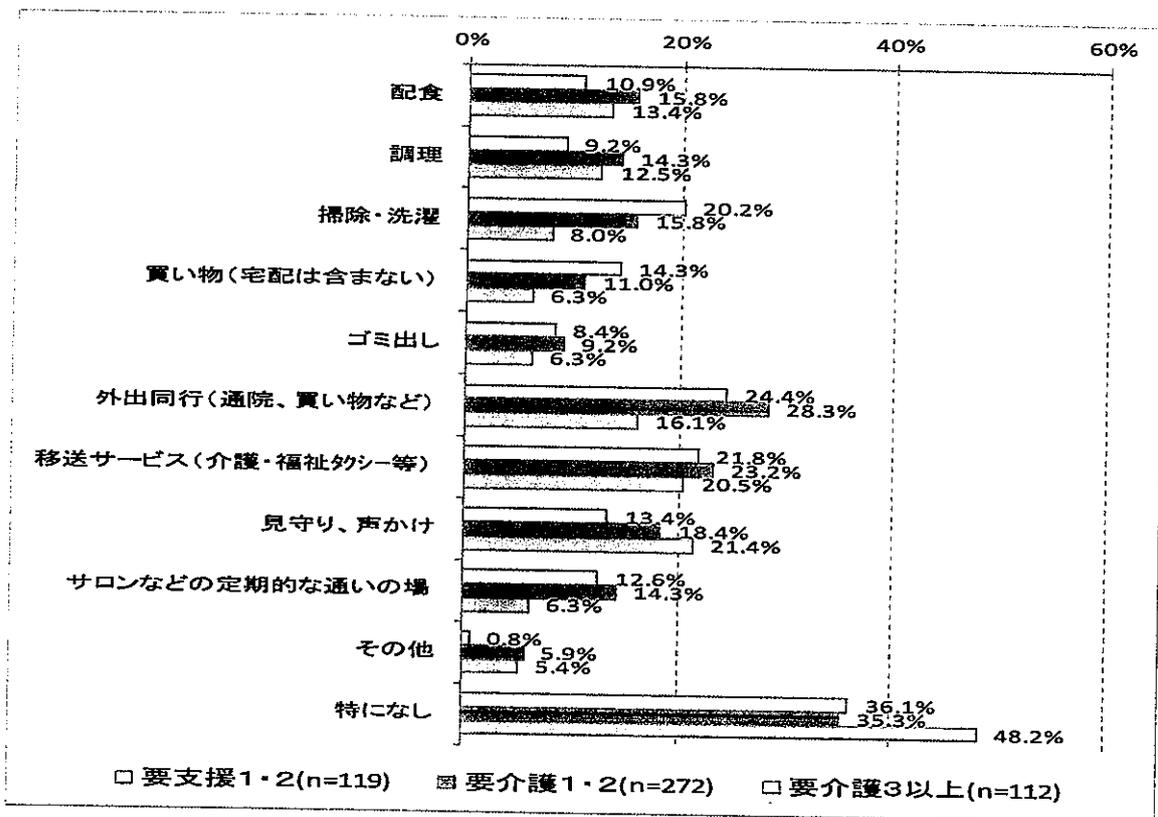
回答数：602件（対象者822名）

回収率：73.2%

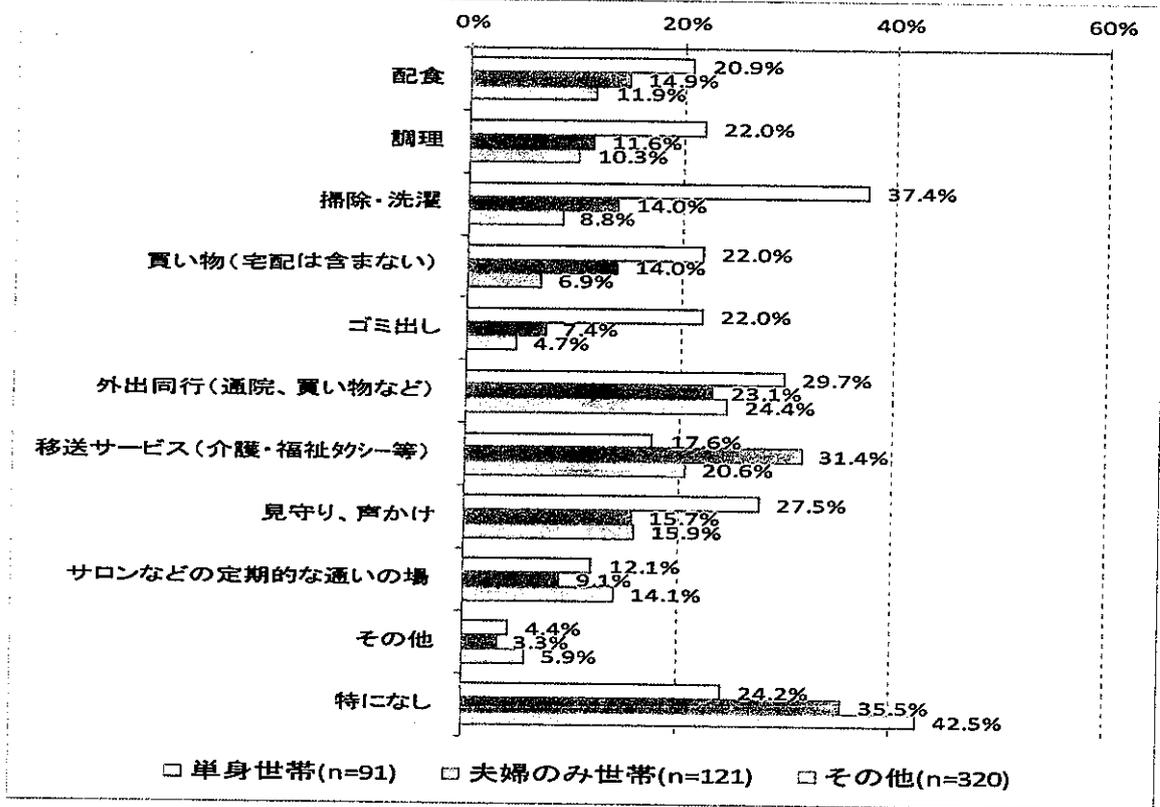
グラフ 25 要介護度別・介護者が不安に感じる介護



グラフ 26 要介護度別在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



グラフ 27 世帯類型別 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

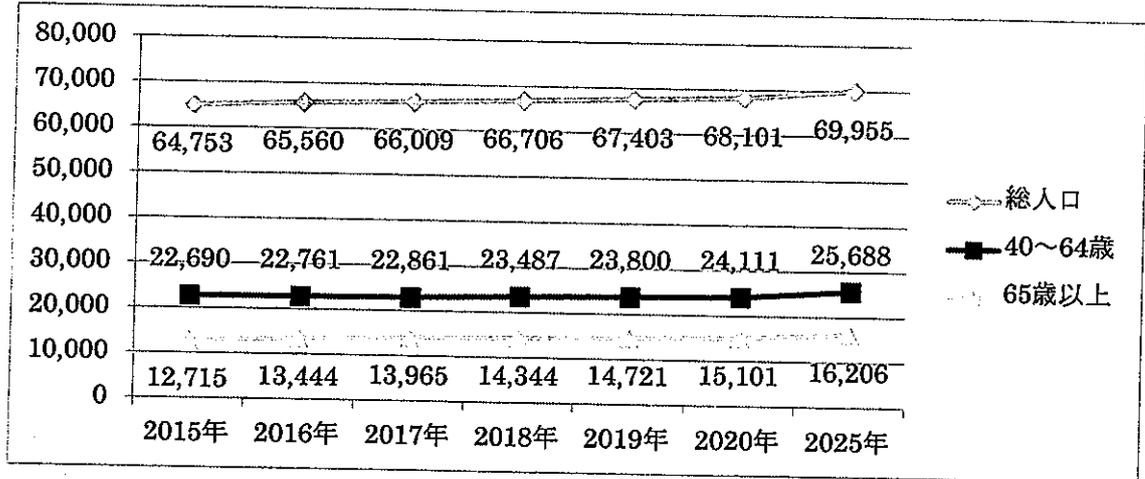


第4節 高齢者人口等の推計

1 総人口、高齢者の人口等の推計

2020年の本市人口は約68,100人に増加すると予想されます。また、2017年と2025年を比較すると、65歳以上の人口は約1.2倍になることが推計されます。

グラフ28 人口推計

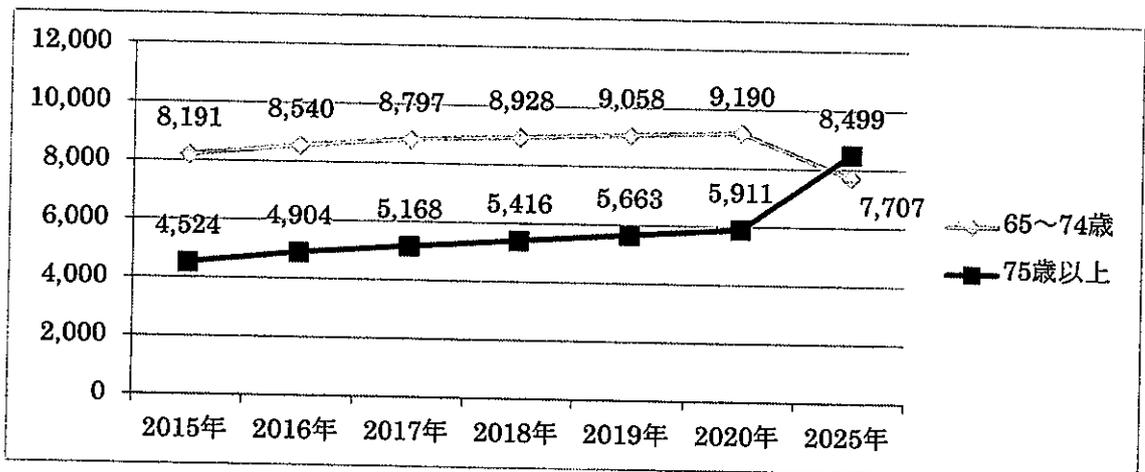


(※2015年は国政調査，2016年は10月1日現在の常住人口調査，2017年は7月1日現在の常住人口調査，2018年以降は守谷市人口ビジョンから推計)

2 前期・後期高齢者人口の推計

前期高齢者人口は2020年をピークに増加し、2025年までに減少が見込まれます。また、後期高齢者人口は2020年以降、急速な増加が見込まれ、2025年には前期高齢者を上回る予測となっています。

グラフ29 前期・後期高齢者人口の推計



(※2015年は国政調査，2016年は10月1日現在の常住人口調査，2017年は7月1日現在の常住人口調査，2018年以降は守谷市人口ビジョンから推計)

3 要支援・要介護認定者数の推移と推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

2016年度の高齢者人口は、2013年度と比較し、19.7%の増加となっていますが、第1号被保険者の認定者数の比較では23%の増加となっています。また、要介護認定率では0.3ポイントの増加となっています。

表9 要支援要介護認定者の状況

(単位:人)

要介護度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
第1号被保険者	要支援1	66	5.1%	80	5.7%	88	5.8%	110	6.9%
	要支援2	102	7.9%	120	8.6%	148	9.8%	142	9.0%
	要介護1	294	22.8%	332	23.8%	382	25.3%	388	24.5%
	要介護2	284	22.0%	295	21.2%	318	21.1%	313	19.7%
	要介護3	221	17.2%	235	16.8%	232	15.4%	263	16.6%
	要介護4	204	15.8%	192	13.8%	201	13.3%	219	13.8%
要介護5	118	9.2%	141	10.1%	141	9.3%	150	9.5%	
合計		1,289	100%	1,395	100%	1,510	100%	1,585	100%
高齢者人口		11,545		12,344		13,167		13,820	
要介護認定率		11.2%		11.3%		11.5%		11.5%	
第2号被保険者※		49		48		53		53	
総計		1,338		1,443		1,563		1,638	

※各年度の第2号被保険者の人数は要支援・要介護認定者数の合計

資料:介護福祉課

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

2020年度の第1号被保険者の認定者数は、2017年度と比較して18.4%増の1,905人を見込んでいます。

2025年度の認定率は15.6%であり、2017年度の認定率11.5%と比較して4.1ポイントの増となる見込みです。

表10 要支援要介護認定者の推移

(単位:人)

要介護度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2025年度	
第1号被保険者	要支援1	123	7.1%	135	7.9%	151	8.4%	170	8.9%	230	9.1%
	要支援2	144	8.9%	148	8.7%	153	8.5%	160	8.4%	207	8.2%
	要介護1	385	24.4%	415	24.4%	429	23.8%	440	23.1%	570	22.6%
	要介護2	322	19.9%	308	18.1%	297	16.5%	288	15.1%	369	14.6%
	要介護3	259	17.0%	310	18.2%	355	19.7%	398	20.9%	525	20.8%
	要介護4	220	13.0%	216	12.7%	227	12.6%	238	12.5%	356	14.1%
要介護5	156	9.7%	170	10.0%	189	10.5%	211	11.1%	268	10.6%	
合計		1,609	100%	1,702	100%	1,801	100%	1,905	100%	2,525	100%
高齢者人口		13,965		14,344		14,721		15,101		16,206	
要介護認定率		11.5%		11.9%		12.2%		12.6%		15.6%	
第2号被保険者※		56		59		62		66		88	
総計		1,665		1,761		1,863		1,971		2,613	

※各年度の第2号被保険者の人数は、要支援・要介護認定者数の合計

資料:介護福祉課

第5節 高齢者保健・福祉サービス及び地域支援事業の現状と課題

1 社会参加・生きがい対策の取組

【現状】

高齢者が、地域の中で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者の居場所づくりや社会参加等を促進しています。

高齢者の生きがいづくりの場としては、公民館で開催される講座や各種教室、スポーツ大会等の生涯学習があります。

2016年度から老人クラブの名称をシニアクラブに変更し、60歳前半からの加入を促進し、会の活動の活性化を図る工夫をしました。

また、出前サロンやシニアクラブなどにおいて、趣味や健康活動、各種学習活動等を通じた、生きがいづくりや社会参加の促進を図っています。

さらに、シルバーリハビリ体操のような地域住民の交流と介護予防の場が市内全域に広がっています。

高齢者の就業確保としては、守谷市シルバー人材センターがあり、今まで培ってきた知識や技能を活かした得意な分野での社会参加が行われています。

【課題】

今後は、シルバーリハビリ体操教室が開催されていない地区への教室開設に向けた支援や、サロンやシニアクラブの活動が活性化されるような活動内容や加入・参加促進への更なる工夫と運営後継者の育成が必要です。

また、シルバー人材センターの活動を介護分野にも拡大できるように、人材育成も含め計画していく必要があります。

表 11 高齢者活動の実績

項目	2015年度	2016年度	2017年度
生涯学習			
公民館講座・教室			
・開催教室数	73事業	71事業	68事業
・参加者延べ人数	36,241人	34,039人	35,000人
スポーツ教室参加者			
・スポーツ教室(全体)	140人	161人	142人
・初心者水泳教室	13人	34人	33人
・水中ウォーキング教室	10人	中止	20人
・アフター5スイミング	10人	27人	中止

スポーツ大会参加者数 ・スポーツ大会（全体） ・グラウンドゴルフ大会	1,114人 53人	1,335人 62人	1,404人 56人
出前サロン			
設置箇所数 内、新規サロン数	27箇所 3箇所	30箇所 3箇所	35箇所 5箇所
利用者数 内、15サロンの集計数	944人	1,009人	1,075人
男性利用者数	77人	89人	120人
女性利用者数	345人	344人	379人
シニアクラブ			
クラブ数	19クラブ	19クラブ	19クラブ
会員数	771人	903人	921人
シニアスポーツ大会参加者数	264人	289人	290人
シルバーリハビリ体操			
実施箇所	41箇所	43箇所	44箇所
教室数	48箇所	50箇所	54箇所
実施回数	1,543回	1,647回	1,680回
参加者延べ人数	21,191人	21,953人	22,000人
3級指導士養成講習会受講者	16人	7人	21人
シルバー人材センター			
会員数（3月末）	438人	429人	442人
平均年齢	70.7歳	71.1歳	
就業実人数	355人	325人	
就業延人数	42,304人	41,057人	
就業提供（受注件数）	2,159件	2,211件	
公共部門	125件	99件	
民間部門	189件	184件	
一般家庭	1,845件	1,928件	
独自事業	0件	0件	

2 生活支援・自立支援サービスの取組

【現状】

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、高齢者福祉と介護保険の切れ目のないサービスとして、生活支援・自立支援サービスを提供しています。本サービスは、介護保険サービスの対象とならない元気な高齢者に対する高齢者福祉サービスの提供や、ひとり暮らしの高齢者等が自宅での安心した生活を継続するために本人及び家族へ支援をするものです。

【課題】

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく中、現行のサービスの見直しをしながら、介護保険サービスの対象とならない高齢者の在宅生活を継続させる福祉サービスの提供が必要となります。

特に、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い地域における見守り活動につながる事業を強化していくことが重要です。

表 12 生活支援・自立支援サービスの実績

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度
緊急通報体制整備事業			
設置台数 (3 月末)	55 台	44 台	50 台
緊急通報件数	10 件	4 件	10 件
愛の定期便事業 (ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業)			
利用者数 (3 月末)	86 人	80 人	90 人
配布本数	14,312 本	12,870 本	14,670 本
軽度生活援助事業			
利用者数 (3 月末)	19 人	10 人	15 人
利用時間	1,544 時間	967 時間	1,290 時間
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業			
利用者実人数	32 人	14 人	20 人
福祉タクシー券交付事業			
利用者実人数	138 人	138 人	138 人
住宅改修費貸付事業			
利用者実人数	0 人	0 人	
養護老人ホーム			
措置者数	7 人	6 人	5 人
内、退所数	1 人 (死亡)	2 人 (特別養護老人ホームへ入所)	

3 保健サービスの取組

【現状】

健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康教育事業、健康相談事業、健康診査及びがん検診、訪問指導を実施してきました。特に、特定健康診査の結果、血圧や血糖、脂質等のデータが要医療域の方に、糖尿病性腎症や脳血管疾患等の生活習慣病による重症化予防を目的に、保健指導を強化しました。

また、疾病の重症化予防を図るために、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を実施しています。

【課題】

今後の高齢者の増加に伴い、生活習慣病関連の疾患に罹る方が増加していくと考えられます。糖尿病と認知症の関係があることや生活習慣病が重症化すると脳血管疾患や心疾患等になりやすいことがわかっていることから、要介護状態に直結しやすい疾病を予防する観点で糖尿病や生活習慣病の重症化予防のための保健指導を強化していく必要があります。

表 13 保健サービスの取組実績

項目	2015 年度	2016 年度	2017 年度
健康手帳の交付	500 件		
病態別健康教育	394 人	298 人	300 人
一般健康教育	7,712 人	8,215 人	8,400 人
病態別健康相談	69 人	45 人	70 人
特定健康診査	5,333 人	5,319 人	5,300 人
後期高齢者医療健康診査	1,283 人	1,398 人	1,500 人
健康増進事業による健康診査	13 人	11 人	11 人
特定保健指導	295 人	245 人	290 人
訪問指導	153 人	52 人	160 人
各がん検診 (胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん)	17,970 人	17,279 人	17,500 人
高齢者インフルエンザ	5,774 人	6,057 人	6,300 人
高齢者肺炎球菌	1,132 人	1,434 人	1,500 人

4 地域支援事業の取組

【現状】

地域支援事業については、関係機関や地域の方と連携を図りながら進めてきました。また、地域包括支援センターの委託につきましては、検討段階で具体的な委託をするまでには至りませんでした。

【課題】

後期高齢者の増加やひとり世帯高齢者が増加していく中で、高齢者を地域で支える仕組みや身近な相談窓口の体制等を構築していくことが重要となります。

特に、ひとり世帯が増加していく中で、認知症の方の相談や対応が身近な窓口でできる体制が必要です。

表 14 地域支援事業の取組実績

	2015年度	2016年度	2017年度
特定高齢者把握事業（該当者）	91人	392人	751人
通所介護介護予防事業 （げんき館利用者）	3,275人	3,395人	3,395人
訪問型介護予防事業 （個別栄養指導者）	18人	23人	29人
介護予防特定高齢者施策評価事業	1回	1回	1回
介護予防普及啓発事業 （講座・研修会参加者）	1,376人	1,019人	1,350人
地域介護予防活動支援事業 （ボランティア等人材育成）	726人	681人	710人
介護予防一般高齢者施策評価事業	1回	1回	1回
介護予防ケアマネジメント事業	300件	279件	300件
総合相談支援事業	898件	662件	660件
権利擁護事業	23件	28件	35件
生活機能相談事業	68件	60件	60件
地域ケア会議	52件	29件	29件
包括的・継続的ケアマネジメント事業 （事例件数）	90件	110件	300件
在宅医療・介護連携推進事業 （事務局会議開催数）		12回	12回
認知症施策の推進事業 （認知症初期支援チーム員会議）			12回

生活支援体制整備事業 (コーディネーター養成数)	1人	2人	3人
家族介護支援事業 (紙おむつの支給対象者)	41人	36人	36人
徘徊高齢者等家族支援事業 (SOS ネットワーク登録者)		12人	23人
認知症の方の家族のつどい	68人	72人	72人
介護給付費用等適正化事業 (ケアプラン指導件数)	305件	294件	295件
食の自立支援事業 (利用者)	10人	18人	18人
成年後見利用支援事業 (件数)	4件	2件	20件

5 高齢者にもやさしいまちづくりの取組

【現状】

高齢者等が安心して外出できるようにするために公共施設の段差解消による移動しやすい環境づくりやコミュニティバスの運行等移動手段の利便性を図ってきました。

また、防犯・交通安全対策は、地域住民と行政や関係機関との協働で地域の防犯活動や交通安全に関する事業を推進してきました。

防災対策としては、「守谷市地域防災計画」に基づく行動マニュアルを、2017年度に改正し、平時から地域住民と行政による防災訓練や防災に関する啓発活動を実施してきました。

さらに、災害時には要介護者等を含めた要援護者の災害時支援が実施できるよう要綱に定め、平時から地域の民生委員・児童委員との連携を図っています。

2017年度には、7箇所の施設と福祉避難所協定を締結して、災害時に備えています。

【課題】

高齢者等が安心して外出できるようにするため、移動手段として重要なコミュニティバスの利便性の向上を検討する必要があります。

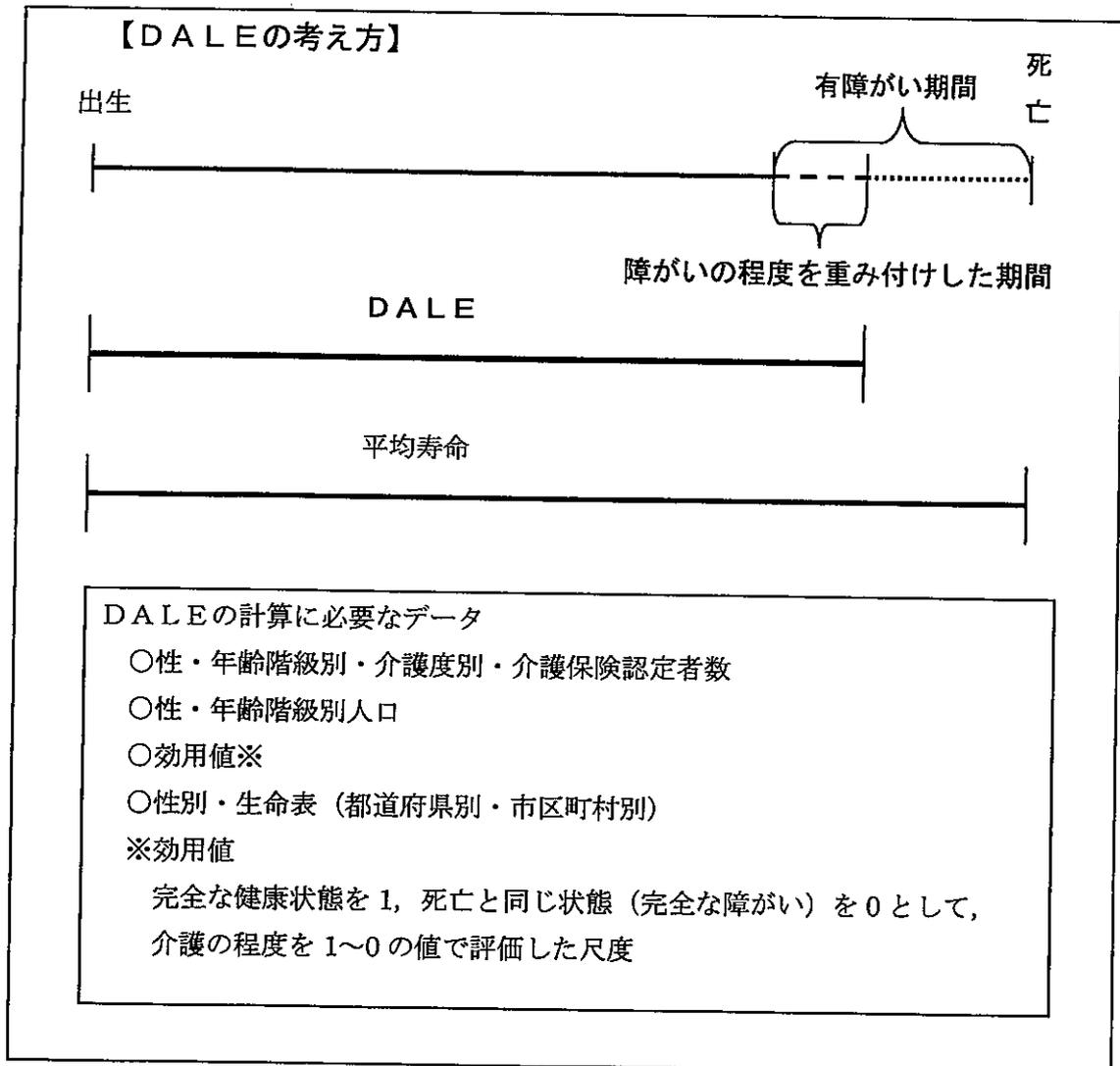
また、交通安全対策では、高齢者の交通事故防止の浸透を図るほか、認知症高齢者の交通事故防止を図るため、警察と連携した免許返納及び交通安全のための対策が必要となります。

要援護者の災害時対応ができるよう、日頃から防災意識を高めていく必要があります。

第6節 介護予防事業の検証

障がい調整健康余命（以下「DALE」という）

DALEは、介護保険認定者を障がいを持っている方と規定し、介護保険統計を用いて65歳以上について計算した健康寿命のひとつです。障がいの程度に重み付けをして、残っている健康な部分は健康余命の期間として加えて計算しています。



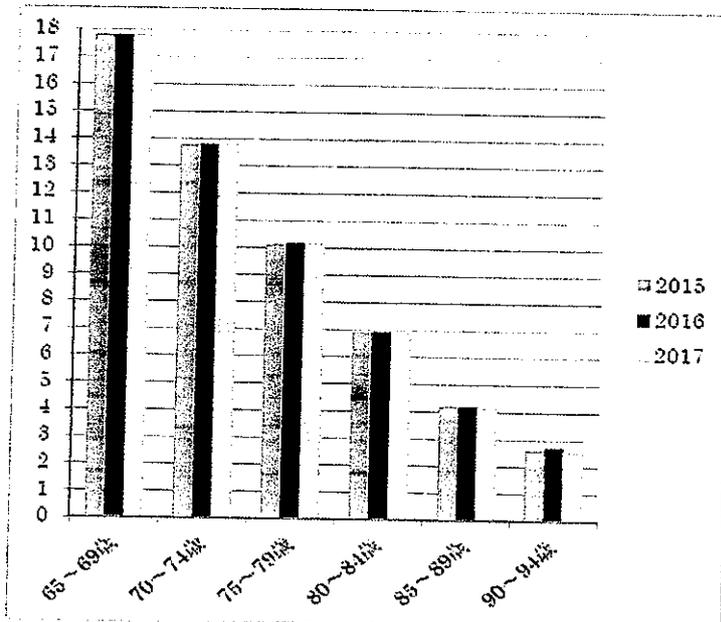
市のDALEの結果から、男性は、2015年と比較しほぼ横ばいとなっていますが、女性は各年代とも健康余命が0.07歳から0.13歳長くなっています。(グラフ32, 33) 2014年から2016年の新規要支援・要介護認定申請者数は、500人前後とほぼ横ばいであり、要介護度別に見ても大きく増減している要介護度はありません(表15)。

高齢者人口の伸びに対し、新規要支援・要介護認定申請者数が増加していないことが、女性の健康余命の延伸につながっており、介護予防事業等の総合的な取組による一定の効果が出ていると考えます。

また、DALEの考え方から、今後高齢者人口が増加していく中で要支援・要介護認定申請者や重度要介護者数を大きく増加させないことが、健康余命の延伸につながると考えます。

今後、後期高齢者人口が増加していく中で、要支援認定者の伸びを抑制するために、虚弱及び認知症予防等の介護予防施策について強化する必要があります。また、元気高齢者を増加させるため、高齢者の生きがい対策や保健事業も介護予防事業と連動させながら推進していくことが重要です。

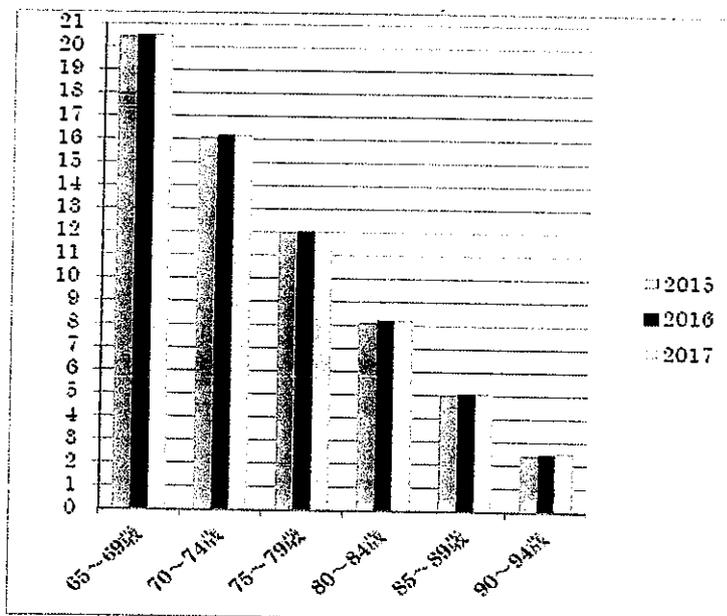
グラフ 32 男性の健康余命



男性の健康余命 (年)

年齢層	2015年	2016年	2017年
65～69歳	17.82	17.83	17.82
70～74歳	13.79	13.81	13.80
75～79歳	10.14	10.19	10.18
80～84歳	6.92	6.94	6.92
85～89歳	4.21	4.20	4.18
90～94歳	2.63	2.74	2.57

グラフ 33 女性の健康余命



女性の健康余命 (年)

年齢層	2015年	2016年	2017年
65～69歳	20.46	20.54	20.54
70～74歳	16.11	16.19	16.19
75～79歳	11.96	12.06	12.06
80～84歳	8.12	8.24	8.23
85～89歳	5.04	5.07	5.11
90～94歳	2.42	2.50	2.55

表 15 新規要支援・要介護認定申請状況

項目		2014 年	2015 年	2016 年
全年齢人口（人） （65 歳以上の被保険者数）（A）		11,485	12,289	13,151
新規認定申請者数（人） （取り下げ除く）		497	499	501
（A）のうちの新規要支援・要介護 認定者申請者の割合（％）		4.3	4.0	3.8
新規認定者 （人）	要支援 1	59	54	60
	要支援 2	66	71	55
	要介護 1	165	174	148
	要介護 2	85	71	101
	要介護 3	58	51	49
	要介護 4	33	47	59
	要介護 5	26	25	24

各年 4 月 1 日現在

第3章 計画の基本的方向

第1節 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

これまで第二次守谷市総合計画の「健やかに暮らせるまち」の政策を遂行するため、第6期計画まで掲げた「いきいきと暮らせる高齢者福祉の推進」を基本理念に高齢者福祉施策を推進してきました。特に、要介護状態になっても住み慣れた地域や自宅で生活し続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み・体制である地域包括ケアシステムの構築を目指して来ましたが、まだその途中にあるのが現状です。

今後、団塊の世代が75歳になる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、現行の公的介護サービスを維持していくためには、高額な費用負担になること、また、介護職の人材不足も更に加速することが明らかになっています。

そのため、高齢者が地域で安心して生活し続けられるためには、安定的に公的介護サービスが受けられることと併せて、住民による地域性を活かした取り組みを、6地区に設定した日常生活圏域毎に推進し、社会参加の場を増やし、みんなで助け合う環境の整備が重要と考えています。

本計画では、第6期計画までの基本理念をさらに進め、地域包括ケアシステムが着実に進めていけるよう「住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや」を基本理念として、4つの基本目標を掲げ、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進していきます。

2 基本目標

(1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

今後、75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、複合的な生活課題への対応が求められます。このような背景の中、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に支援する地域包括支援センターの機能強化が重要となります。

さらに、今後は行政の支援体制と併せ高齢者を支えるための地域づくりを構築していくことが求められています。そのため、多様なサービスの構築や認知症の方を支える仕組みづくりを強化する他に、生活支援体制整備事業として住民による地域性を活かした取組を支援していきます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくりを、地域ケア会議の展開や認知症の取組を体系化し、医療・介護・地域・行政が連携しながら取組できるよう推進します。

(2) 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

今後も高齢者人口が増加していく中、元気で自立した高齢者を増やすことが重要な課題となります。そのため、転倒・認知症リスクの観点から介護予防事業や認知症対策の推進、また健康で活動的な生活が継続できるよう保健事業を推進していく必要があります。

さらに今後は、高齢者の生きがい対策だけでなく、高齢者自身が社会の担い手になる仕組みづくりや活動の場づくりへの支援にも取り組めます。

(3) 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、衛生的環境、医療、介護等複合化した形で高齢者の問題が顕著に表れています。

そのため、在宅生活が継続できるよう、高齢者本人のみならず介護家族への支援等既存の公的サービスの見直しや地域の課題に応じたサービスを検討すること、さらに防犯及び防災対策まで高齢者の支援基盤を構築し施策を推進します。

(4) 介護保険事業の円滑な実施

介護サービス利用者の増加等により介護給付費が増加し、受給者に真に必要な介護サービスを適切に提供する必要があります。

介護認定の適正化及び医療情報との突合・縦覧点検等により介護給付の適正化に取り組み、介護保険制度への信頼性を高め持続可能な制度を構築します。

また、介護サービス給付費の推計をもとに本計画における介護保険料を定め、制度の安定的な運営に努めます。

3 重点取組

現在の人口構成から2025年までは後期高齢者が急激に増加し、前期高齢者や生産人口が減少傾向になることが予測されることから、地域包括ケアシステムを具体化していくことが喫緊の課題と考えます。

そのため、高齢者の自立支援や要介護(要支援)状態の重症化を予防できるように、後期高齢者の割合が高く、介護認定率が高い地域への介入方法と前期高齢者が多く今回のニーズ調査の結果、大きな課題がない地域への介入方法を検討し、地域の特徴を踏まえ、関係機関との協働で介護予防事業が展開できるよう計画します。

また、今後は後期高齢者の増加やひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴い、認知症の問題がさら表面化すると考えます。認知症の啓発から認知症対応を地域・行政・関係機関との連携で対応する仕組みづくり、医療・介護がスムーズに連動できるような体制づくりを構築していくことが求められます。

さらに、介護保険の制度だけでなく、高齢者が安心して在宅生活を継続できる多様

なサービスを提供していくことも必要となります。

そのため、第7期計画では、下記の3点を重点項目として取組むため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

① 地域ケア会議の推進（個別課題から地域課題へ）

地域ケア個別会議を6地区毎に実施することで、複数のケースから見えてくる課題や地域住民、関係職種の声地域をニーズとして捉え、地域の支え合いの仕組みや社会資源開発に結び付くよう取組みます。

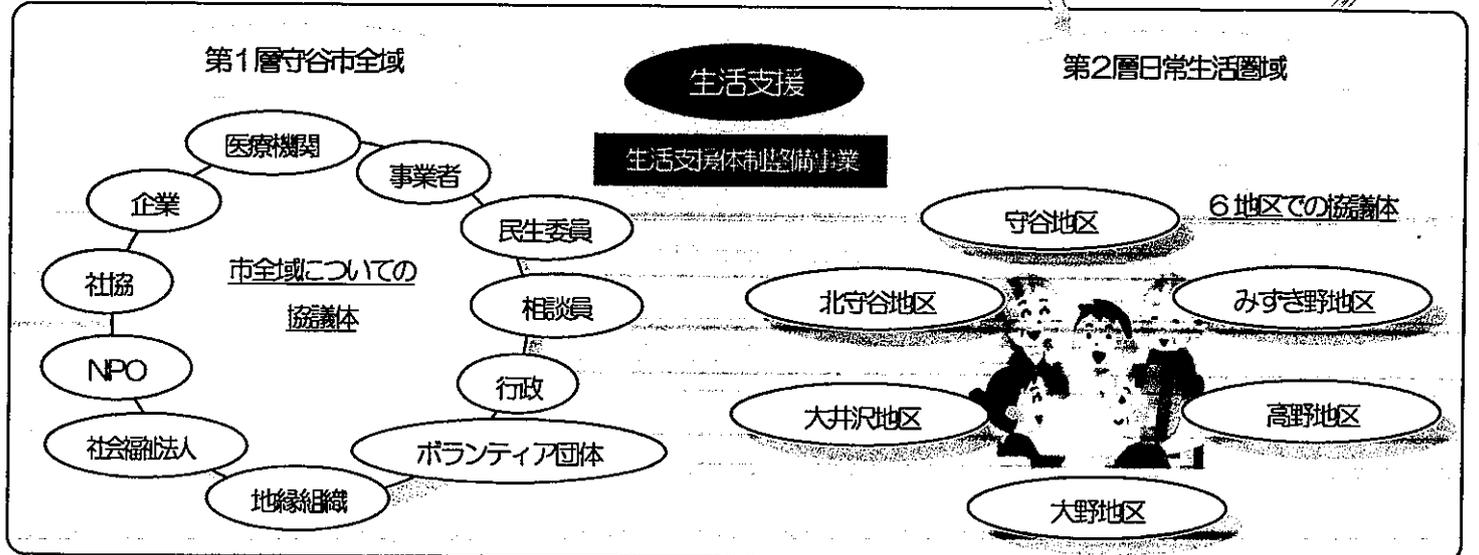
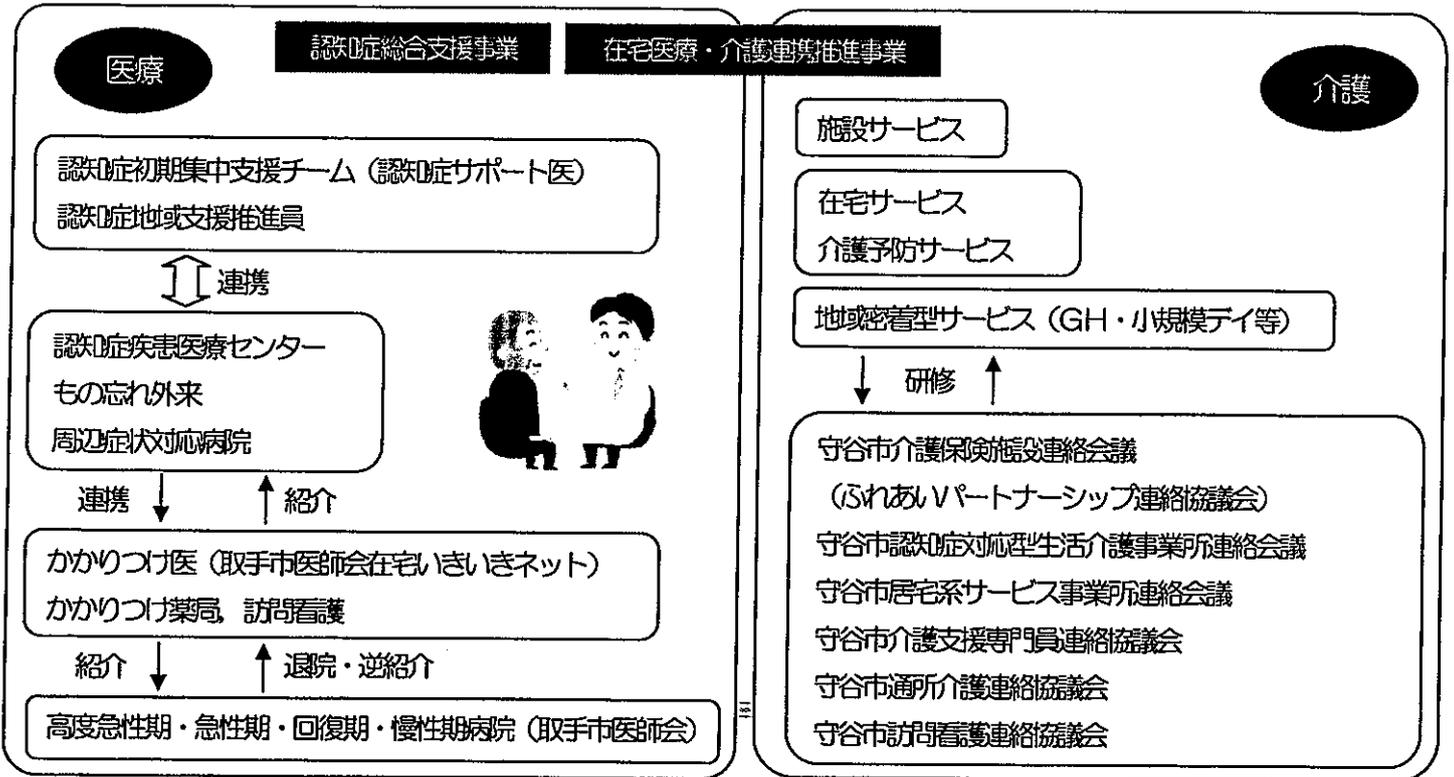
② 生活支援体制事業の推進

高齢者の在宅支援を推進する方法として、日常生活圏域を基盤とした第2層協議体による話し合いの場を社会福祉協議会と行政との協働で推進していきます。話し合いで出た地域課題を地域と行政等が共有し、地域で高齢者の生活を支える仕組みができるよう推進します。

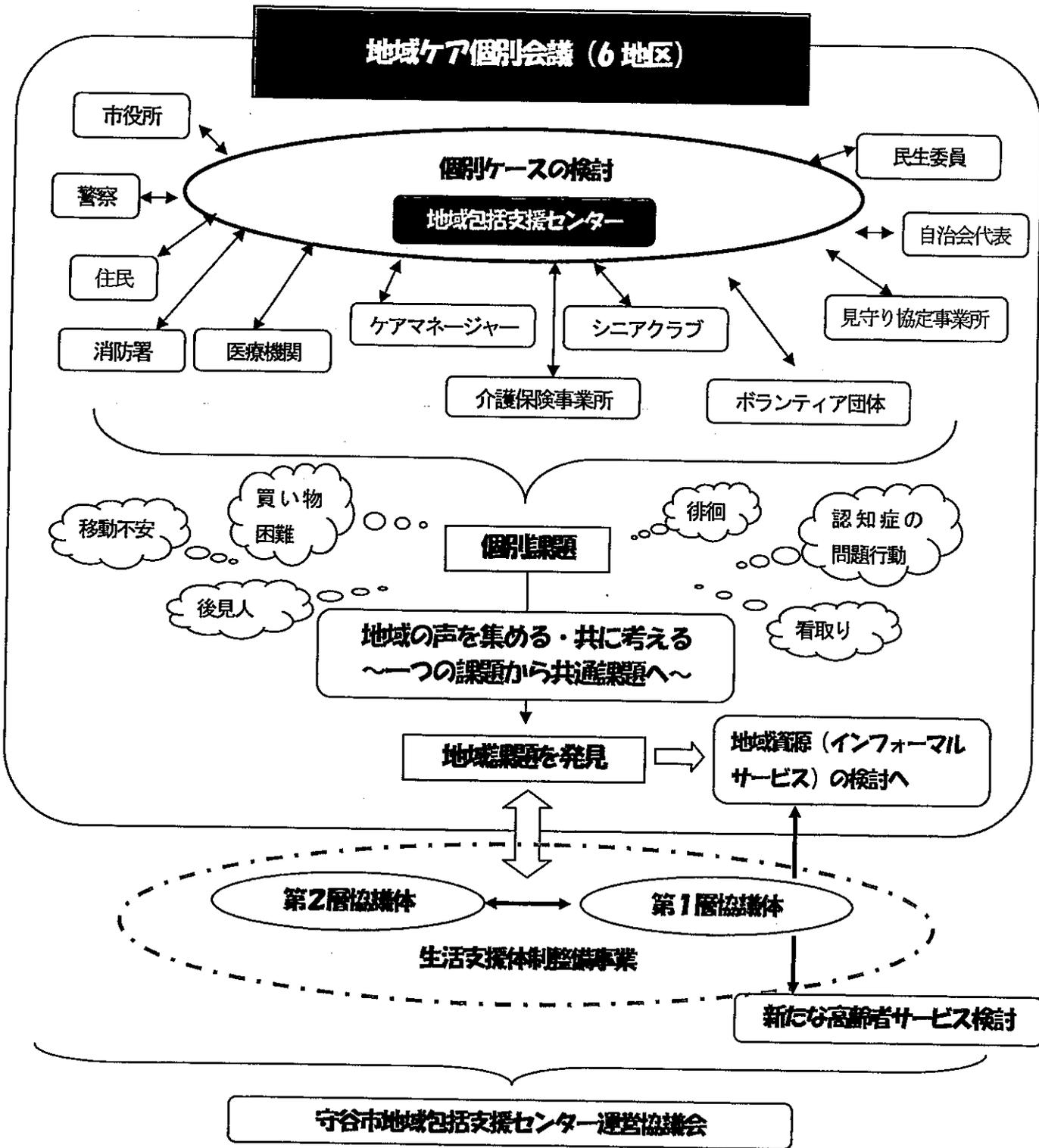
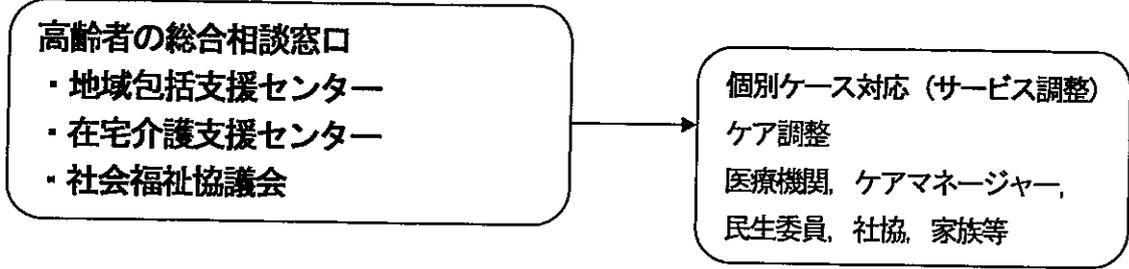
③ 認知症対策の推進

後期高齢者の増加やひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴い、認知症対策を強化します。対策の主な項目は、ア認知症の理解を深める市民啓発、イ認知症の予防、ウ認知症ケアパスの活用、エ医療・介護等連携支援の強化、オ見守り等の地域づくりの5つを重点として推進します。

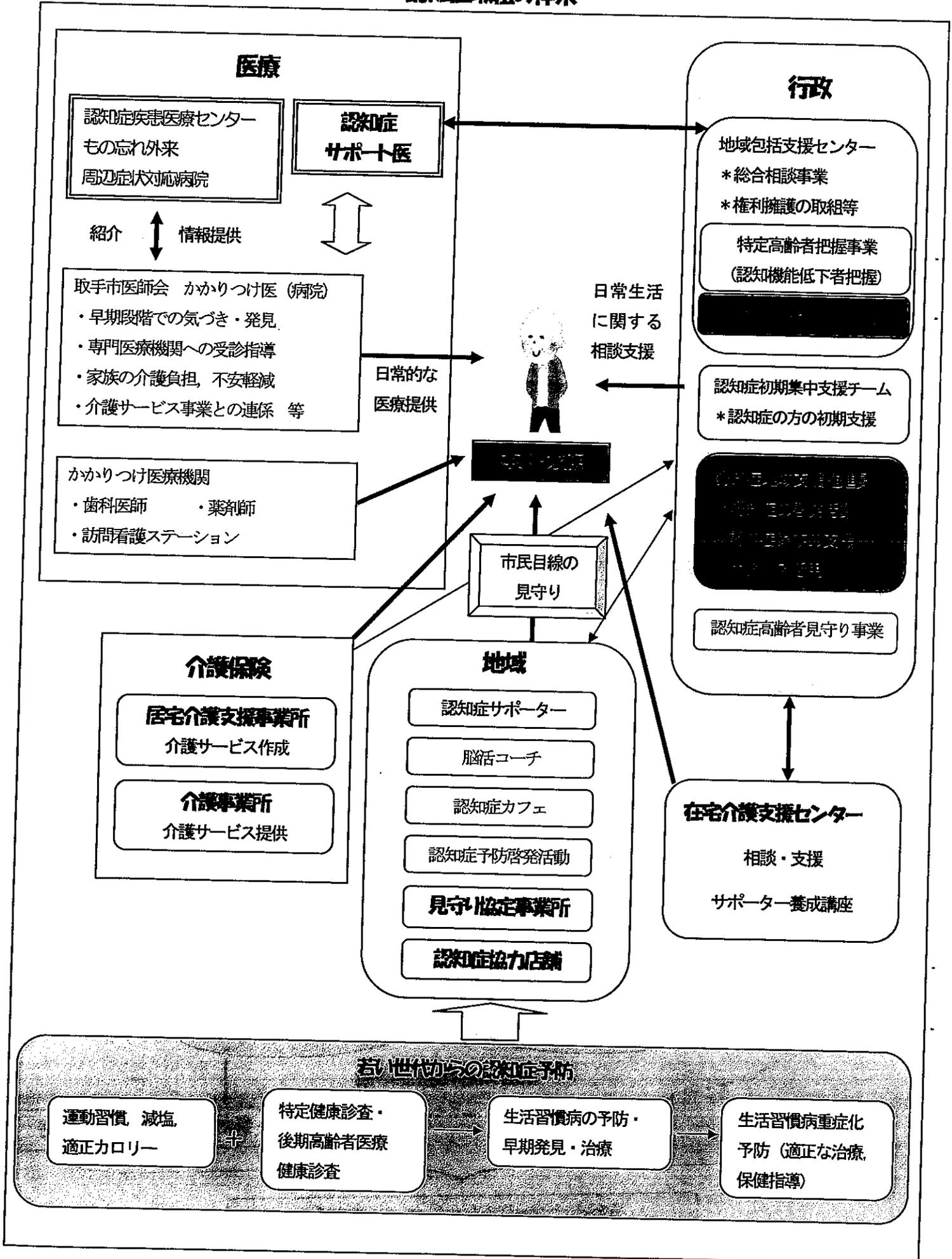
守谷市の地域包括ケアシステムのイメージ図



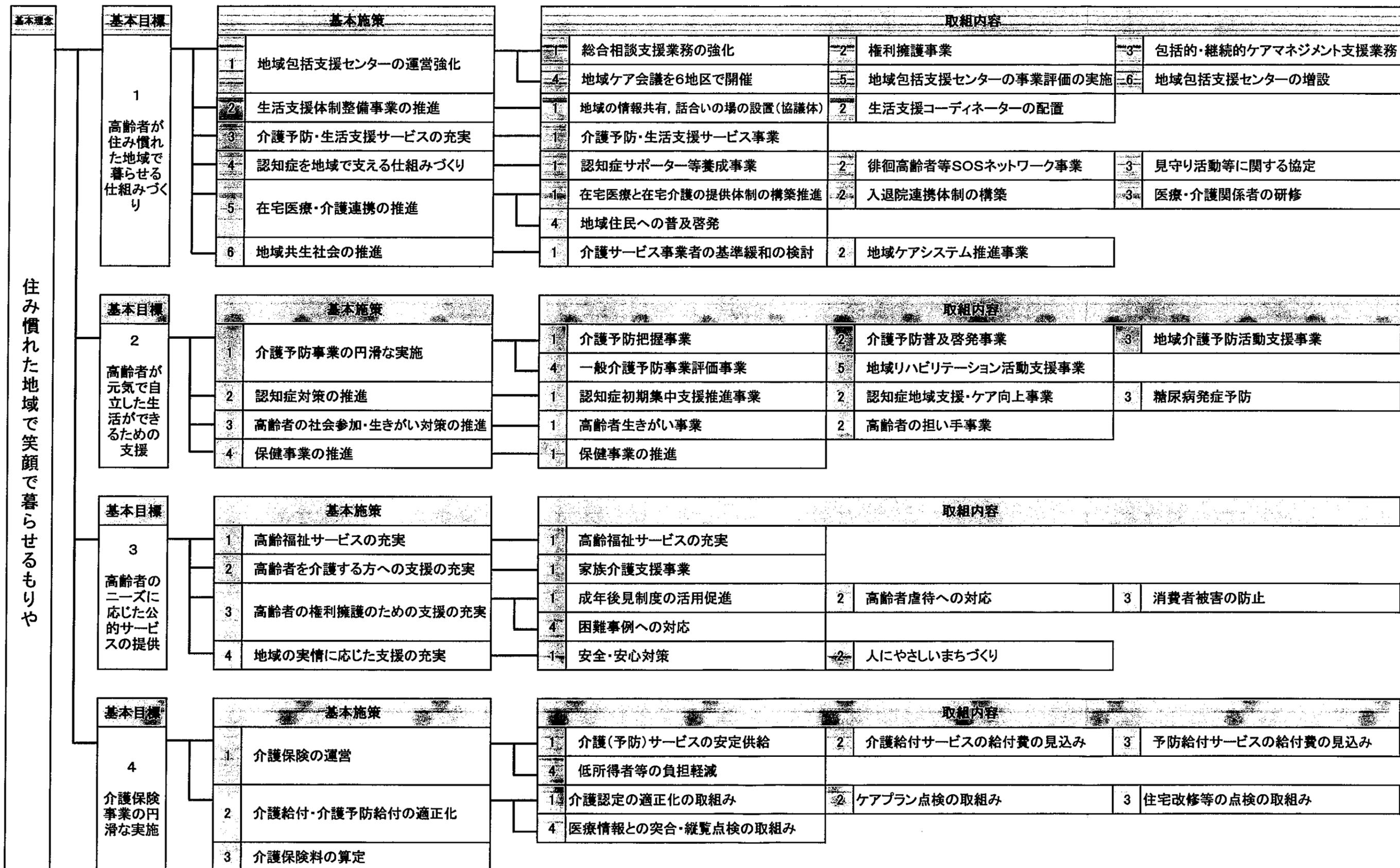
守谷市の地域ケア会議イメージ図（高齢者）



認知症取組の体系



第2節 施策体系



住み慣れた地域で笑顔で暮らせるもりや

第二編 各論

基本目標 1 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

【施策の目標】

施策の目標	現状値	目標値
地域の中で互いに支え合える仕組みが整っていると思っている市民の割合	44.8%	50.0%
地域にかかりつけの医師を持っている人の割合	58.8%	65.0%
認知症の予防のために、活動等をしている 60 歳以上の人の割合	11.7%	20.0%

(現状値：2016 年度守谷市まちづくり市民アンケート)

基本目標 1

基本施策 1 地域包括支援センターの運営強化

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
総合相談件数	709 件/年	809 件/年
包括的継続的支援件数 (対象者数)	300 件/年	400 件/年
専門職対象研修会開催数	8 回/年	9 回/年
地域ケア会議開催件数	29 件/年	40 件/年

(現状値：2017 年 9 月現在の年度推計)

【取組の方向性】

ニーズ調査の結果、家族や友人以外の相談先として医師・歯科医師・看護師が 31.1%と一番高く、次いで地域包括支援センターが 16.2%となっています。今後、75 歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、複合的な生活課題への対応が求められます。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域包括ケアを推進するためには、その体制づくりと地域におけるネットワークの構築が必要です。このため、地域包括支援センターが地域の最前線に立ち、在宅介護支援センターとの連携により、保健、福祉のワンストップ相談窓口として、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、認知症施策の推進、虐待防止、生活支援体制整備等、複雑かつ多様化する問題に迅速に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

【取組内容】

1 総合相談支援業務の強化

地域包括支援センター職員が6地区担当制で相談窓口となります。

高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加により、総合相談支援業務の役割が大きくなることから、研修やミーティングにより相談対応職員のケース対応能力を養い、必要な知識の会得に取り組むことにより早期解決に結び付けます。

具体的には、多職種による出張相談会の開催、高齢者の熱中症予防訪問、24時間対応業務、要介護認定者相談、リハビリ専門職による生活機能相談等を実施します。

- ① 6地区において、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。
- ② 相談を受けた高齢者世帯への戸別訪問や情報収集により、高齢者や家族の実態把握を行います。
- ③ 総合相談の初期段階において、緊急対応の判断および専門的・継続的な支援の必要性を判断します。特に認知症高齢者の徘徊や認知症状の急性増悪、高齢者虐待等については、早急に対応します。
- ④ 専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合は、個別の支援計画を策定し、多職種協働による支援を行います。
- ⑤ 地域での見守りで対応可能なケースは、民生委員や地域の関係者、在宅介護支援センター等との情報共有と、定期的な状況確認（モニタリング）を行います。

2 権利擁護事業

地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、課題の解決に有効な社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう支援します。

主治医や介護支援専門員、介護サービス担当者等との多職種協働の連携体制の構築、市内の主任介護支援専門員との協働により、介護支援専門員や介護職員の実践力向上の支援を行います。

専門職向けの研修は、現状での課題に即した内容とし、資質の向上に努めます

4 地域ケア会議の実施

個別ケースについては、民生委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題を解決するための会議を開催しています。

今後は 6 地区において地区担当の地域包括支援センター職員を中心に、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。さらに地域での支え合いづくり、新たな資源開発、政策形成につなげるように調整します。

5 地域包括支援センター事業評価の実施

全国統一の評価指標を用いて業務の状況や量等の程度を把握し、地域包括支援センター運営協議会による評価・点検を行います。

これにより、地域包括支援センターの業務の状況を明らかにし、業務の改善、人員体制の整備、必要な機能強化を図ります。

6 地域包括支援センターの増設

地域包括支援センター1 か所の担当区域における高齢者人口が、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満の場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 人配置することとなっており、これまでは高齢者人口の増加に合わせて職員を増員することで対応してきました。

しかしながら、本市の高齢者人口は将来的には約 16,000 人まで増加することが予想され、現状の地域包括支援センター1 か所では市内全域への迅速で細やかな対応が困難になることが予想されます。

このため、地域包括支援センターの役割、業務内容、人員体制の見直しを図り、民間委託を含む地域包括支援センターの増設を検討します。

基本目標 1

基本施策 2 生活支援体制整備事業の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
生活支援コーディネーター養成数	3 人	8 人

(現状値：2017 年 9 月現在の年度推計)

【取組の方向性】

今後のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加に伴い、ちょっとした日常生活の困りごとの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、地域住民と行政、社会福祉協議会等の関係機関が協働し、日常生活の困りごとを助け合いで解決していく地域づくりが非常に重要になります。

在宅介護実態調査の結果、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、単身世帯では「掃除・洗濯」「買い物」「ゴミ出し」等の日常生活の多

様な支援の要望があがっていました。

また、ニーズ調査の結果では、「元気なうちは誰かの手伝いをしたい」「ボランティアのポイント制に参加したい」等の社会参加に対する希望も見られます。

今後は、守谷市地域福祉活動計画に定めている6地区を日常生活圏域とし、地域の方々との協働により地域課題や情報の共有を図り、住民による地域性を活かした取組を支援します。

【取組内容】

1 地域の情報共有、話し合いの場の設置（協議体）

既に進行している守谷市地域福祉活動計画の6地区の実行委員会を協議する場（第2層協議体）と位置付け、住民、社会福祉協議会、行政、関係団体が地域の情報共有を行い、自分たちにできることを探す場とします。

また、6地区の情報を集約し、地区同士の情報交換や地区では解決が難しい課題についての検討を行う場（第1層協議体）を設けます。

本計画期間中は、地域の課題や資源の把握、関係者との共有を重点的に行います。

2 生活支援コーディネーターの配置

守谷市における生活支援コーディネーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し、6地区の地域性や地域資源を把握した上で、地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。

本計画期間中は、主に地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。

基本目標1

基本施策3 介護予防・生活支援サービスの充実

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
介護予防・生活サービス事業数	0事業	2事業

（現状値：2017年9月現在の年度推計）

【取組の方向性】

在宅介護実態調査の結果、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、約2割の方が「外出同行」や「移送サービス」と回答しています。また、「見守り、声かけ」と回答している方や比較的介護度が低い方では、「日常生活全般の支援が必要」と回答している方が一定割合いる現状です。

今後、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中で、介護が必

要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるため、市独自や住民主体による多様な支援と、専門職が担うサービスを合わせた体制を構築していく必要があります。

【取組内容】

1 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の生活支援ニーズに対して、多様なサービスを提供できる体制の構築に向けて、具体的な立案を行います。地域のニーズや課題の把握については、生活支援コーディネーター等に対するヒアリング等を行い、事業所における担い手の確保の状況や経営状況の把握については、サービス事業所へのヒアリング等により行います。

① 訪問型サービス

指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、基準よりも緩和したサービスである訪問型サービスAの導入を計画します。

② 通所型サービス

指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間のサービスである通所型サービスCの導入を計画します。

③ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対するケアプラン作成を行います。

基本目標1

基本施策4 認知症を地域で支える仕組みづくり

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
認知症サポーター数	4,108人	6,521人
見守り活動等に関する協定事業所数	50事業所	60事業所

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、認知症の方は今後も増えていくことが予想されます。認知症になっても、地域で安心して暮らせるためには、認知症の理解と地域の協力が不可欠です。そのため、今後も市民を対象とした啓発活動を、多様な手段を活用して実施していく必要があります。

また、徘徊や認知症による問題行動への対応は、家族への負担が大きく、在宅介護実態調査の集計結果からも、介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が高い割合で回答されています。このようなことから、認知症の

レベルに応じた取組が円滑にできるよう、認知症の初期診断や早期対応できる仕組みづくりと認知症家族の支援や市民の啓発活動に取組むことが重要です。

【取組内容】

1 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。

2 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

地域における認知症高齢者等の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。

登録者には登録者の靴、持ち物、衣類等に貼る「守谷市みまもりシール」を無料で配付し、登録された情報は、市、警察署及び消防署が共有し、登録者が行方不明となった場合は、市とSOSネットワーク構成機関が連携して捜索します。

介護支援専門員、医療機関、見守り活動等協力事業所等に働きかけ、事業の普及拡大に努めます。

また、事業の実効性を高めるため、認知症サポーターを中心とした徘徊高齢者捜索訓練の実施を検討します。

3 見守り活動等に関する協定

宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の50事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（2017年10月1日現在）。

協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、一人で歩いている高齢者等に異変があることに気づいた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。

事業所に対する「守谷市みまもりシール」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに、協力事業所の拡大を図ります。

基本目標 1

基本施策 5 在宅医療・介護連携の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
在宅医療・介護相談支援センター相談件数	0 件/年	12 件/年
地域住民への啓発事業参加者数	320 人/年	400 人/年

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増えていくことが考えられます。最期の時まで住み慣れた地域で暮らせるために、在宅医療と介護を一体的に提供することが必要となります。そのため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することが重要です。

【取組内容】

1 在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制の構築を推進します。

- ① 地域の医療・介護の資源を見える化することで活用を推進
- ② 在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入検討
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの設置と機能強化

2 入退院連携体制の構築

入退院の際に、情報共有をスムーズにすることで、必要な情報や医療・介護サービスが提供できるよう関係機関との体制構築を図ります。

3 医療機関と介護事業所等の関係者の研修

取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修を開催し、顔の見える関係づくりを図ります。

4 地域住民への普及啓発

地域住民を対象に在宅医療や介護に関する講演会・シンポジウムの開催や、パンフレットの作成・配布等の普及啓発を実施します。

基本目標 1

基本施策 6 地域共生社会の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
地域ケアシステム推進事業在宅ケアチーム数	88	90

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、障がいを持ちながら高齢期になる方や複合的な課題を持つ方が今後増えていくことが予想されます。また、複数の課題を抱え、本人だけでなく家族内の問題を解決しなければならないケースなど、課題も多

様化しています。

地域の中で誰もが安心して暮らせるためにも、障がい福祉サービスと介護保険サービスが断片化しないよう横断的にサービスが利用できるようにしていくことが必要です。

そのため、地域の方との協働、関係機関との連携等により地域共生社会に向けた取組を推進します。

【取組内容】

1 介護サービス事業者の基準緩和

高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけます。

2 地域ケアシステム推進事業

多様な課題を抱えている方に対して関係者連携を強化し、相談・支援につなげます。

基本目標2 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援

【施策の目標】

施策の目標	現状値	目標値
仕事、地域活動、生涯学習、ボランティア等の社会参加をしている60歳以上の人の割合	55.5%	65.0%
介護予防のために何かをしている60歳以上の人の割合	71.4%	77.0%

(現状値：2016年度守谷市まちづくり市民アンケート)

基本目標2

基本施策1 介護予防事業の円滑な実施

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
生きがい活動支援通所事業（げんき館）延べ利用者数	3,638人/年	3,659人/年

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

ニーズ調査の結果から、85歳以上の高齢者では、運動機能リスク及び物忘れリスク該当者の割合が高く、要介護状態に直結しやすくなっていることがわかりました。そのため、転倒や・認知症になるリスクが高くなる年代より前の年代への予防を目的とした働きかけが有効と考え、介護予防事業を展開していきます。

【取組内容】

1 介護予防把握事業

要介護・要支援状態に移行する恐れのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。

2 介護予防普及啓発事業

市民に、幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として実施します。

- ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布
- ② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等の開催
- ③ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る出前講座や介護

予防教室の開催

- ④ シルバーリハビリ体操による介護予防の推進
- 3 地域介護予防活動支援事業
介護予防に関するボランティア等の人材育成をするための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します。
- 4 一般介護予防事業評価事業
一般介護予防事業の評価・検証を行い、事業の実施方法等を検討し、事業内容を改善します。
- 5 地域リハビリテーション活動支援事業
リハビリテーションに関する専門知見を有する者が、出前講座等における住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に支援します。

基本目標 2

基本施策 2 認知症対策の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
認知症関連相談件数	120 件/年間	150 件/年間
認知症初期集中支援事業ケース検討数	12 件/年間	24 件/年間
市民への認知症啓発事業参加者数	70 人/年間	100 人/年間

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

高齢者人口の増加に伴い、認知症の方が増えていくと考えられます。高齢になっても認知症にならずに元気に暮らせることが非常に大切なことですが、そのためには、生活習慣病の予防や定期的な運動等が重要となります。

また、認知症になっても地域で安心して暮らせるためには、認知症の理解と地域の協力が不可欠です。そのため、今後も市民を対象とした啓発活動を強化します。

【取組内容】

- 1 認知症初期集中支援推進事業
 - ① 認知症の早期診断
かかりつけ医と連携して認知症専門医への紹介、診察、確定診断を早期に行います。
軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の方の把握と早期対応について、医

学的見地を踏まえながら認知症サポート医と連携して対応策を検討します。

② 認知症初期集中支援チーム

2017年4月に発足した認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成され、認知症の専門医療や介護サービスにつながっていない認知症の方を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように支援します。

2 認知症地域支援・ケア向上事業

① 認知症ケアパスの活用

2017年度に作成したケアパスにより、認知症の各段階に応じた支援内容、医療・介護サービスを分かりやすく普及することで、早期に対応できるようにします。② 認知症地域支援推進員による市民向け啓発活動

地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討します。

③ 地域の認知症協力店の発掘と協力店との協働活動

地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。

④ 認知症の方とその家族に対する支援

地域において認知症の方とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェを広げ、認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。

3 糖尿病発症予防

① 特定健康診査後の保健指導（高血糖）の強化

特定保健指導の実施率向上を図り、高血圧や糖尿病といった生活習慣病の予防が必要な該当者への指導を強化していきます。

② 糖尿病予防啓発活動

糖尿病予防のための健康教育の充実を図ります。

基本目標2

基本施策3 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
シニアクラブ会員数	903人	1,002人
シルバー人材センター就業人数（実人数）	442人	460人

（現状値：2017年9月現在の年度推計）

【取組の方向性】

長寿社会を迎え、最期の時まで自立した生活ができることが非常に重要とな

っています。

ニーズ調査の結果では、趣味や関心事、健康づくり、地域活動等に参加して社会的役割を持ち、生きがいつくりや介護予防に取り組もうとする意識の高さが見られます。

今後は、高齢者自らが社会の担い手になる仕組みづくり、活躍できる場づくり、活躍できる人材育成等への支援を行います。

【取組内容】

1 高齢者生きがい事業

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
①生涯学習	生涯学習は、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、生きがいのある充実した人生を送れるようにすることを目的とし、公民館等で行われる集合学習形態、個人で行う学習等、種類や量の違いはありますが、幅広い分野で多くの方が生涯学習をしているといえます。 趣味等を活かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつり等を通して市民文化活動を引き続き支援していきます。	○	○	○
②サロン活動	閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。 高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動を行います。	○	○※	×
③シニアクラブ活動	地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいつくり・健康づくり・仲間づくりを行っています。 また、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施し、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図っています。	○	○※	×

※ 要支援の方については、自力で歩行ができ、自己の判断で活動ができる方

2 高齢者の担い手事業

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
①高齢者就業機会確保事業 (シルバー人材センター)	<p>シルバー人材センターは、高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図っています。</p> <p>また、担い手確保のための普及啓発を図ります。</p> <p>今後、新規事業として、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）への参入と人材育成を検討します。</p>	○	×	×
②シルバーリハビリ体操推進事業	<p>シルバーリハビリ体操指導士を養成し、シルバーリハビリ体操の普及に努めます。</p> <p>市内において、3級指導士養成講習会を開催し、人材を確保します。</p>	○※	×	×
③ボランティアポイント制度（仮称）	<p>介護保険施設で施設が求めるボランティア活動を行った方に対し、ポイントを付与し還元する事業を検討します。</p>	○	×	×
④協働のまちづくり担い手育成事業	<p>協働のまちづくりを担う人材育成を目標に、授業で学ぶ成果が確実に地域に活かされることを重要視しています。</p> <p>ともに考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。</p> <p>高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコース設計をするとともに、具体的な活動の場を提供します。</p>	○	○	×

※ 常勤の職についていない方及びシルバーリハビリ体操指導士会に加入し、指導士としてボランティア活動が行える方

基本目標 2

基本施策 4 保健事業の推進

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
特定保健指導実施率	41.0%	60%
一般健康教育実施者数（延）	6,513 人	7,800 人

（現状値：2017年9月現在の年度推計）

【取組の方向性】

市民一人ひとりが、日ごろから健康への意識を高め、正しい生活習慣を身に付けることによって、できるだけ長く、健康で活動的な生活を維持、継続できるよう、健康診査の受診勧奨やその後の保険指導など、保健事業の推進を図っていきます。

【取組内容】

1 保健事業の推進

① がん検診

各種がん検診を行い、早期発見、早期治療につなげていきます。

② 健康診査（特定健康診査，後期高齢者医療健康診査）

生活習慣病の予防、重症化予防につなげるため受診率向上に努めていきます。

③ 保健指導の強化

メタボリックシンドローム該当者への指導及び、血圧・血糖の値が高く医療機関への受診が必要な方への指導を強化し、生活習慣病予防に努めていきます。

④ 健康教育

生活習慣病予防のために、糖尿病予防教室、骨粗しょう症予防教室等を実施していきます。

⑤ 歯周疾患医療機関検診

歯と口腔の健康を保つために、歯のそう失の予防に努めていきます。

⑥ 予防接種（高齢者インフルエンザ，高齢者肺炎球菌）の助成

接種を希望する方の接種できる環境を整え重症化の予防を図ります。

基本目標3 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供

【施策の目標】

施策の目標	現状値	目標値
市から行政情報が十分に提供されていると思う 65歳以上の人の割合	36.2%	42.0%
市の窓口サービスは利用しやすいと思う 65歳以上 の人の割合	69.2%	70.0%

(現状値：2016年度守谷市まちづくり市民アンケート)

基本目標3

基本施策1 高齢福祉サービスの充実

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
緊急通報システム利用者数	50人	65人
配食サービス利用者数	18人	22人

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

ひとり暮らし世帯の高齢者及び高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者への在宅サービスとして、個々の状態に応じて在宅生活ができるよう、以下のサービスを継続して提供していく必要があります。

また、守谷市まちづくり市民アンケートの結果では、「市から行政情報が十分に提供されていると思う」65歳以上の割合が36.2%であったため、高齢者が必要とする情報の提供を積極的に実施し、周知に努めることが求められています。

さらに、高齢者のニーズを把握し、ニーズに応じたサービスや、地域の課題に応じたサービスの検討等、地域の高齢者の支援基盤を構築していくことが重要です。

【取組内容】

1 高齢福祉サービスの充実

取組	事業内容	対象		
		自立	要支援	要介護
①愛の定期便	ひとり暮らしの高齢者で身体の虚弱な方や心身に機能	○	○	○

事業 (ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業)	障害のある方、日常の生活環境において孤立した状況にある方等安否確認の必要性がある方に乳製品を届け、安否の確認を行います。			
②緊急通報体制整備事業 (緊急通報システム)	のひとり暮らしの高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、緊急通報システムを設置します。 ひとり暮らしの高齢者が増加し、利用者の増加が見込まれるため24時間365日の健康相談に対応できる機能の導入を検討します。	○	○	○
③軽度生活援助事業	掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし世帯の高齢者若しくは高齢者のみの世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。	○	×	×
④地域自立生活支援事業 (配食サービス)	調理が困難なひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等に対して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	○	○	○
⑤養護老人ホーム入所措置	身体上、精神上、環境上に問題があり、かつ経済的に困窮している方で自宅で生活することが困難な方に対して、養護老人ホームの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保します。	○	○	×
⑥生活管理指導短期宿泊事業	在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。	○	×	×
⑦福祉タクシー券交付事業	70歳以上の高齢者のみの世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	○	○	○

基本目標3

基本施策2 高齢者を介護する方への支援の充実

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者数	23人	65人

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

高齢者が住み慣れた自宅で暮らしていくためには、介護や支援を行っている介護者を支えるサービスも重要となります。要介護状態や認知症の症状がある高齢者等を在宅で介護している家族に対する支援を充実させ、経済的・身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【取組内容】

1 家族介護支援事業

① 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。

引き続き、広報等による「守谷市みまもりシール」についての周知を徹底し、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。

② 認知症の方の家族のつどい

認知症の方を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。

③ 寝たきり高齢者紙おむつ支給事業

要介護4以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。

④ 介護慰労金支給事業

介護サービスを受けていない中重度の要介護者を介護している家族を慰労するため、介護慰労金を支給します。

基本目標3

基本施策3 高齢者の権利擁護のための支援の充実

【重要評価指標】

指 標	現状値	目標値
成年後見相談会利用者数	20 件/年	36 件/年
高齢者虐待対応件数	15 件/年	24 件/年

(現状値：2017年9月現在の年度推計)

【取組の方向性】

認知症の方の増加に伴い、高齢者虐待の相談件数は増加の傾向にあります。

また、ひとり暮らし世帯や認知症の方の増加に伴い、成年後見制度への関心が高まっています。

このため、権利擁護の取組みとして、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点からの高齢者の生活支援が重要です。

【取組内容】

1 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行い、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。

引き続き、6地区に出向いて相談会を開催し、気軽に相談できる体制の整備を継続します。

また、制度周知、支援の必要な人の発見、相談支援等を行う地域連携ネットワークの整備方針、地域連携ネットワークの整備・運営を行う中核機関のあり方等、第8期計画に盛り込む予定である「守谷市成年後見制度利用促進計画」の具体的内容について検討します。

2 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。

3 消費者被害の防止

訪問販売業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。

4 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している、高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携して対応を検討し、必要な支援を行います。

基本目標3

基本施策4 地域の実情に応じた支援の充実

【取組の方向性】

地域住民の支援を得て、日常からの防犯・交通安全・防災対策等を行います。

公共施設における段差解消や歩きやすく移動しやすい歩道等、人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）に努め、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、道路や公園・建物等の整備をします。

また、2017年度に策定した「守谷市地域公共交通網形成計画」に基づき、「もりやコミュニティバス」（モコバス）の運行計画の見直し等により、移動の際の利便性の向上を図ります。

【取組内容】

1 安全・安心対策

① 防犯対策

守谷市防犯連絡員協議会を中核とする守谷市防犯パトロール隊によるパトロール及び啓発活動、さらには、防犯指導員が地域の高齢者を中心に行っている防犯講話等を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めていきます。

今後は、都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることから、各地域の防犯連絡員の増加を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を進めていきます。

② 交通対策

高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し実施している高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めていきます。

今後は、自治会等の地域の支援を得ながら高齢者を対象とした交通安全講話の拡充を図り、交通事故の抑制に努めるほか、認知症高齢者の交通事故防止を図るため、警察と連携した運転免許返納及び交通安全対策を進めていきます。

③ 防災対策

災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、本市が推進する発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備し、災害発生時の高齢者が安全に避難し適切な避難生活が送れるよう努めていきます。

災害時要援護者（避難行動要支援者）やその家族が安心して暮らすことができるよう、民生委員・児童委員の協力により、災害等要援護者登録台帳の整備を図っていきます。また、災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。

2 人にやさしいまちづくり

① ユニバーサルデザイン

今後もユニバーサルデザインを考慮した事業を継続していきます。遊歩道における休憩場所の確保については、安全や歩行スペースの確保など多面的な配慮を行った上で検討をします。

② 高齢者の移動手段

高齢者の移動手段として重要なコミュニティバスの更なる利便性の向上が求められていることから、2017年度に策定した「守谷市地域公共交通網形成計画」に基づき、更なる利便性向上を図ります。

高齢者サービスの見込量

(単位：人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
社会参加・生きがい対策				
サロン	1,075	1,090	1,105	1,120
シニアクラブ	921	949	977	1,005
シルバー人材センター	442	448	454	460
シルバーリハビリ体操指導士養成	17	20	20	20
介護予防普及啓発事業 (シルバーリハビリ体操)	延 22,000	延 22,300	延 22,600	延 22,900
生活支援・自立支援サービス				
軽度生活援助事業	15	20	20	20
緊急通報体制整備事業	50	55	60	65
愛の定期便事業	90	100	100	100
福祉タクシー券交付事業	138	138	138	138
住宅改修費貸付事業				
養護老人ホーム入所措置	5	6	6	6
ケアハウス				
高齢者生活支援センター				
サービス付高齢者向け住宅	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
保健サービス				
健康教育	7,950	7,950	8,000	8,000
健康相談	70	70	75	75
健康診査・がん検診	5,300	5,300	5,300	5,300
訪問指導	160	160	160	160
高齢者インフルエンザ	6,150	6,300	6,500	6,600
高齢者肺炎球菌	1,300	1,300	1,000	1,000

地域支援事業の見込量

(単位：人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防・日常生活支援総合事業	11,096	18,065	22,210	19,891
介護予防・生活支援サービス事業	1,015	7,702	8,099	8,730
介護予防・生活支援サービス事業	429	1,690	1,763	1,818
介護予防ケアマネジメント	203	2,004	2,112	2,304
一般介護予防事業	10,081	10,363	14,111	11,161
介護予防把握事業	740	461	489	510
介護予防普及啓発事業	6,831	7,241	7,550	7,789
生きがい活動支援通所事業	3,638	3,857	4,021	4,149
健康指導教室	335	356	371	383
講座・研修会	1,092	1,158	1,207	1,245
地域介護予防活動支援事業	2,510	2,661	2,774	2,862
一般介護予防事業評価事業	2,984		3,298	
地域リハビリテーション活動支援事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	857	909	948	978
地域包括支援センター運営費				
総合相談支援業務	709	752	784	809
権利擁護業務	30	32	33	34
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	118	125	130	134
包括的支援事業(社会保障充実分)	45	53	58	64
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援体制整備事業				
認知症総合支援事業	12	16	19	24
地域ケア会議推進事業	33	37	39	40
任意事業	892	956	1,009	1,053
介護給付等費用適正化事業				
家族介護支援事業	142	161	180	198
紙おむつの支給	39	41	43	44
徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	25	38	51	65
介護慰労金支給事業	1	1	1	1
認知症の方の家族のつどい	77	82	85	88
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1
認知症サポーター等養成事業	730	774	807	832
地域自立生活支援事業	19	20	21	22
審査支払手数料	383	4,008	4,224	4,608

基本目標 4 介護保険事業の円滑な実施

基本目標 4

基本施策 1 介護保険の運営

【取組の方向性】

介護保険制度は 2000 年の創設以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着しています。

今後も、介護が必要な方の尊厳が保持され、要介護状態となった場合も住み慣れた地域や住まいにおいて、本人の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者・施設から効率的に提供され、安心して暮らし続けていくことができるよう、安定的なサービス提供量の確保を図ります。

また、介護サービス利用者の負担が過大とならないよう、所得に応じて段階を設定し利用料の軽減を図るとともに、低所得者等への自己負担の助成を行います。

【取組内容】

1 介護（予防）サービスの安定供給

(1) 居宅サービス

居宅サービスとは、利用者が在宅で受けるサービスです。自宅に訪問してもらう訪問系、日帰りで利用する通所系、短期宿泊する短期入所系、在宅での環境を整える福祉用具や住宅改修、在宅サービスの組み合わせをマネジメントする居宅介護支援があります。

見込量については、過去の要介護認定者数、サービス利用者数、サービス利用実績の伸び等から算出しており、介護サービス事業所と連携し提供されるサービス内容の充実を図ります。

① 訪問介護・介護予防訪問介護

※ 介護予防訪問介護は、2017年4月より地域支援事業へ移行。(2017年度は移行期間)

訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行うサービスです。

(単位:人/月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問介護	201	216	239	250	265	274
介護予防訪問介護	43	40	23	—	—	—

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅での入浴が難しい方へ、移動入浴車等による入浴介護を行うサービスです。

(単位:人/月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問入浴介護	16	16	24	27	29	33
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、看護師等から療養上の世話と診療の補助を行うサービスです。

(単位:人/月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問看護	132	134	127	130	132	145
介護予防訪問看護	14	13	6	8	9	10

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問リハビリテーション	20	27	40	47	56	67
介護予防訪問リハビリテーション	5	6	4	5	4	4

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が通院困難な利用者に対し、介護サービス計画の作成に必要な情報を提供し、介護に対する指導、助言を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅療養管理指導	135	134	152	153	156	158
介護予防居宅療養管理指導	8	8	12	13	16	19

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

※ 介護予防通所介護は2017年4月より地域支援事業へ移行。(2017年度は移行期間)

デイサービスセンター等において、利用者が交流しながら、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
通所介護	469	386	407	397	380	366
介護予防通所介護	72	82	45	—	—	—

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設，病院，診療所において，日常生活の自立を助けるための理学療法，作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
通所リハビリテーション	155	176	182	196	215	234
介護予防通所リハビリテーション	35	36	34	34	35	37

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームや老人短期入所施設で，入浴，排せつ，食事等の介護，その他の日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所生活介護	110	110	119	127	136	145
介護予防短期入所生活介護	3	5	4	6	8	10

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等へ短期入所し，看護，医学的管理下における介護，機能訓練，その他必要な医療と日常生活上の世話を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所療養介護	28	29	34	39	42	45
介護予防短期入所療養介護	1	1	1	1	1	1

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活や療養上の世話、機能訓練を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
特定施設入所者生活介護	39	41	43	52	66	78
介護予防特定施設入所者生活介護	5	6	5	6	7	8

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具を貸与することができるサービスです。貸し出しの対象となる品目は、車いすや介護用ベッド等13種類です。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
福祉用具貸与	412	451	512	551	600	642
介護予防福祉用具貸与	67	75	57	64	74	82

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑫ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具の購入に要した費用を、年間10万円を限度として、自己負担割合に応じて9割もしくは8割を給付するサービスです。対象となる品目は、腰掛便座や入浴補助用具等5種類です。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
特定福祉用具購入	7	8	8	8	10	12
特定介護予防福祉用具購入	2	2	0	2	2	2

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修の費用を、20万円を限度として、自己負担割合に応じて9割もしくは8割を給付するサービスです。対象となる工事は、手すりの取り付けや滑りにくい床材への変更等です。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
住宅改修	7	9	5	6	9	11
介護予防住宅改修	4	3	5	4	4	3

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、居宅サービスが利用できるようサービス事業者と連絡・調整を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護支援	789	824	857	858	864	876
介護予防支援	150	163	116	126	138	149

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。また、原則として、サービスを利用できるのは、本市の市民に限られます。

このサービスは、保険者である市がサービス提供事業所の指定・指導監督の権限を有しており、本計画に基づいて積極的にサービス提供の基盤整備を図ります。

見込量については、過去の要介護認定者数、サービス利用者数、サービス利用実績の伸び等から算出しており、介護サービス事業所と連携し提供されるサービス内容の充実を図ります。

① 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回または随時の通報により、要介護者が介護その他の日常生活上の世話、緊急対応等を行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
認知症対応型通所介護	0	0	0	3	3	3
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」を組み合わせるサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	3	3

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住宅）で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
認知症対応型共同生活介護	43	39	46	45	45	45
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

⑤ 地域密着型特定施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や健康管理を行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	19	19	16	19	19	19

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し定期的に訪問したり，利用者の通報や電話等に対して随時対応するサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に，自宅に来てもらう「訪問」，施設に泊まる「宿泊」に看護を加えたサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
看護小規模多機能 型居宅介護	0	0	0	0	0	0

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

⑨ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で，入浴，食事の提供，その他の日常生活上の世話と機能訓練を日帰りで行うサービスです。

(単位：人／月)

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型通所介護	—	110	109	120	134	152

(2017年度の実績値は，2017年9月現在の年度推計値)

(3) 施設サービス

施設サービスとは，施設に入所して利用するサービスです。常時介護が必要な方が利用する特別養護老人ホーム，リハビリテーションを受ける介護老人保健施設，医療処置が必要な方が利用する介護療養型医療施設があります。

見込量については，過去の要介護認定者数，サービス利用者数，サービ

ス利用実績の伸び等から算出しています。入所待ちの方の人数をみながら、福祉圏域内の他市町村との連携を図り、施設整備を検討します。

また、利用者の生活機能が向上するサービスを提供できるよう施設と連携し、サービスの充実を図ります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入浴、排せつ、食事等の日常生活や療養上の世話、機能訓練、健康管理を行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人福祉施設	178	198	204	219	229	237

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

② 介護老人保健施設

病院での治療が終わった要介護者が家に戻ることをめざしてリハビリテーション、看護、医学的管理課での介護を行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人保健施設	59	74	80	99	101	103

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終えた要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、リハビリテーションを行うサービスです。

（単位：人／月）

	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護療養型医療施設	7	9	10	10	10	10

（2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値）

④ 介護医療院【新設】

要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供するサービスです。

（単位：人／月）

	実績	見込量

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護療養型医療施設	—	—	—	0	0	0

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

2 介護給付サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	254,417	280,799	296,463
訪問入浴介護	15,256	16,076	17,182
訪問看護	57,669	62,571	70,235
訪問リハビリテーション	23,928	29,533	36,614
居宅療養管理指導	19,058	19,593	20,005
通所介護	308,310	233,639	222,328
通所リハビリテーション	205,912	240,534	277,211
短期入所生活介護	149,439	159,827	169,421
短期入所療養介護	59,442	70,668	79,940
特定施設入居者生活介護	121,929	156,686	186,563
福祉用具貸与	79,173	86,676	92,619
特定福祉用具購入	3,453	4,497	5,546
住宅改修	6,477	9,683	11,944
居宅介護支援	143,610	144,464	146,606
(2) 地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,899	3,899	3,899
小規模多機能型居宅介護	0	28,095	28,095
認知症対応型共同生活介護	139,583	139,583	139,583
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	54,707	54,707	54,707
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	0	0
地域密着型通所介護	115,623	127,337	144,605
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	676,811	711,314	739,785
介護老人保健施設	329,958	335,593	340,606

介護療養型医療施設	40,124	40,124	40,124
介護医療院	0	0	0
介護給付費計（小計）→（Ⅰ）	2,808,778	2,955,898	3,124,081

3 予防給付サービスの給付費の見込み

（単位：千円）

	2018年度	2019年度	2020年度
（1）介護予防サービス			
介護予防訪問介護	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,052	2,423	2,814
介護予防訪問リハビリテーション	2,526	1,895	1,895
介護予防居宅療養管理指導	1,736	2,137	2,538
介護予防通所介護	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	14,914	16,045	17,197
介護予防短期入所生活介護	1,082	1,869	3,116
介護予防短期入所療養介護	279	279	279
介護予防特定施設入居者生活介護	5,091	5,719	6,787
介護予防福祉用具貸与	3,400	3,956	4,392
特定介護予防福祉用具購入	604	604	604
介護予防住宅改修	5,153	5,153	4,158
介護予防支援	7,159	7,848	8,480
（2）地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	2,393	2,393
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
予防サービス総費用計（小計）→（Ⅱ）	43,996	50,321	54,653

4 低所得者等の負担軽減

（1）高額介護（介護予防）サービス費

1か月に支払った利用者負担（1割または2割）の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

（単位：千円／年）

高額介護（介護予防）	実績	見込量
------------	----	-----

サービス費	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	46,485	58,488	76,188	84,513	101,416	121,699

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

(2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について自己負担の上限が設けられており、超えた分は介護保険から給付されます。

(単位：千円／年)

特定入所者介護（介護予防）サービス費	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	105,469	99,525	100,142	102,145	104,188	106,272

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

(3) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

1年間の医療及び介護の両制度における自己負担額の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

(単位：千円／年)

高額医療合算介護（介護予防）サービス費	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	6,305	8,076	12,708	13,344	14,011	14,711

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

(4) 守谷市介護サービス利用者負担助成制度 ※守谷市独自事業

低所得の要介護者等が在宅サービスを利用した時、自己負担額の一部が申請により払い戻されます。

(単位：千円／年)

守谷市介護サービス利用者負担助成制度	実績			見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	3,697	3,474	4,012	4,630	5,343	6,166

(2017年度の実績値は、2017年9月現在の年度推計値)

(5) 保険料の軽減

介護保険料については、低所得者の負担軽減のため公費を投入して保険料軽減を行う仕組みを設けています。具体的には、第1段階の保険料率が基準額の50%から45%に軽減されています。

基本目標 4

基本施策 2 介護給付・介護予防給付の適正化

【取組の方向性】

1 趣旨

高齢化の進展や制度の定着に伴うサービス利用者の増加等により、介護給付費が増加する中、受給者に真に必要な介護サービスを、事業者が適切に提供しなければなりません。

そのため、介護給付適正化への取組を通じて、介護保険制度の信頼性を高め、介護保険事業の安定した運営の持続を図るものです。

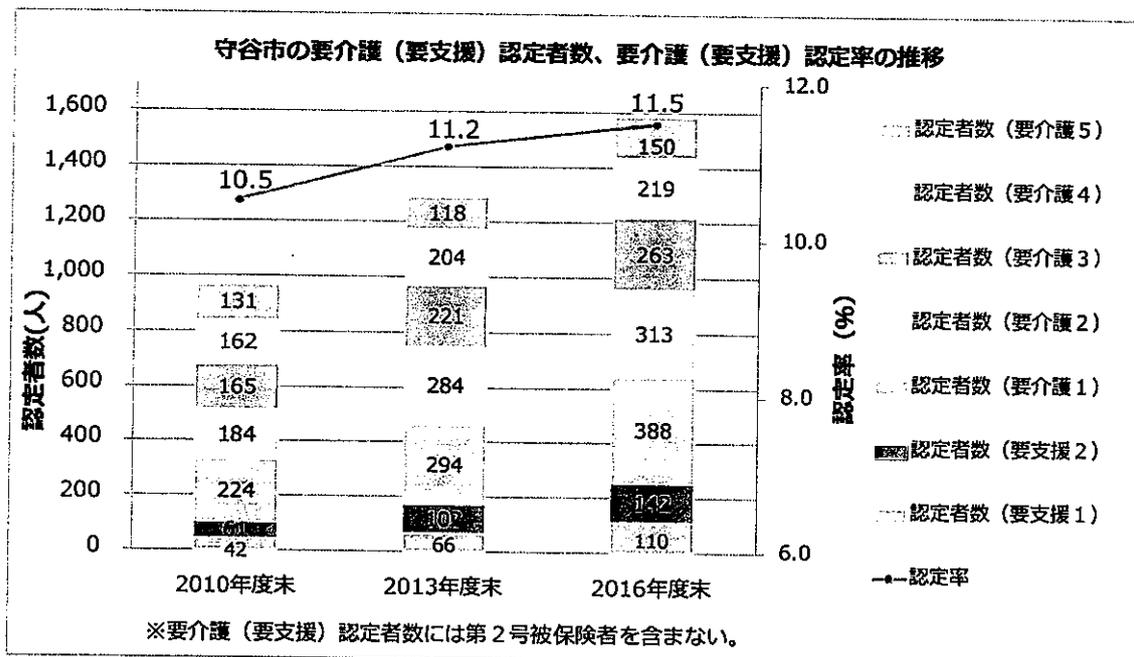
2 現状と課題

(1) 介護給付費に関連した現状

① 要介護・要支援認定者の推移

2010年度末と比較すると、2016年度末現在において認定率は1%上昇し、11.5%となっています。

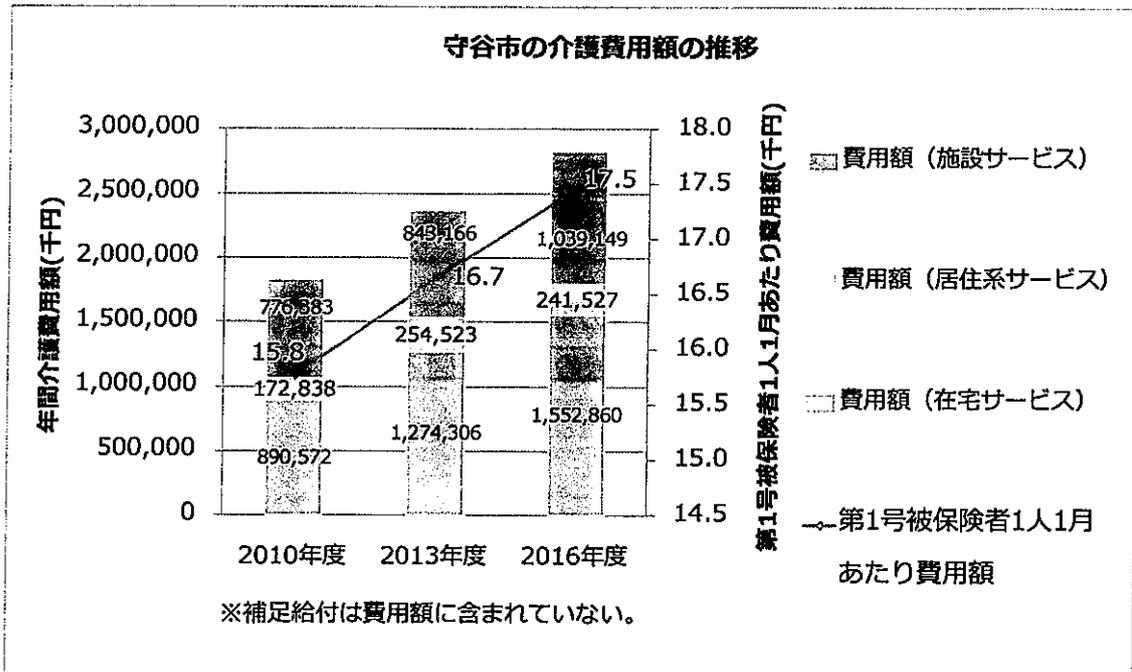
要介護度が軽度（要支援1～要介護1）認定者の割合は40.4%で、2011年3月末から比べて6.7%の上昇です。それとは反対に、中・重度（要介護2～要介護5）認定者の割合は下降しています。



② 介護給付費の推移

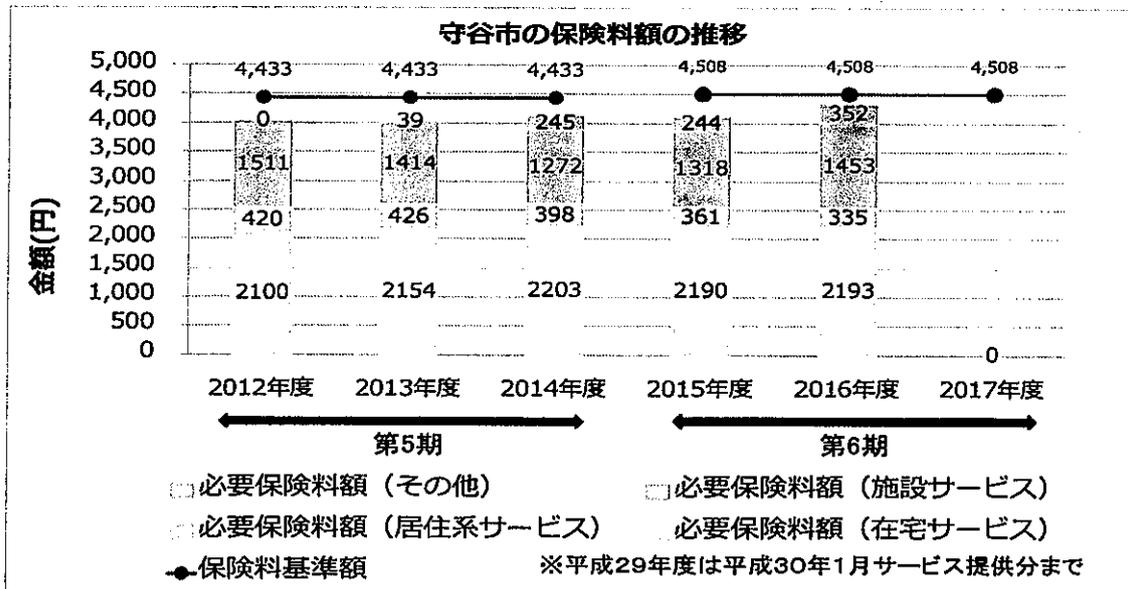
2010年度と比較すると、2016年度の介護給付費は約1.5倍の28億3,353万7,546円となっています。

第1号被保険者1人あたりの費用月額は、15,781円から1.1倍増加の17,469円となっています。



③ 第1号被保険者の保険料

第5期保険料基準額は4,433円、第6期保険料基準額は4,508円で、75円の上昇です。



(2) 介護給付適正化事業における現状と課題

① 介護給付適正化事業における現状

介護給付適正化事業の主要5事業のうち、守谷市は3事業においてほぼ100%の実施率となっておりますが、「ケアプラン点検」と「縦覧点検」については未実施の状況です。

●主要5事業の実施状況

		2015年度		2016年度	
		比率	実施件数/対象件数(件)	比率	実施件数/対象件数(件)
1	要介護認定の適正化				
	認定調査の直営化				
	更新申請	95%	1,116/1,177	93%	1,220/1,307
	区分変更申請	100%	102/102	100%	137/137
	認定調査票の点検	100%	1,740/1,740	100%	1,932/1,932
2	ケアプランの点検	0%	0/11,413	0%	0/11,997
3	住宅改修等の点検				
	住宅改修の点検	100%	124/124	100%	142/142
	福祉用具購入調査	100%	114/114	100%	115/115
4	医療情報との突合・縦覧点検				
	医療情報との突合	100%	256/256	100%	204/204
	縦覧点検	0%	0/1,272	0%	0/1,016
5	介護給付費通知の送付	年2回		年2回	

② 介護給付適正化事業における課題

高齢化の進展に伴い介護保険制度が複雑化・多様化する中で、介護給付適正化以外の業務量が増加したことで人員確保が困難となり、未実施の事業が生じています。

人員体制を確保しつつ、費用対効果が最も期待できるといわれている「縦覧点検」を優先的に推進していく必要があります。

3 実施目標

- 最終年度の2020年度には、すべての事業を実施することを目標とします。
- すでに実施している事業については、内容の充実や実施回数の拡充を図るよう努めます。
- 未実施の事業のうち、費用対効果が最も見込まれる「縦覧点検」を優先的に実施します。

●主要5事業の実施目標

		現状	第7期計画		
		2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
1	要介護認定の適正化				
	認定調査の直営化				
	更新申請(※)	93%	95%	95%	95%
	区分変更申請	100%	100%	100%	100%
	認定調査票の点検	100%	100%	100%	100%
2	ケアプランの点検	0%	0%	0%	100%
3	住宅改修等の点検				
	住宅改修の点検	100%	100%	100%	100%
	福祉用具購入調査	100%	100%	100%	100%
4	医療情報との突合・縦覧点検				
	医療情報との突合	100%	100%	100%	100%
	縦覧点検	0%	30%	70%	100%
5	介護給付費通知の送付	年2回	年2回	年2回	年2回

※認定調査の立会人（家族等）の都合により、直営の調査員で対応できない時間帯等の場合、事業所へ委託となるため、100%の実施は困難。

【取組内容】

1 要介護認定の適正化の取組

介護保険制度における要介護認定及び要支援認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行わなければなりません。真にサービスを必要とする被保険者を認定するために、適正な認定調査、認定審査会における適正な審査判定を徹底していく必要があります。

本事業は、要介護認定の認定調査の内容について、市職員が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を

図るために行います。

(1) 要介護認定調査の適正化

更新・区分変更も含めたすべての認定調査について、可能な限り市が直接実施できるよう人員を確保し、体制を整えるよう努めます。

(2) 市職員による認定調査の点検

すべての認定調査票について、市の職員が、記入漏れ、選択肢の判断基準、特記事項の内容、主治医意見書との整合性等について確認をします。

また、必要に応じて調査員及び主治医に確認して修正します。(他保険者に委託したものを除く。)

2 ケアプランの点検の取組

ケアマネジメント等は、要介護者の人格を尊重し、尊厳と自立を支えるという観点から行わなければなりません。しかし、一部の事業者が利用者にとって不必要なサービスを提供したり、自立につながらない画一的なサービスの提供を行っているケースが見受けられます。これらを改善していくために、利用者の自立支援に資する適切かつ質の高いケアプランの提供が実施されるよう、不適切事例に対し市が指導していく必要があります。

本事業は、介護支援専門員が作成した居宅介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）について、事業者に対し資料提出を求める又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。

(1) 不適切な介護サービス提供の発見及び是正を目的としたケアプランチェック

「ケアプラン点検支援マニュアル」及び国保連介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検を実施するよう努めます。

3 住宅改修等の点検の取組

住宅改修及び福祉用具購入・貸与については、利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、利用者の日常生活の自治を助けるために、必要と認められる場合に限り支給されなければなりません。

本事業は、市が利用者宅の実態調査や利用者に対する訪問調査等を行い、必要性や利用状況等について点検をすることにより、不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の状態に応じた適切なサービ

スの提供を進めるものです。

(1) 住宅改修の点検

利用者の状態像から乖離した改修であると考えられるもの、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの等、疑義が生じた案件について専門家（理学療法士、作業療法士、建築士等）の意見を取り入れるなどして、状況確認を行います。

(2) 福祉用具購入の点検

福祉用具の購入前に市へ事前相談を行うことを徹底し、利用者の状態像から妥当なものであることを確認できた場合のみ購入の許可を行います。

(3) 福祉用具貸与の点検

軽度認定者（要支援・要介護1）で、特殊寝台、車いす等の原則として給付対象とならない種目を貸与している場合や、重度認定者（要介護4・要介護5）で、歩行器、歩行補助つえを利用している場合等を抽出し、福祉用具の必要性や利用状況を確認します。

4 医療情報との突合・縦覧点検の取組

介護保険制度において市は、すべての事業者がルールを遵守したサービス提供及び介護報酬請求が行えるよう、支援及び指導をしていかなければなりません。

本事業は、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況及び医療と介護給付に給付情報等を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うものです。

(1) 医療情報との突合

国保連への業務委託により、重複請求の可能性が高い次の内容について事業所に対する確認等を行います。

- ・医療情報が月を通じて入院中（入院区分：入院，診療実日数：31日）の者に対して居宅サービスの提供が行われているもの。
- ・医療応報の診療実日数と介護情報の保険日数の合計が1月を超えているもの。

(2) 縦覧点検

国保連から提供される縦覧点検帳票のうち、特に有効性が高い次の帳票を活用し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うよう努めます。

帳票の種類	点検の視点
1 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	居宅介護支援費（サービス計画費）は、サービスの利用実績がある月に算定が可能なため、給付実績が給付管理票（サービス計画）どおりとなっているか確認する。
2 重複請求縦覧チェック一覧表	サービスを受給できる日数を超えて受給している場合や、同時に算定できないサービス、1人1事業所のみしか算定できないサービスを確認する。
3 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表	複数の請求明細書を合計し、サービスを算定できる期間や回数に制限があるものを確認する。

5 介護給付費通知の取組

介護サービスは多様なサービスを組み合わせて利用することになり、また、参入事業者も多種多様です。

本事業は、市から利用者に対して事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果をあげるものです。

(1) 介護給付費通知の送付

利用者に対し介護給付費通知を送付することで、介護給付の費用額及び

サービス内容を自己チェックしてもらい、架空請求や過剰請求の発見を促します。また、費用やサービス内容を再確認してもらうことによって、過剰利用の意識付けを行います。

基本目標 4

基本施策 3 介護保険料の算定

【取組の方向性】

標準給付見込額から第1号被保険者負担金（標準給付見込額と地域支援事業費の合計額の23%）、調整交付金相当額、調整交付金見込額、介護給付費準備基金取崩額などを算出して、介護保険料収納必要額を算出します。この額を予定介護保険料収納率で割り、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数で割って保険料を算出します。

計算の結果、第7期における標準保険料は月額4,507円となります。

	第7期計画期間				第9期 計画期間
	2018年度	2019年度	2020年度	合計	2025年度
標準給付費見込額	2,792,224,849	2,954,917,692	3,137,494,761	8,884,637,302	4,114,916,556
地域支援事業費	88,407,807	125,175,502	129,046,934	342,630,243	171,647,517
第1号被保険者負担分相当額	662,545,511	708,421,435	751,304,590	2,122,271,535	1,071,641,018
調整交付金相当額	139,611,242	147,745,885	156,874,738	444,231,865	205,745,828
調整交付金見込交付割合	0.00%	0.00%	0.00%		0.00%
後期高齢者加入割合 補正係数	1.3053	1.3301	1.3465		1.2513
所得段階別加入割合 補正係数	1.1014	1.1014	1.1014		1.1014
調整交付金見込額	0	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%				0.0%
介護給付費準備基金取崩額					0
介護保険料収納必要額					2,566,503,400
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(人)	15,854人	16,271人	16,690人	48,815人	17,912人
予定介護保険料収納率	97.00%				97.00%
保険料(月額)				4,507	6,115

※端数処理の関係により、計の数字が合わないものがあります。

この介護保険料の算定は2017年9月時点での推計値です。今後、修正する可能性があります。

第三編 資料

第1章 各審議会等の経過等

第1節 守谷市保健福祉審議会及び地域包括ケアシステム分科会の経過

1 保健福祉審議会の審議経過

回数	日時	協議・報告内容
第1回	平成29年 5月24日	・第7期守谷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定について
第2回	平成29年 7月12日	・第6期守谷市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の検証について ・在宅介護実態調査集計結果について ・第7期守谷市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の骨子案について
第3回	平成29年 9月27日	・守谷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
第4回	平成29年 11月15日	・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
第5回	平成30年 1月24日	・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）パブリック・コメント結果報告について
第6回	平成29年 2月 日	・第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

2 地域包括ケアシステム分科委の審議経過

回数	日時	協議・報告内容
第1回	平成29年 4月26日	・第7期守谷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にかかる協議機関、スケジュールについて
第2回	平成29年 6月20日	・第6期守谷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の検証について ・在宅介護実態調査集計結果について ・第7期守谷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の骨子案について
第3回	平成29年 8月23日	・守谷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
第4回	平成29年 9月12日	・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
第5回	平成29年10月27日	・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

		て
第6回	平成30年 1月 日	・第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)について

第2節 審議会設置条例等

1 守谷市保健福祉審議会条例

守谷市保健福祉審議会条例

平成10年3月23日条例第6号

改正 平成12年3月28日条例第14号

平成25年9月24日条例第18号

(設置)

第1条 保健福祉行政の円滑な運営を図るため守谷市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、保健福祉に関する事業の推進を図るため、次の各号に関する事項について調査審議し、市長に意見を答申し、又は助言する。

- (1) 保健福祉事業・介護保険事業に係る計画及び施策に関する事項
- (2) 保健福祉サービス・介護保険サービスの推進及び見直しに関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健団体代表
- (2) 福祉団体代表
- (3) 市民生委員児童委員協議会代表
- (4) 福祉施設代表
- (5) 守谷市私立幼稚園連合会代表
- (6) 守谷市PTA連絡協議会代表
- (7) 子育て支援団体代表
- (8) 学識経験者
- (9) 市の住民
- (10) 市議会議員
- (11) 行政機関代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、2回を限度とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、守谷市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年守谷市条例第18号）による改正後の守谷市保健福祉審議会条例の規定により初めて委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成12年3月28日条例第14号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 守谷市保健福祉審議会委員名簿

(任期：平成27年4月1日～平成30年3月31日)

(敬称略)

	区 分	所 属	氏 名	備 考
1	保健団体代表	母子保健推進委員会会長	入 江 和 枝	
2		食生活改善推進員協議会会長	澤 田 由加利	
3	福祉団体代表	障害児父母の会副会長	佐久間 直美	
4		NPO法人なごみ理事	青 木 雅 明	
5		老人クラブ連合会副会長	豊 島 清	～2015年6月18日
		シニアクラブ連合会副会長	黒崎 時雄	2015年6月19日～
6		ボランティア協会会長	金 高 尚 文	
7		社会福祉協議会副会長	浅井 仁勇	
8	民生委員児童委員協議会代表	民生委員児童委員連合協議会会長	村 田 昌	地域包括ケアシステム分科会
9	福祉施設代表	特別養護老人ホーム峰林荘施設長	櫻 井 信 二	地域包括ケアシステム分科会
10		障害者支援施設さくら荘主任支援員	堀 越 一 也	
11		社会福祉法人アゼリーもりり保育園長	面来 佐江子	～2017年3月31日
		社会福祉法人アゼリーもりり保育園長	白石 多実子	2017年4月1日～
12	学識経験者	医師	土 江 敏 明	地域包括ケアシステム分科会
13		取手市医師会（総合守谷第一病院院長）	城賀本 満登	地域包括ケアシステム分科会
14		看護師（守谷慶友病院）	岩 木 孝 子	
15		筑波大学准教授	柳 久 子	地域包括ケアシステム分科会
16		守谷市学校経営研修会会長（御所ヶ丘中学校長）	大谷 尚之	～2016年3月31日
		守谷市学校経営研修会会長（守谷小学校長）	菊池 靖夫	～2017年3月31日
		守谷市学校経営研修会会長（高野小学校長）	椎名 和良	2017年4月1日～

17	市の住民	一般公募	陣野 重清	
18			清水 宏眞	地域包括ケアシステム分科会
19			仲 雅嗣	地域包括ケアシステム分科会
20	市議会代表	守谷市議会保健福祉常任委員会委員長	高橋 典久	～2016年12月12日
			寺田 文彦	2016年12月13日～
21	行政機関代表	県南県民センター地域福祉室長	軍事 政博	～2016年3月31日
			泰楽 正美	2016年4月1日～ 地域包括ケアシステム分科会
22	行政機関代表	竜ヶ崎保健所所長	茂手木 甲壽夫	～2016年3月31日
			緒方 剛	2016年4月1日～
23	私立幼稚園連合 会代表	守谷市みずき野幼稚園園長	伊藤 久美子	2016年3月31日～
			内田 路得子	2016年4月1日～
24	PTA 連絡協議会代 表	けやき台中学校PTA会長	萩谷 直美	～2016年5月6日
			若杉 勇	2016年5月7日～
25	PTA 連絡協議会代 表	ひよっ子クラブ	関 根 悦 子	

第2章 用語解説

第1節 用語解説

この用語解説では、本計画書で使用されている用語と、介護保険、老人保健福祉等で広く用いられている用語を掲載しています。

=あ行=

1 アセスメント

介護支援サービスを実施するための最初の手続きで、要介護者等の有する生活上の解決すべき課題を明らかにすること。そのためには、要介護者の状態把握や生活全般に渡っての把握が必要となります。

=か行=

2 介護給付

被保険者の要介護状態に関する保険給付であり、次のものが規定されています。①居宅介護サービス費の支給 ②特例居宅介護サービス費の支給 ③居宅介護福祉用具購入費の支給 ④居宅介護住宅改修費の支給 ⑤居宅介護サービス計画費の支給 ⑥特例居宅介護サービス計画費の支給 ⑦施設介護サービス費の支給 ⑧特例施設介護サービス費の支給 ⑨高額介護サービス費の支給

3 介護給付等

介護給付又は予防給付をいいます。

4 介護サービス計画（ケアプラン）

居宅介護サービス計画及び施設介護サービス計画の総称です。

5 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者で、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に配置されます。指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等、居宅サービス計画作成等の業務を行います。介護保険施設の介護支援専門員は、施設サービス計画の作成等、施設利用者の居宅復帰を含めた業務を行います。

6 介護認定審査会

要介護認定等に係る審査判定業務を行うために市町村に設置される機関で、委員は保健、医療及び福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命することとなっています。

7 介護報酬

介護報酬とは、厚生労働大臣が定める基準により算定される保険給付の対象となる各種介護サービスの費用の額のことをいいます。

8 介護保険

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものです。保険者は市町村及び特別区等であり、被保険者は第1号被保険者が市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者、第2号被保険者が市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者となっています。

9 介護保険施設

都道府県知事が指定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいいます。

10 介護保険審査会

介護保険審査会は、都道府県に置かれ、保険給付に関する処分、保険料等の徴収金等に関する処分及び要介護（要支援）認定に係る不服の審査を行います。

11 介護予防事業

介護保険制度の中では、介護予防給付と市町村の地域支援事業として実施される介護予防事業に分けられます。

12 介護予防ケアマネジメント

予防給付のマネジメントと、地域支援事業における介護予防事業のマネジメントを指します。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、主任ケアマネジャーが主に対応します。虚弱高齢者の要支援状態への防止と要支援認定者の要介護状態への悪化防止の一体的対応が行われます。

13 居宅サービス

居宅サービスとは、次のサービスをいいます。①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩認知症対応型共同生活介護 ⑪特定施設入居者生活介護 ⑫福祉用具貸与

14 ケアマネジメント

要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、当該要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、その担当者等を定めた計画を作成し、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行うもの。

15 高齢者

65歳以上の方を高齢者といいます。

16 後期高齢者社会

65歳以上の方を高齢者のうち、75歳以上を後期高齢者といいます。

＝さ行＝

17 財政安定化基金

市町村の保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入を回避することを目的とし、国、都道府県、市町村が各3分の1ずつ拠出して設置する基金のことをいいます。

18 在宅介護支援センター

居宅における援護が必要な高齢者やその家族が身近なところで気軽に専門家に相談でき、必要なサービスを受けられるよう調整するセンターをいいます。

19 前期高齢者

65歳以上の方を高齢者のうち、65歳から74歳までを前期高齢者といいます。

＝た行＝

20 第1号被保険者

原則的に市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者は、介護保険の第1号被保険者となります。

21 第2号被保険者

原則的に市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第2号被保険者となります。

22 出前サロン(サロン)

高齢者が身近な場所で話し相手や友達づくりができることを目的に、地区公民館や自治集会所、農村集落センター等の場を活用し、市民ボランティアや指導員と音楽や体操、会話などを楽しむ活動です。

＝は行＝

23 保険給付

介護保険の保険給付には次のものがあります。①要介護状態に対する介護給付 ②要介護状態となるおそれがある状態に対する予防給付 ③市町村特別給付

24 保険者

市町村及び特別区等が、介護保険の保険者となります。

＝や行＝

25 要介護者

要介護者とは次の方をいいます。①要介護状態にある65歳以上の高齢者 ②要介護状態にある40歳以上65歳未満の方で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病により生じた方

26 要介護者等

要介護者及び要支援者をあわせて、要介護者等といいます。

27 要介護状態

要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると認められる状態で、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいいます。

28 要介護度

要介護度は、その介護の必要の程度に応じて次の5つの区分に分けられています。①要介護1（軽度の介護を要する） ②要介護2（中度の介護を要する） ③要介護3（重度の介護を要する） ④要介護4（最重度の介護を要する） ⑤要介護5（過酷な介護を要する）

29 要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者が、要介護者に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定をいいます。

30 要支援者

要支援者とは次の方をいいます。①要介護状態となるおそれのある状態にある65歳以上の高齢者 ②要介護状態となるおそれのある状態にある40歳以上65歳未満の方で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病により生じた方

31 要支援認定

予防給付を受けようとする被保険者が、要支援者に該当することについて受ける市町村の認定をいいます。

32 予防給付

予防給付は、被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付で、予防給付には次のものがあります。①居宅支援サービス費の支給 ②特例居宅支援サービス費の支給 ③居宅支援福祉用具購入費の支給 ④居宅支援住宅改修費の支給 ⑤居宅支援サービス計画費の支給 ⑥特例居宅支援サービス計画費の支給 ⑦高額居宅支援サービス費の支給

